

桶川北本水道企業団
給水装置工事便覧

令和 6 年 4 月

目 次

1	桶川北本水道企業団給水条例	1
2	桶川北本水道企業団給水条例施行規則	13
	様式第2号 分担金減免申請書	19
	様式第1号兼様式第3号 給水装置の工事申込書(表面・裏面)	20
	様式第4号 給水装置の工事検査申請書(表面・裏面)	22
	メーター取付計画書・給水契約の申込書(メーター出庫願)	24
3	桶川北本水道企業団指定給水装置工事事業者規則	25
	様式第1号 指定給水装置工事事業者証	34
	様式第2号 指定給水装置工事事業者標示板	34
4	給水装置の構造及び材質に関する規程	35
	別表	38
	止水栓・メーター廻り口径別サイズ及び材料早見表	41
	標準取出工事詳細図	42
	集合住宅におけるメーター廻り工事標準図	45
5	水道メーター設置基準	46
6	受水槽給水の設備設置基準	51
7	貯水槽水道及び自家用水道の給水装置への切替えに関する要綱	54
8	桶川北本水道企業団貯水槽水道に関する管理規程	59
	様式第1号 貯水槽水道設置届	62
	様式第2号 貯水槽水道変更(廃止)届	63
	様式第3号 貯水槽水道の水質等検査要求書	64
	様式第4号 水質等検査要求に伴う調査結果報告書	65
	様式第5号 貯水槽水道改善願い書	66
	様式第6号 貯水槽水道改善不履行報告書	67
	様式第7号 小規模貯水槽水道管理記録書	68
	様式第8号 企業団貯水槽水道管理台帳	69
9	小規模貯水槽水道の衛生対策要綱	70
	別表1 設備のチェックポイント	74
	別表2 貯水槽水道の標準的な清掃方法	75
10	3階建て建物への直結直圧式給水施行基準	76
	様式第1号 3階建て建物への直結直圧式給水事前協議書	81
	様式第2号 3階建て建物への直結直圧式給水事前協議承認通知書	82
	様式第3号 3階建て建物への直結直圧式給水条件承諾書(新設・既設)	83
11	直結増圧式給水施行基準	84
	様式第1号 直結増圧式給水事前協議書	92
	様式第2号 直結増圧式給水事前協議承認通知書	93
	様式第3号 直結増圧式給水条件承諾書(新設・既設)	94
	様式第4号 増圧給水管理責任者選任(変更)届	95

12	集合住宅等の戸別徴収事務に関する規程	96
	様式第1号 戸別徴収事務に関する事前協議書	99
	様式第2号 集合住宅等の戸別徴収事務申込書	100
	様式第3号 戸別徴収事務に関する契約書	101
13	桶川北本水道企業団配水管施設に関する要綱	103
	様式第1号 配水管施設申請書	105
14	開発等行為に係る給水取扱要綱	106
	別表 工事付帯費用	109
	様式第1号 開発給水に伴う管網整備計画書	110
	様式第2号 開発給水に伴う管網整備承認申請書	111
	様式第3号 開発給水に伴う管網整備承認通知書	112
	様式第4号 施設の工事完成・無償譲渡届	113
	様式第5号 開発給水に伴う管網整備に係る水道施設の譲受書	114
	様式第6号 開発等行為中止届	115
	様式第7号 申請者氏名等の変更届	116
15	桶川北本水道企業団指定給水装置工事事業者審査委員会規程	117
16	桶川北本水道企業団指定給水装置工事事業者の研修に関する取扱要綱	119
	様式第1号 指定給水装置工事事業者研修受講申請書	121
	様式第2号 修了証書	122
	様式第3号 指定給水装置工事事業者研修不参加理由書	123
17	桶川北本水道企業団指定給水装置工事事業者の違反行為に係る事務処理要綱	124
	様式第1号 指定給水装置工事事業者違反行為調査兼報告書	126
	様式第2号 聴聞通知書	127
	様式第3号 聴聞報告書	128
	様式第4号 処分通知書	129
	別表 指定給水装置工事事業者の違反行為に係る処分基準	131
	別表 指定給水装置工事事業者違反行為事務処理フロー	134

桶川北本水道企業団給水条例

第1章 総則

(条例の目的)

第1条 この条例は、桶川北本水道企業団（以下「企業団」という。）水道事業の給水についての料金及び給水装置の費用負担、その他の供給条件並びに給水の適正を保持するために必要な事項を定めることを目的とする。

(給水区域)

第2条 企業団の給水区域は、桶川市及び北本市の全域とする。

(給水装置の定義)

第3条 この条例において「給水装置」とは、需要者に水を供給するために企業長の施設した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。

(給水装置の種類)

第4条 給水装置は、次の3種とする。

- (1) 専用給水装置 1世帯又は1箇所専用するもの
- (2) 共用給水装置 2世帯又は2箇所以上で共用するもの
- (3) 私設消火栓 消防用に使用するもの

第2章 給水装置の工事及び費用

(給水装置の新設等の申込)

第5条 給水装置を新設、改造、修繕（水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）第16条の2第3項の国土交通省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。）又は撤去しようとする者は、企業長の定めるところにより、あらかじめ企業長に申し込み、その承認を受けなければならない。

(分担金)

第6条 給水装置を新設又は改造（水道メーター（以下「メーター」という。）の口径を既存のメーターの口径より大きい口径のメーターに改造する場合をいう。以下この条において同じ。）しようとする者は、次に掲げる区分による金額に100分の110を乗じて得た額を納入しなければならない。この場合において、改造における分担金は、改造後のメーター口径に対応する額から既存のメーター口径に対応する額を控除した額とする。

メーター口径	金額 (1給水装置につき)
20ミリメートル以下	180,000円
25ミリメートル	810,000円
30 〃	1,230,000円
40 〃	2,430,000円
50 〃	3,730,000円
75 〃	9,000,000円
100 〃	15,340,000円
150 〃	33,540,000円
200ミリメートル以上	企業長が別に定める額

2 前項の規定にかかわらず、貯水槽水道（法第14条第2項第5号に定める貯水槽水道をいう。以下同じ。）を設置する共同住宅等を新築又は改築（当該共同住宅等の建替えを含む。）しようとする者は、次の各号に定める額に100分の110を乗じて得た額を納入しなければならない。ただし、総括メーターに係るものについては、納入することを要しない。

(1) 新築する場合 各戸（箇所）のメーター口径に応じ前項に定める額

(2) 改築する場合 改築後のメーター口径に対応する額から改築前のメーター口径に対応する額を控除した額

3 前2項の分担金は、第5条に規定する企業長の承認後速やかに納入しなければならない。ただし、企業長が特別の理由があると認めるときは、その額を減免することができる。

4 前項の規定により納入された分担金は、還付しない。ただし、給水装置の新設又は改造の申し込みの取り消し、又は設計変更等により、企業長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

（新設等の費用負担）

第7条 給水装置の新設、改造、修繕又は撤去に要する費用は、当該給水装置を新設、改造、修繕又は撤去する者の負担とする。ただし、企業長が特に必要があると認められたものについては、企業団においてその費用を負担することができる。

（工事の施行）

第8条 給水装置工事は、企業長又は企業長が法第16条の2第1項の指定をした者（以下「指定給水装置工事事業者」という。）が施行する。

2 前項の規定により、指定給水装置工事事業者が給水装置工事を施行する場合は、あらかじめ企業長の設計審査（使用材料の確認を含む。）を受け、かつ、工事完成後に企業長の工事検査を受けなければならない。

3 給水装置工事を施行する場合において、他人の給水装置から分岐して自己の給水装置を設けようとする者は、当該工事に関する利害関係人の同意又は承諾を得なければならない。

4 第1項に規定する指定給水装置工事事業者について必要な事項は、企業長が別に定める。

(給水管及び給水用具の指定)

第9条 企業長は、災害等による給水装置の損傷を防止するとともに、給水装置の損傷の復旧を迅速かつ適切に行えるようにするため必要があると認めるときは、配水管への取付口からメーターまでの間の給水装置に用いようとする給水管及び給水用具について、その構造及び材質を指定することができる。

2 企業長は、指定給水装置工事事業者に対し、配水管に給水管を取り付ける工事及び当該取付口からメーターまでの工事に関する工法、工期、その他の工事上の条件を指示することができる。

3 第1項の規定による指定の権限は、法第16条の規定に基づく給水契約の申し込みの拒否又は給水の停止のために認められたものと解釈してはならない。

(給水装置の位置)

第10条 給水装置の位置は、給水装置を新設、改造又は修繕しようとする者の指定するところによる。ただし、企業長においてその箇所が不相当と認めるときは変更させることができる。

2 給水装置の位置又は工事の施行について、第三者の異議があっても、企業長はその責を負わない。

(工事費の算出方法)

第11条 企業長が施行する給水装置工事の工事費は、次の各号に掲げる費用の合計額に100分の110を乗じて得た額とする。この場合において、1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

- (1) 材料費
- (2) 労力費
- (3) 舗装復旧費
- (4) 工事監督費
- (5) 諸経費

2 前項各号に定めるもののほか、特別の費用を必要とするときは、その費用を加算する。

3 前2項に規定する工事費の算出に関して必要な事項は、別に企業長が定める。

(工事費の納付)

第12条 前条の工事費は、第5条に規定する企業長の承認後速やかに納付しなければならない。ただし、企業長がその必要がないと認めた工事については、この限りでない。

(工事費の清算)

第13条 企業長は、第11条の規定による工事費に過不足又は不用が生じたときは、工事施行後、その差額について追徴又は還付する。

(給水装置の変更等の工事)

第14条 企業長は、配水管の移転その他特別の理由によって、給水装置に変更を加える工事を必要とするときは、当該給水装置の所有者の同意がなくても、当該工事を施行することができる。この場合において、工事に要した費用は、変更等の工事を生じさせた者の負担とする。

第3章 給水

(給水の原則)

第15条 給水は、非常災害、水道施設の損傷、公益上その他やむを得ない事情及び法令又はこの条例の規定による場合のほか、制限又は停止することはない。

2 前項の給水を制限又は停止しようとするときは、その日時及び区域を定めて、その都度これを予告する。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りでない。

3 第1項の規定による、給水の制限又は停止のため損害を生ずることがあっても企業団は、その責を負わない。

(給水契約の申込)

第16条 水道を使用しようとする者は、企業長の定めるところにより、あらかじめ企業長に申し込み、その承認を受けなければならない。

(給水装置の所有者の代理人)

第17条 給水装置の所有者が給水区域内に居住しないとき、又は企業長において必要があると認めたときは、給水装置の所有者はこの条例に定める事項を処理させるため、給水区域内に居住する代理人を置かなければならない。

(管理人の選定)

第18条 次の各号の一に該当する者は、水道の使用に関する事項を処理させるため、管理人を選定し、企業長に届け出なければならない。

- (1) 給水装置を共有する者
- (2) 給水装置を共用する者
- (3) その他企業長が必要と認めた者

2 企業長は、前項の管理人を不相当と認めたときは、変更させることができる。

(メーターの設置)

第19条 給水量は、企業団のメーターにより計量する。ただし、企業長がその必要がないと認めたときは、この限りでない。

2 メーターは、給水装置に設置し、その位置は企業長が定める。

(メーターの貸与)

第20条 メーターは、企業長が設置して、水道の利用者又は管理人若しくは給水装置の所有者（以下「水道利用者等」という。）に保管させる。

2 前項の保管者は、善良な管理者の注意をもってメーターを管理しなければならない。

3 保管者が前項の管理義務を怠ったために、メーターを亡失又はき損した場合は、その損害額を弁償しなければならない。

(水道の利用中止、変更等の届出)

第21条 水道利用者等は、次の各号の一に該当するときは、あらかじめ企業長に届け出なければならない。

(1) 水道の利用をやめるとき。

(2) 用途を変更するとき。

(3) 消防演習に私設消火栓を使用するとき。

2 水道利用者等は、次の各号の一に該当するときは、速やかに企業長に届け出なければならない。

(1) 水道の利用者の氏名又は住所に変更があったとき。

(2) 給水装置の所有者に変更があったとき。

(3) 消防用として水道を使用したとき。

(私設消火栓の利用)

第22条 私設消火栓は、消防又は消防の演習の場合のほか使用してはならない。

2 前項の演習には、企業長が指定した企業団職員の立会いを要する。

(水道利用者等の管理上の責任)

第23条 水道利用者等は、善良な管理者の注意をもって、水が汚染し、又は漏水しないよう給水装置を管理し、異常があるときは、直ちに企業長に届け出なければならない。

2 前項において修繕を必要とするときは、その修繕に要する費用は水道利用者等の負担とする。ただし、企業長が必要と認めたときは、これを徴収しないことができる。

3 第1項の管理義務を怠ったために生じた損害は、水道利用者等の責任と

する。

(給水装置及び水質の検査)

第24条 企業長は、給水装置又は供給する水の水質について、水道使用者等から請求があったときは検査を行い、その結果を請求者に通知する。

2 前項の検査において、特別の費用を要したときは、その実費額を徴収する。

第4章 料金及び手数料

(料金の支払義務)

第25条 水道料金(以下「料金」という。)は、水道の使用者等から徴収する。

(料金)

第26条 料金は、1箇月につき次の表に定める基本料金、水量料金及びメーター使用料の合計額に100分の110を乗じて得た額とする。この場合において、1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(1) 基本料金及び水量料金

基本料金	水量料金(1立方メートルにつき)	
	水 量	金 額
670円	10立方メートルまでの分	50円
	10立方メートルを超え 25立方メートルまでの分	170円
	25立方メートルを超え 50立方メートルまでの分	190円
	50立方メートルを超え 100立方メートルまでの分	210円
	100立方メートルを超え 500立方メートルまでの分	230円
	500立方メートルを超える分	250円

(2) メーター使用料

口 径	金 額	口 径	金 額
13ミリメートル	60円	50ミリメートル	1,000円
20 "	120円	75 "	1,400円
25 "	150円	100 "	2,000円
30 "	180円	150 "	4,000円
40 "	320円	200 "	6,100円

(料金の算定)

第27条 料金は、定例日（料金算定の基準日として、あらかじめ企業長が定めた隔月の日をいう。）に、メーターの点検を行い、その日の属する月分及びその前月分として算定する。ただし、やむを得ない理由があるときは、企業長は、定例日以外の日に点検を行うことができる。

2 前項の規定により隔月に算定した使用水量は、各月均等とみなす。

(使用水量の認定)

第28条 企業長は、次の各号の一に該当するときは、使用水量を認定する。

- (1) メーターに異常があったとき。
- (2) メーターによらなくとも使用水量が算定できるとき。
- (3) 使用水量が不明なとき。

(特別な場合における料金の算定)

第29条 月の中途において水道の使用を開始し、又は使用をやめたときにおいて、次の各号の一に該当するときは、1箇月分として算定する。

- (1) 使用開始日から今回検針日までの使用期間が1箇月に満たない場合
- (2) 前回検針日又は使用開始日から使用をやめた日までの使用期間が1箇月に満たない場合

(料金の徴収)

第30条 料金は、隔月徴収する。ただし、企業長が必要であると認めたときは、毎月徴収することができる。

2 前項の規定にかかわらず、月の途中で水道の使用をやめたときは、随時徴収することができる。

(使用中止の届出のない場合の料金)

第31条 第21条第1項第1号の規定による使用中止の届け出がない場合は、水道を使用しないときにおいても、料金は徴収する。

(無断使用に対する認定)

第32条 第21条第2項第1号の規定による水道使用の届け出を行わずに、水道を使用した者は、前使用者に引き続いて使用したものとみなす。

(臨時使用の場合の概算料金の前納)

第33条 工事その他の理由により、一時的に水道を使用する者は、水道の使用の申し込みの際、企業長が定める概算料金を前納しなければならない。ただし、企業長がその必要がないと認めたときは、この限りでない。

2 前項の概算料金は、水道の使用をやめたとき、清算する。

(料金の還付・追徴)

第34条 企業長は、料金を徴収した後において、その額に増減を生じたときは、その差額を還付し、又は追徴しなければならない。

2 前項の還付又は追徴すべき額は、次回の料金で清算することができる。
(手数料)

第35条 手数料は、次の各号の区分により、申込者から申込みの際これを徴収する。ただし、企業長が特に理由があると認めた申込者からは、申し込み後徴収することができる。

区 分	種 別	単 位	金 額
1 給水装置工事 事業者手数料	新規指定を受ける場合	1件につき	10,000円
	指定の更新を受ける場合	1件につき	10,000円
	指定証の再交付を受ける場合	1件につき	2,500円
2 給水装置工事 設計審査手数料	メーター口径20ミリメートル以下で水栓3箇所以内の新設又は改造の工事	1件につき	2,000円
	メーター口径25ミリメートル以下で上欄以外の新設又は改造の工事	1件につき	4,000円
	メーター口径30ミリメートル以上で新設又は改造の工事	1件につき	6,000円
3 給水装置工事 検査手数料	メーター口径20ミリメートル以下で水栓3箇所以内の新設又は改造の工事	1件につき	4,000円
	メーター口径25ミリメートル以下で上欄以外の新設又は改造の工事	1件につき	8,000円
	メーター口径30ミリメートル以上で新設又は改造の工事	1件につき	12,000円
4 消防演習立会 手数料		1回につき	2,000円
5 給水装置構造 材質基準確認手 数料		1件につき	5,000円
6 配水管管理図 等謄本交付手 数料		1件につき	300円

7 諸証明書交付 手数料		1 件につき	200 円
-----------------	--	--------	-------

2 前項の手数料は、特別の理由のない限り還付しない。

(料金、手数料等の軽減又は免除)

第36条 企業長は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、この条例によって納付しなければならない料金、手数料その他の費用を軽減又は免除することができる。

第5章 管理

(給水装置の検査等)

第37条 企業長は、水道の管理上必要があると認めるときは、給水装置を検査し、水道使用者等に対し、適当な措置を指示することができる。

(給水装置の基準違反に対する措置)

第38条 企業長は、水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が、水道法施行令（昭和32年政令第336号）第6条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合していないときは、その者の給水契約の申し込みを拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間、その者に対する給水を停止することができる。

2 企業長は、水の供給を受ける者の給水装置が、指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申し込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第16条の2第3項の国土交通省令で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。

(給水の停止)

第39条 企業長は、次の各号の一に該当するときは、水道の使用者等に対し、その理由の継続する間、給水を停止することができる。

- (1) 水道使用者等が、第6条の分担金、第11条の工事費、第23条第2項の修繕費、第26条の料金又は第35条の手数料を指定期限内に納入しないとき。
- (2) 水道使用者等が正当な理由がなく、第19条の使用水量の計量又は第37条の検査を拒み、又は妨げたとき。
- (3) 給水栓を、汚染のおそれのある器物又は施設と連絡して使用する場合において、警告を発しても、なお、これを改めないとき。

(給水装置の切り離し)

第40条 企業長は、次の各号の一に該当する場合で、水道の管理上必要が

あると認めるときは、給水装置を切り離すことができる。

(1) 給水装置所有者が、90日以上所在が不明で、かつ、その給水装置の使用者がないとき。

(2) 給水装置が使用中止の状態にあって、将来使用の見込みがないと認めるとき。

(過料)

第41条 企業長は、次の各号の一に該当する者に対し、50,000円以下の過料を科することができる。

(1) 第5条の承認を受けないで、給水装置を新設、改造、修繕（法第16条の2第3項の国土交通省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。）

又は撤去した者

(2) 正当な理由がなくて、第19条のメーターの設置、第27条の使用水量の計量、第37条の検査又は第39条の給水の停止を拒み、又は妨げた者

(3) 第23条第1項の給水装置の管理義務を著しく怠った者

(4) 第26条の料金又は第35条の手数料の徴収を免れようとして、詐欺その他の不正の行為をした者

(料金等を免れた者に対する過料)

第42条 企業長は、詐欺その他不正の行為によって第26条の料金又は第35条の手数料の徴収を免れた者に対し、徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料を科することができる。

第6章 貯水槽水道

(企業団の責務)

第43条 企業長は、貯水槽水道の管理に関し必要があると認めるときは、貯水槽水道の設置者に対し、指導、助言及び勧告を行うことができるものとする。

2 企業長は、貯水槽水道の利用者に対し、貯水槽水道の管理等に関する情報提供を行うものとする。

(設置者の責務)

第44条 貯水槽水道のうち簡易専用水道（法第3条第7項に定める簡易専用水道をいう。次項において同じ。）の設置者は、法第34条の2の定めるところにより、その水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を受けなければならない。

2 前項に定める簡易専用水道以外の貯水槽水道の設置者は、別に定めるところにより、当該貯水槽水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査

を行うよう努めなければならない。

第7章 補則

(委任)

第45条 この条例の施行に関し必要な事項は、企業長が定める。

附 則 (平成10年3月2日条例第4号)

(施行期日)

1 この条例は、平成10年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前に桶川北本水道企業団給水条例(昭和41年条例第1号。)の規定によりなされた申請、届出その他の処分又は手続きは、この条例の各相当規定によりなされたものとみなす。

3 この条例第6条及び第35条の規定は、施行日以後の申し込みに係るものについて適用し、施行日の前日までの申し込みに係るものについては、なお従前の例による。

附 則 (平成12年3月13日条例第4号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成12年12月22日条例第5号)

この条例は、平成13年1月6日から施行する。

附 則 (平成15年2月26日条例第3号)

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年2月25日条例第2号)

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (令和元年9月3日条例第2号)

(施行期日)

1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

(水道料金の消費税に係る経過措置)

2 この条例による改正後の桶川北本水道企業団給水条例第26条の規定にかかわらず、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前から継続して供給している水道の使用で、施行日から令和元年10月31日までの間に水道料金の支払を受ける権利が確定されるものに係る水道料金(施行日以後初めて水道料金の支払を受ける権利が確定される日が同月31日後である水道の使用にあっては、当該確定されたもののうち、施行日以後初めて支払を受ける権利が確定される水道料金を前回確定日(その直前の水道料金の支払を受ける権利が確定した日をいう。以下同じ。)から施行日以後初めて水道料金の支払を受ける権利が確定される日までの期間の月数で除し、

これに前回確定日から同月 31 日までの期間の月数を乗じて計算した金額に係る部分に対応する部分に限る。) については、なお従前の例による。

- 3 前項の月数は、暦にしたがって計算し、1 月に満たない端数が生じたときは、これを 1 月とする。

附 則 (令和 6 年 3 月 4 日条例第 4 号)

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

桶川北本水道企業団給水条例施行規則

(規則の目的)

第1条 この規則は、桶川北本水道企業団給水条例(平成10年条例第4号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(給水装置工事の定義)

第2条 給水装置工事とは、給水装置の設置又は変更の工事をいう。

2 前項の給水装置の設置又は変更とは、給水装置の新設、改造、修繕及び撤去をいう。

3 第1項の工事とは、あらかじめ行う調査、計画の立案、工事の施行及び完成検査の一連の過程の一部又は全部をいう。

(専用給水装置の用途)

第3条 条例第4条第1号に定める専用給水装置の用途区分は、次のとおりとする。

- (1) 一般用 家庭用を含む一般的に使用するもの
- (2) 営業用 店舗、事務所等営業活動に使用するもの
- (3) 工場用 製造・加工に関わる工場及び当該事務所等に使用するもの
- (4) 官公署等用 官公署及びこれに準じる施設等で使用するもの
- (5) 臨時用 工事等、一時的又は一定期間使用するもの

2 前項の区分は、主たる使用をもって区分するものとする。

(工事の申込)

第4条 条例第5条の規定により給水装置の新設、改造、修繕又は撤去の工事をしようとする者は、様式第1号により申し込まなければならない。ただし、水道法施行規則(昭和32年厚生省令第45号)第13条で定める給水装置の軽微な変更及び既設給水管の洗浄更生は、この限りでない。

(分担金)

第5条 条例第6条第3項ただし書きの規定により分担金を減免することができるのは、次の各号のとおりとする。

- (1) 現に給水装置を所有する者が、当該給水装置を撤去し、それにかわる給水装置を新設するときは、撤去する給水装置の水道メーター(以下「メーター」という。)口径に対応する分担金の額を限度に分担金を減免することができる。この場合において、撤去する給水装置が二つ以上あるときは、それぞれの給水装置のメーター口径に対応する分担金の額の合計額とする。ただし、その合計額が新設しようとする給水装置のメーター

口径に対応する分担金の額より多いときは、新設しようとする給水装置のメーター口径に対応する分担金の額を限度とする。

(2) 地震、水害、火災その他の災害において、一時的に被災者の居住の用に供するため、又は飲料水の用に供するため給水装置を新設するときは、給水装置のメーター口径に対応する分担金の額を免除することができる。

2 分担金の減免を受けようとする者は、分担金減免申請書様式第2号に給水装置撤去工事申込及び確認通知書(建築物)(以下「確認通知書」という。)の写しを添付して企業長に申請しなければならない。

ただし、当該給水装置が公共の用に供する施設の場合、確認通知書の写しの添付を省略することができる。

(企業団の費用負担)

第6条 条例第7条ただし書きに規定する企業団の費用負担は、配水管への取付口から宅地内に設置した止水栓までの間において、公共的な保守及び管理が生じたときの修繕費用をいう。

(企業長の工事施行)

第7条 条例第8条第1項に規定する企業長が施行する給水装置工事は、前条の修繕について、企業長が発注する工事をいう。

(指定給水装置工事事業者の工事施行)

第8条 条例第8条第1項に規定する指定給水装置工事事業者が施行する給水装置工事は、条例第5条に規定する給水装置の新設等の申し込みによる企業長の承認を受けた工事をいう。

2 前項の給水装置工事の舗装復旧については、企業長が施行する。ただし、企業長が適当と認めるときは、給水装置の新設等の工事を施行した指定給水装置工事事業者が施行することができる。

(設計審査)

第9条 条例第8条第2項に規定する指定給水装置工事事業者が施行する給水装置工事の設計審査は、次の各号によるものとする。

(1) 既設給水装置の状況 所有者、施行年月、形態(単独、連合)、口径、管種、布設位置、使用水量及び水道番号

(2) 配水管の布設状況 口径、管種、布設位置、仕切弁、配水管の水圧及び消火栓の位置との関連

(3) 既設給水管からの分岐 所有者、給水戸数、布設年月、口径、布設位置及び既設建物

(4) 給水装置工事主任技術者の確認 登録番号及び氏名

2 使用材料の確認は、水道法施行令(昭和32年政令第336号)第6条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合していることの証明等に

より行うものとする。

- 3 第2項に規定する給水装置工事の設計審査については、様式第3号による設計審査を企業長に申請しなければならない。

(工事検査)

第10条 条例第8条第2項に規定する指定給水装置工事事業者が施行した給水装置工事の工事検査は、給水装置の構造及び材質に関する規程（平成10年規程第8号）第4条に規定する「給水装置工事標準計画・施工方法」に基づき、次の各号により確認する。この場合において、当該給水装置工事を施行した事業所に係る給水装置工事主任技術者の立会いを求めることができる。

- (1) 当該給水装置が構造・材質基準に適合している認証品使用の確認
- (2) 工事完成図と現況の確認
- (3) 圧力検査の確認
- (4) その他形状・寸法等の検査

- 2 前項に規定する給水装置工事の工事検査について、企業長が必要であると認めるときは、当該給水装置工事の中間検査を実施することができる。

- 3 第1項に規定する給水装置工事の検査については、様式第4号による工事検査を企業長に申請しなければならない。

(工事条件の指示)

第11条 条例第9条第2項に規定する配水管に給水管を取り付ける工事及び当該取付口からメーターまでの工事上の条件は、道路管理者の許可条件による工法及び工期並びに止水栓及びメーター設置の位置を指示する。

- 2 前項のメーターの位置は、条例第4条に定める給水装置の種類ごとに設置し、その位置は、工作物その他のためにメーターに損傷、破損及び汚染のおそれ並びに検針、取替え及び修繕に支障がなく、保管しやすい場所に設置しなければならない。

- 3 第1項の工事上の条件の指示は、様式第5号によるものとする。

(給水契約の申込)

第12条 条例第16条の規定により水道を使用しようとする者は、あらかじめ様式第6号により企業長に申し込まなければならない。

(代理人の選定)

第13条 条例第17条の規定により代理人を選定したとき、又は代理人に変更があったときは、様式第7号により企業長に届け出なければならない。

(管理人の選定)

第14条 条例第18条の規定により管理人を選定したとき、又は管理人に変更があったときは、様式第8号により企業長に届け出なければならない。

(使用中止等の届出)

第15条 条例第21条に規定する理由に該当するときは、次の各号に定める様式により届け出なければならない。

- | | |
|----------------------------|--------|
| (1) 水道の使用を中止するとき | 様式第9号 |
| (2) 水道の利用者の氏名又は住所に変更があったとき | 様式第10号 |
| (3) 給水装置の所有者に変更があったとき | 様式第11号 |
| (4) 給水装置から消防用として水道を使用したとき | 様式第12号 |
| (5) 火災消防等に消火栓から水道を使用したとき | 様式第13号 |
| (6) 消防演習に私設消火栓を使用するとき | 様式第14号 |

2 前項第1号、第2号及び第3号の届け出については、電話、ファクシミリ又はその他の方法等で各様式に代わる届け出をすることができる。

(給水装置及び水質の検査)

第16条 条例第24条の規定により給水装置又は供給する水の水質について、検査を受けようとする者は、様式第15号により請求しなければならない。

(メーターの検針)

第17条 メーターの検針は、ハンディターミナルを使用する。

2 企業長は、様式第16号の水道ご使用量のお知らせ票に使用水量、水道料金及び口座振替領収証等の情報を出し、利用者へ通知する。この場合において、検針に異状等があったときは、利用者へその旨を告げ適切な措置を講じなければならない。

3 前項により表示した個人情報及び取得した検針情報は、保全し、他に引用してはならない。

(メーター使用料)

第18条 条例第26条に規定するメーター使用料は、企業長が設置したメーターの口径に応じて算定する。

2 メーターに故障等があったときの使用料の算定は、次の各号によるものとする。

- | | |
|--------------------------|--------|
| (1) 故障等でメーターを臨時に設置した場合 | 設置した口径 |
| (2) メーターを口径変更した場合 | 変更後の口径 |
| (3) 修理、試験等のため一時的に取り外した場合 | 従前の口径 |

(使用水量の端数計算)

第19条 条例第27条第2項に規定する各月均等とみなした使用水量に端数が生じた場合は、定例日の属する月分の端数は切り捨て、その前月分の端数は切り上げるものとする。

(手数料の還付)

第20条 条例第35条第2項に規定する手数料の還付に関する特別な理由とは、次の各号によるものとする。

- (1) 給水装置工事設計審査手数料 申し込みメーター口径を減径変更したとき
- (2) 給水装置工事検査手数料 申し込みメーター口径を減径変更したとき、又は当該工事を取りやめたとき

(手数料の免除)

第21条 条例第36条に規定する手数料の免除に関する特別な理由とは、集合住宅等の戸別徴収事務に関する規程（平成16年規程第6号）が適用され戸別徴収事務に関する契約書を締結している建築物において、当該水道施設を貯水槽水道方式から直結方式へ切替える場合、条例第35条第1項の表中2及び3の部の手数料を免除とする。

(停水執行状)

第22条 条例第39条第1項第1号に規定する料金未納者へは、様式第17号の停水執行状をもって給水を停止する。この場合において、事前に当該予告の通知をしなければならない。

(標識)

第23条 給水装置の所有者は、企業長が交付する様式第18号の標識を掲示することができる。

(身分証明書)

第24条 料金の収納、メーターの検針、給水装置の工事検査及び貯水槽水道の調査に従事する者は、その身分を明らかにするため、様式第19号による身分証明書を携帯し、関係人から請求があるときは、これを提示しなければならない。

附 則（平成10年3月26日規則第3号）

- 1 この規則は、平成10年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行前に桶川北本水道企業団給水条例施行規則（昭和41年規則第7号）の規定によりなされた申請、届出その他の処分又は手続は、この規則の各相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成15年3月25日規則第1号）

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成19年10月22日規則第4号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 22 年 6 月 30 日規則第 2 号）
この規則は、平成 22 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成 31 年 4 月 25 日規則第 2 号）
この規則は、平成 31 年 5 月 1 日から施行する。

附 則（令和元年 9 月 30 日規則第 1 号）
この規則は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

様式第2号

分 担 金 減 免 申 請 書

年 月 日

桶川北本水道企業団

企業長 様

申請者住所

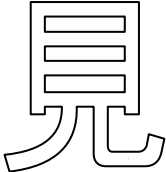
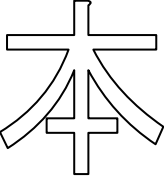
氏名

印

桶川北本水道企業団給水条例第6条第3項の規定により、分担金の減免を受けたいので、下記のとおり申請します。

撤去する給水装置の所在地と水道番号	
撤去するメーター口径	
新設する給水装置の所在地と水道番号	
新設するメーター口径	
理 由	
添付書類	建築確認通知書(写し)、給水装置の撤去工事申込書
施工業者	

様式第1号 兼 様式第3号 (裏面)

住宅地図ページ — — 配管図ページ — 案 内 図	分水管所オフセット (土被り m)
水道メーター設置箇所オフセット 	止水栓設置箇所オフセット 
給水連合管図 (所有者・給水戸数・施工年月日・口径・布設状況)	

様式第4号 (表面)

給水装置の 新設・撤去
改造(・口変有)
修繕 工事検査申請書

年 月 日

桶川北本水道企業団
企業長 様

申請者 (指定給水装置工事事業者)

水道番号		住 所 事 業 者 名 代 表 者 名 T E L		印		受 付	電算登録	
施主氏名		動 水 圧 / (:) Mpa				検査員	処 理	
施工場所		施工完了 年 月 日						(メーター m)
かたがき 名 称		水道メーター	口径 mm	番号	号	課 長	技術管理者	
検定満期 年 月 開始指針 m ³		使用状況 開栓・閉栓・閉栓 (検査後メーター引上げ)						
施工図 (平面図・立面図 S = F R E E)							※方位も記入のこと	
<div style="font-size: 4em; font-weight: bold;">見 本</div>								
主任技術者		印		登録番号 第		号		

◆メーター取付計画書(同一場所に10個以上又は口径25mm以上のメーターを取り付けることとなる場所において「給水装置の工事申込書」と共に提出いただくもの)

メーター取付計画書

新規
再度

口径	数量

桶川北本水道企業団
 企業長様

発電メーター

取付場所

住所	
方書	
使用者	
取付予定日	

申請日	
受付日	
受付者	

発電メーター関係記入欄

備考

給水係

業務係

工事事業者名	
主任技術者名	
電話番号	

※この計画は、同一場所に10個以上又は口径25mm以上の水道メーターを取り付けるに当り事務の必要上提出していただくものです。

(様式第6号)

◆給水契約の申込書(メーター出庫願)(給水装置工事終了後において、「給水装置の工事検査申請書」の提出と共に提出いただくもので、これにより水道メーターの出庫ができる。)

給水契約の申込書(メーター出庫願)

新規
再度

開栓
即日開栓

水道番号

桶川北本水道企業団
 企業長様

申請日: . . .

取付場所

住所	
方書	
氏名	

口径	メーター番号	検満年月	指針
mm		/	m ³

請求先

住所	
氏名	

口径	数量

▶ 内訳は裏面に _____ 件記載

※同一場所に複数取り付ける場合のみ記入

工事事業者名		受領印	
主任技術者名			
電話番号			

給水装置工事の受付番号		給水係	
		業務係	

備考

(ウラ面あり)

桶川北本水道企業団指定給水装置工事事業者規則

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、桶川北本水道企業団給水条例(平成10年条例第4号。以下「条例」という。)第8条の規定に基づき、桶川北本水道企業団指定給水装置工事事業者(以下「指定工事事業者」という。)について必要な事項を定め、もって給水装置工事の適正な施行を確保することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 法 水道法(昭和32年法律第177号)をいう。
- (2) 施行令 水道法施行令(昭和32年政令第336号)をいう。
- (3) 施行規則 水道法施行規則(昭和32年厚生省令第45号)をいう。
- (4) 給水装置 需要者に水を供給するために企業長が施設した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。
- (5) 給水装置工事 給水装置の新設、改造、修繕(施行規則第13条で定める給水装置の軽微な変更を除く。)又は撤去の工事をいう。
- (6) 主任技術者 法第25条の5の規定に基づく国土交通大臣及び環境大臣が交付する給水装置工事主任技術者免状を受けている者をいう。

(業務処理の原則)

第3条 指定工事事業者は、法、施行令、施行規則、条例、桶川北本水道企業団給水条例施行規則(平成10年規則第3号)及びこの規則並びにこれらの規定に基づく企業長の指示を遵守し、誠実にその業務を行わなければならない。

第2章 指定給水装置工事事業者の指定等

(指定の申請)

第4条 条例第8条第1項の指定は、給水装置工事の事業を行う者の申請により行う。

- 2 指定工事事業者として指定を受けようとする者は、施行規則に定められた様式第1による申請書に次の各号に掲げる事項を記載し、企業長に提出しなければならない。

- (1) 氏名又は名称、住所及び代表者の氏名
- (2) 法人にあつては、名称、住所、代表者の氏名及び役員 の氏名
- (3) 条例第2条に定める給水区域において給水装置工 事の事業を行う事業所（以下「事業所」という。）の名称及び所在地並びに第12条第1項の規定によりそれぞれの事業所において選任されることとなる主任技術者の氏名及び当該主任技術者が交付を受けている免状の交付番号
- (4) 給水装置工事を行うための機械器具の名称、性能及び数
- (5) 事業の範囲

3 前項の申請書には、次の書類を添えなければならない。

- (1) 次条第1項第3号のアからカまでのいずれにも該当しない者であることを誓約する書類
- (2) 法人にあつては定款又は寄附行為及び登記簿の謄本、個人にあつてはその住民票の写し又は外国人登録証明書の写し

4 前項第1号に規定する書類は、施行規則に定められた様式第2によるものとする。

（指定の基準）

第5条 企業長は、前条第1項の申請をした者が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の指定をしなければならない。

(1) 事業所ごとに第12条第1項の規定により主任技術者として選任されることとなる者を置くものであること。

(2) 次に定める機械器具を有する者であること。

ア 金切りのこその他の管の切断用の機械器具

イ やすり、パイプねじ切り器その他の管の加工用の機械器具

ウ トーチランプ、パイプレンチその他の接合用の機械器具

エ 水圧テストポンプ

(3) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 精神の機能の障害により給水装置工 事の事業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

ウ 法に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者

エ 第8条の規定により指定を取り消され、その取り消しの日から2年を経過しない者

オ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めらるるに足りる相当の理由がある者

カ 法人であつて、その役員のうちアからオまでのいずれかに該当す

る者があるもの

(指定の更新)

第5条の2 条例第8条の指定は、5年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

2 前項の更新の申請があった場合において、同項の期間（以下この項及び次項において「指定の有効期間」という。）の満了の日までにその申請に対する決定がされないときは、従前の指定は、指定の有効期間の満了後もその決定がされるまでの間は、なおその効力を有する。

3 前項の場合において、指定の更新がされたときは、その指定の有効期間は、従前の指定の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

4 前2条の規定は、第1項の指定の更新について準用する。

(指定工事業者証等の交付)

第6条 企業長は、条例第8条の指定（前条に規定する指定の更新を含む。以下第8条において同じ。）を行ったとき並びに次条第1項第1号及び第2号の変更があったときは、速やかに指定工事業者に様式第1号による「桶川北本水道企業団指定給水装置工事事業者証」（以下「指定工事業者証」という。）を交付する。

2 企業長は、様式第2号による「桶川北本水道企業団指定給水装置工事事業者標示板」（以下「指定工事業者標示板」という。）を指定工事業者に交付することができる。

3 指定工事業者は、事業の廃止を届け出たとき又は第8条の指定の取り消しを受けたときは、指定工事業者証及び指定工事業者標示板を企業長に返納するものとする。

4 指定工事業者は、事業の休止を届けたとき又は第9条の指定の停止を受けたときは、指定工事業者証及び指定工事業者標示板を企業長に提出するものとする。

5 指定工事業者は、指定工事業者証又は指定工事業者標示板を汚損又は紛失したときは、企業長に再交付を申請することができる。

(変更等の届出)

第7条 指定工事業者は、次の各号の一に掲げる事項に変更があったとき、又は給水装置工事業を廃止、休止若しくは再開したときは、次項に定めるところにより、その旨を企業長に届け出なければならない。

(1) 事業所の名称及び所在地

(2) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

(3) 法人にあっては、役員の名

(4) 主任技術者の氏名又は主任技術者が交付を受けた免状の交付番号

2 前項の規定により変更の届け出をしようとする者は、変更のあった日から30日以内に施行規則に定められた様式第10による届出書に次の書類を添えて企業長に提出しなければならない。

(1) 前項第2号に掲げる事項の変更の場合には、法人にあっては定款又は寄附行為及び登記簿の謄本、個人にあってはその住民票の写し又は外国人登録証明書の写し

(2) 前項第3号に掲げる事項の変更の場合には、施行規則に定められている様式第2による第5条第3号アからカまでのいずれにも該当しない者であることを誓約する書類及び登記簿の謄本

3 第1項により事業の廃止、休止又は再開の届け出をしようとする者は、事業を廃止し、又は休止したときは、当該廃止又は休止の日から30日以内に、又事業を再開したときは、当該再開の日から10日以内に、施行規則に定められた様式第11による届出書を企業長に提出しなければならない。

(指定の取消し)

第8条 企業長は、指定工事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、条例第8条の指定を取り消すことができる。

(1) 不正の手段により条例第8条の指定を受けたとき。

(2) 第5条各号のいずれかに適合しなくなったとき。

(3) 前条の規定による届け出をせず、又は虚偽の届け出をしたとき。

(4) 第12条各項の規定に違反したとき。

(5) 第13条に規定する給水装置工事業の運営に関する基準に従った適正な工事業の運営をすることができないと認められるとき。

(6) 第16条の規定による企業長の求めに対し、正当な理由なくこれに応じないとき。

(7) 第17条の規定による企業長の求めに対し正当な理由なくこれに応じず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。

(8) その施行する給水装置工事業が水道施設の機能に障害を与え、又は与えるおそれが大であるとき。

(指定の停止)

第9条 前条第1項各号に該当する場合において、指定工事業者に斟酌すべき特段の事情があるときは、企業長は、指定の取り消しに替えて、6月を超えない期間を定め指定の効力を停止することができる。

(指定等の公示)

第10条 次の各号に該当するときは、そのつどインターネットを利用して閲覧に供する方法等により公示する。なお、第4号及び第5号に該当する

ときは、桶川北本水道企業団公告式条例（昭和38年条例第1号）第4条に定めるところにより、これを行う。

- (1) 第4条の規定により指定工事業者を指定したとき。
- (2) 第5条の2第1項の規定により指定工事業者の指定を更新したとき。
- (3) 第7条の規定により、指定工事業者から給水装置工事の事業の廃止、休止、又は再開の届け出があったとき。
- (4) 第8条の規定により指定工事業者の指定を取り消したとき。
- (5) 前条の規定により指定工事業者の指定を停止したとき。

第3章 給水装置工事主任技術者

（主任技術者の職務等）

第11条 主任技術者は、次に掲げる職務を誠実に行わなければならない。

- (1) 給水装置工事に関する技術上の管理
- (2) 給水装置工事に従事する者の技術上の指導監督
- (3) 給水装置工事に係る給水装置の構造及び材質が施行令第6条に定める基準に適合していることの確認
- (4) 給水装置工事に関し、企業長と次に掲げる連絡又は調整を行うこと。
 - ア 配水管から分岐して給水管を設ける工事を施行しようとする場合における配水管の位置の確認に関する連絡調整
 - イ 第13条第2号に掲げる工事に係る工法、工期その他の給水装置工事上の条件に関する連絡調整
 - ウ 給水装置工事を完了した旨の連絡

2 給水装置工事に従事する者は、主任技術者がその職務として行う指導に従わなければならない。

（主任技術者の選任等）

第12条 指定工事業者は、条例第8条の指定（第5条の2に規定する指定の更新を除く。）を受けた日から14日以内に、事業所ごとに主任技術者を選任し、企業長に届け出なければならない。

2 指定工事業者は、その選任した主任技術者が欠けるに至ったときは、当該理由が発生した日から14日以内に新たに主任技術者を選任し、企業長に届け出なければならない。

3 指定工事業者は、主任技術者を選任又は解任したときは、施行規則に定められた様式第3による届出書により、遅滞なくその旨を企業長に届け出なければならない。

4 指定工事業者は、主任技術者の選任を行うに当たっては、一の事業所の主任技術者が同時に他の事業所の主任技術者とならないようにしなければならない。ただし、一の主任技術者が当該二以上の事業所の主任技術者と

なってもその職務を行うに当たって特に支障がないときは、この限りでない。

第4章 指定給水装置工事事業者の義務

(事業の運営に関する基準)

第13条 指定工事事業者は、次の各号に掲げる給水装置工事事業者の事業の運営に関する基準に従い、適正な事業の運営に努めなければならない。

- (1) 給水装置工事ごとに第12条第1項の規定により選任した主任技術者のうちから、当該工事に関して第11条第1項各号に掲げる職務を行う者を指名すること。
- (2) 配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口から水道メーターまでの工事を施行する場合において、当該配水管及び他の地下埋設物に変形、破損その他の異常を生じさせることがないよう適切に作業を行うことができる技能を有する者を従事させ、又はその者に当該工事に従事する他の者を監督させること。
- (3) 前号に掲げる工事を施行するときは、あらかじめ企業長の承認を受けた工法、工期その他の工事上の条件に適合するように当該工事を施行すること。
- (4) 主任技術者及びその他の給水装置工事に従事する者の給水装置工事事業者の施行技術の向上のために、研修の機会を確保するよう努めること。
- (5) 次に掲げる行為を行わないこと。
 - ア 施行令第6条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合しない給水装置を設置すること。
 - イ 給水管及び給水用具の切断、加工、接合等に適さない機械器具を使用すること。
- (6) 施行した給水装置工事ごとに、第1号の規定により指名した主任技術者に次の各号に掲げる事項に関する記録を作成させ、当該記録をその作成の日から3年間保存すること。
 - ア 施主の氏名又は名称
 - イ 施行の場所
 - ウ 施行完了年月日
 - エ 主任技術者の氏名
 - オ 工事完成図
 - カ 給水装置工事に使用した給水管及び給水用具に関する事項
 - キ 第11条第1項第3号の確認の方法及びその結果

(設計審査)

第14条 指定工事事業者は、条例第8条第2項に規定する設計審査を受ける

ため設計審査に係る申請書に設計図を添えて、企業長に申請しなければならない。

(工事検査)

第15条 指定工事業者は、条例第8条第2項に規定する給水装置工事検査を受けるため工事完了後速やかに当該工事検査に係る申請書により、企業長に申請しなければならない。

2 指定工事業者は、検査の結果手直しを要求されたときは、指定された期間内にこれを行い、改めて企業長の検査を受けなければならない。

(主任技術者の立会い)

第16条 企業長は、指定工事業者が施行した給水装置工事に関し、法第17条の給水装置の検査の必要があると認めるときは、当該給水装置に係る給水装置工事を施行した指定工事業者に対し、当該工事に関し第13条第1号により指名された主任技術者又は当該工事を施行した事業所に係るその他の主任技術者の立会いを求めることができる。

(報告又は資料の提出)

第17条 企業長は、指定工事業者が施行した給水装置工事に関し、当該指定工事業者に対し必要な報告又は資料の提出を求めることができる。

第5章 雑則

(表彰)

第18条 企業長は、指定工事業者が次に掲げる事項に関し、著しく功績が顕著であると認めるときは、これを表彰することができる。

- (1) 給水装置の工法等について、有益な考案又は改良をなした者
- (2) 災害等に際し、給水装置の復旧に功績があった者
- (3) その他企業長が必要と認めた者

(諮問機関)

第19条 企業長は、次の各号に関して、公正の確保と透明性の向上を図ることを目的として企業団に指定給水装置工事事業者審査委員会（以下「指定工事業者審査委員会」という。）を設置する。

- (1) 第8条の規定による指定の取消し
- (2) 第9条の規定による指定の停止
- (3) 前条の規定による表彰

2 前項の指定工事業者審査委員会について必要な事項は別に定める。

(講習会)

第20条 企業長は、給水装置の工事の施行に関する知識及び技術の向上を図るため、指定工事業者、主任技術者及びその他の給水装置工事に従事する者を対象とする講習会を実施し、又は他団体の実施する講習会を推薦す

ることができる。

(守秘義務)

第21条 指定工事業者、主任技術者及びその他の給水装置工事に従事する者は、当該給水装置工事の施行上知り得た施主の個人情報他は他に洩らしてはならない。当該工事が完成した後においても同様とする。

(施行細目)

第22条 この規則に定めるもののほか、施行に関して必要な事項は、企業長が別に定める。

附 則 (平成10年3月26日規則第5号)

(施行期日)

第1条 この規則は、平成10年4月1日から施行する。

(旧規則に基づく指定水道工事店に対する経過措置) 第2条

(旧規則に基づく主任技術者に対する経過措置) 第3条

附 則 (平成12年3月17日規則第1号)

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成15年3月25日規則第2号)

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年7月14日規則第3号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (令和元年9月30日規則第2号)

(施行期日)

第1条 この規則は、令和元年10月1日から施行する。

(指定給水装置工事事業者の指定の更新に関する経過措置)

第2条 この規則の施行の際現に指定を受けている指定給水装置工事事業者の指定の有効期間は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

- (1) 条例第8条第1項の指定を受けた日（以下この条において「指定を受けた日」という。）が平成10年4月1日から平成11年3月31日までの間である場合 1年
- (2) 指定を受けた日が平成11年4月1日から平成15年3月31日までの間である場合 2年
- (3) 指定を受けた日が平成15年4月1日から平成19年3月31日までの間である場合 3年
- (4) 指定を受けた日が平成19年4月1日から平成25年3月31日までの間である場合 4年

- (5) 指定を受けた日が平成 25 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までの間
である場合 5 年

附 則（令和 6 年 3 月 29 日規則第 2 号）
この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

様式第1号（第6条第1項関係）

桶川北本水道企業団指定給水装置工事事業者証

指定第	号
桶川北本水道企業団指定給水装置工事事業者証	
氏名又は名称 住 所 代表者氏名	
上記の者は、桶川北本水道企業団指定給水装置工事事業者であることを証する。	
年 月 日	
有効期限	年 月 日までとする
桶川北本水道企業団企業長	
印	

様式第2号（第6条第2項関係）

桶川北本水道企業団指定給水装置工事事業者標示板

指定第	号
企業団紋章	
桶川北本水道企業団	
指定給水装置工事事業者	
桶川北本水道企業団	
印	

- 1 材質は、合成樹脂製とする。
- 2 地色は、薄水色とする。
- 3 紋章及び文字は、黒色とする。
- 4 寸法は、縦300mm、横400mm、厚さ3mmとする。

給水装置の構造及び材質に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、桶川北本水道企業団（以下「企業団」という。）水道事業における給水装置の構造及び材質の基準に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(基準適合品使用義務)

第2条 給水装置の構造及び材質は、水道法施行令（昭和32年政令第336号）第6条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合するものでなければならない。

2 前項に規定する基準に適合するものとは、その技術的細目（給水装置の構造及び材質の基準に関する省令（平成9年厚生省令第14号）に規定する基準をいう。）に基づいて適合性の証明がなされた製品（製造業者自ら証明する自己認証品又は製造業者の希望に応じて、製品が基準に適合することを第三者機関が証明し、認証マークの表示を認めた第三者認証品）をいう。

(給水装置の構成)

第3条 この規程において給水装置の構成は、配水管等からの分岐器具、給水管及びこれに直結する給水用具その他の筐類をいう。

(給水装置の工事の計画及び施工)

第4条 給水装置の基本計画、水量・口径の決定及び図面作成等の基本計画並びに給水管の分岐、布設、止水栓・水道メーター（以下「メーター」という。）設置及び道路復旧等の施工については、給水装置の構造及び材質の基準の改正について（平成9年7月23日衛水第203号）の別添2「給水装置工事標準計画・施工方法」による。

(給水管及び給水用具の指定)

第5条 桶川北本水道企業団給水条例（平成10年条例第4号。以下「条例」という。）第9条第1項の規定に基づく配水管への取付口からメーターまでの間の給水装置の給水管及び給水用具については、別表に定めるものを標準とし、これを指定する。

(工事の指示)

第6条 条例第9条第2項の規定に基づく配水管への取付口からメーターまでの間の給水装置の工事に関する工法、工期その他の工事上の条件の指示については、企業長が別に定める「給水工事指示書」による。

(直結直圧給水)

第7条 給水装置による給水は、原則として建築物等の1階及び2階の給水用具に直結直圧するものとする。

2 前項の規定にかかわらず企業長は、戸建て住宅若しくは事務所又は各戸単独給水の集合住宅等の建築物で、かつ、配水管等から直接引込んだ給水装置に限り、直結直圧による給水の特例として当該建築物等の3階の給水用具に直結直圧給水を認めることができる。この場合において、当該給水装置工事を申し込もうとする者は、事前に企業長と協議するものとする。

(直結増圧給水)

第8条 3階以上で概ね10階建て以下の建築物等の直結増圧給水について企業長は、給水引込み管の口径、同時使用水量、使用動水圧及び関連する配水管網への影響等について支障がないと判断したときは、これを認めることができる。この場合において、当該給水装置工事を申し込もうとする者は、事前に企業長と協議するものとする。

(メーターバルブの設置)

第9条 一時的に水道を閉じ又は開けるため、メーターボックス内にメーターバルブを設置する。

2 メーターバルブは、メーターの流入側に設置しなければならない。

(メーターの設置)

第10条 メーターは、給水管と同口径のものを標準として使用し、水栓より低位置、かつ、水平に設置しなければならない。

2 メーターの口径が50ミリメートル以上を設置するとき、又は40ミリメートル以下であっても検針に支障があるときは、リモート計量の発電式メーター等を設置する。この場合において、リモート装置は、点検しやすい場所に設置しなければならない。

(浄水器等の取付け)

第11条 活性器、浄水器等（以下この条において「浄水器等」という。）の給水装置への取付けは、当該浄水器等の管理の徹底を条件に、次の各号によるものとする。

(1) 企業団の水質責任分界点は、当該浄水器等の取付けが給水装置の管路途中の場合は、取付けの上流側の止水栓まで、給水装置の末端給水栓に取付ける場合は、取付け位置の上流側までとする。

(2) 浄水器等の設置者は、当該浄水器等の使用及び管理に責務を負うものとする。

(3) 給水装置の管路途中に取付ける浄水器等は、逆流防止の装置が講じられていること。

(4) 第2条第2項に規定する認証品の浄水器等であること。

(受水槽の設置等)

第12条 一時に多量の水を使用する箇所その他企業長が必要と認める箇所には受水槽を設けるものとし、その設備については、別に定めるところにより、設置者と協議し決定する。

(施行基準)

第13条 この規程に定めるもののほか、施行に関して必要な基準は、企業長が別に定めるものとする。

附 則 (平成10年3月26日規程第8号)

1 この規程は、平成10年4月1日から施行する。

2 改正後の給水装置の構造及び材質に関する規程は、この規程の施行の日以後に申込み給水装置の工事から適用し、同日前に申請を受理した給水装置工事申請書については、なお従前の例による。

附 則 (平成15年3月25日規程第7号)

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年3月31日規程第2号)

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年2月25日規程第1号)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則 (平成29年3月1日規程第1号)

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (令和元年9月30日規程第1号)

この規程は、令和元年10月1日から施行する。

別表(第5条関係)

区分	品名	呼び径	品番、規格・基準等	形質	備考
管類	水道用硬質塩化ビニール管	40mm以下	JIS K 6742	耐衝撃性硬質塩化ビニール管(HIVP)	給水引込管
		50mm	JWWA K 129	ゴム輪形ロング受口(HIVP・RR-L)	道路内埋設用 〔切管接続部には離脱防止金具(筒型)を使用〕
	JIS K 6742		耐衝撃性硬質塩化ビニール管(HIVP)	給水引込管	
	ダクタイル鋳鉄管	75mm以上	JWWA	◇GX形 ・直管 ~JWWA G 120-2013 ・異形管 ~JWWA G 121-2013 ・内面エポキシ樹脂粉体塗装 JWWA G 112	給水引込管及び道路内埋設用
分水岐類	不断水割T字管(DIP用)	100mm以上	企業団指定	二ツ割又は三ツ割	鋳鉄管からの取出し 〔分岐口径は配水管径より下位の口径〕 通水部粉体塗装・全周パッキン・ソフトシールフランジ型、ポリスリーブ等による被覆実施
	不断水割T字管(ACP用)	100mm以上	企業団指定	二ツ割又は三ツ割	石綿管からの取出し 〔分岐口径は配水管径より下位の口径〕 通水部粉体塗装・全周パッキン・ソフトシールフランジ型、ポリスリーブ等による被覆実施
	不断水割T字管(ACP用)	75mm以上	企業団指定	二ツ割又は三ツ割 φ 75~300 × 50	石綿管からの取出し 〔分岐口径50mm〕 通水部粉体塗装・全周パッキン・ソフトシールフランジ型、ポリスリーブ等による被覆実施
	不断水割T字管(VP用)	100mm ~150mm	企業団指定	二ツ割又は三ツ割 φ 100 × 75 φ 150 × 75・100	塩ビ管からの取出し 〔分岐口径は配水管径より下位の口径〕 通水部粉体塗装・全周パッキン・ソフトシールフランジ型、ポリスリーブ等による被覆実施
	サドル付分水栓(DIP用)	75mm以上	JWWA B 117 A形	止水機構ボール式	取出し口径は 25mm・50mm 防食フィルム含む
	サドル付分水栓(ACP用)	75mm以上	JWWA B 117 A形	止水機構ボール式	取出し口径は25mm 防食フィルム含む
	サドル付分水栓(VP用)	40mm ~150mm	JWWA B 117 A形	止水機構ボール式	取出し口径は ・40mm管からは20mm ・50mm管からは 20mm・25mm ・75mm~150mm管からは 25mm・50mm 防食フィルム含む
	サドル付分水栓(PP用)	40mm 50mm	JWWA B 136 A形	止水機構ボール式	取出し口径は ・40mm管からは20mm ・50mm管からは 20mm・25mm 防食フィルム含む
	防食・発錆防止コア	25mm 50mm		ゴム被覆コア又は樹脂被膜コア	
	水道用硬質塩化ビニール管チーズ	30mm以下	JIS K 6743	耐衝撃性硬質塩化ビニール管(HIVP・TS)	HIVP・TS
伸縮可とう離脱防止継手ナット付チーズ	JWWA G 270		塩ビ×塩ビ、ポリ×塩ビ等	既設埋設管(VP・PP) 20mm~30mmからの 分岐用	

継 手 類	不断水取出エルボ	50mm	自己認証品	砲金製	企業団特注品
	伸縮可とう継手	50mm以下	JWWA G 12	分水栓用(塩ビ管用)	サドル付分水栓に接続
	伸縮可とう離脱防止継手ソケット	50mm以下	JWWA G 270	分・止水栓用(塩ビ管用)	伸縮可とう継手、又は伸縮可とう離脱防止継手ソケット以外に、現場の状況によりフレキシブル継手(JWWA G369/G370)の使用も認める
	伸縮可とう離脱防止継手(ソケット・エルボ・チーズ等)	50mm以下	JWWA G 12	塩ビ×塩ビ、ポリ×塩ビ、鋼管×塩ビ等	
	水道用硬質塩化ビニール管継手(ソケット・エルボ・チーズ等)	50mm以下	JIS K 6743	耐衝撃性硬質塩化ビニール管	HIVP・TS
	硬質塩ビ製伸縮継手(ソケット・チーズ)	50mm以下	JWWA K 119	耐衝撃性硬質塩化ビニールユニオン継手	40mm・50mmは鋼管40A・50A及びポリ管40mm・50mm共用 テーパリング付
	硬質塩ビ製伸縮継手(異種管用)	25mm以下	自己認証品(JIS K 6743に準じる)	硬質塩化ビニールユニオン継手	13×15A 20×20A 25×25A
	メーターユニオン	40mm以下	JWWA K 119	メーターユニオンHI用(ガイドナット付)	
硬質塩化ビニール管鋳鉄継手(ソケット・曲管・チーズ等)	50mm	自己認証品	離脱防止金具内蔵型又は一体型	主に道路内 曲管は、×90°・45° ・22 1/2°・11 1/4°	
弁 類 他	止水栓	40mm以下	JWWA B 108 準拠品 JWWA E 468	止水機構ボール式 (乙形一文字ハンドルタイプ)	宅地内設置
	スリースバルブ	30mm ~50mm	JIS B 2011 JWWA E 468	青銅製仕切弁 両テーパめねじ一文字ハンドル(左開き)	・給水連合管(道路内、宅地内埋設用) ・給水引込管口径50mmの止水栓
	メーターバルブ	25mm以下	JWWA B 108 JWWA E 468	伸縮型逆止弁内蔵ボール止水栓	蝶ハンドルタイプ
		30mm ~40mm			丸ハンドルタイプ
		50mm			伸縮型逆止弁内蔵ボール止水栓 (上水×上水フランジ)
	ソフトシール仕切弁	50mm	JWWA B 125	耐衝撃性硬質塩化ビニール製ソフトシール仕切弁(右開き、キャップ式)	ゴム輪形 (離脱防止器具使用) 道路内埋設用
	止水栓筐		(企業団指定)	止水栓口径20mm以下は、75*450(固定式) 又は75*450~600(伸縮式) " 25mm~40mmは、100*450(固定式) 又は100*450~600(伸縮式)	共に、企業団マーク入 耐圧に優れたものとする
	メーターボックス		(企業団指定)	20用・25用・30用・40用 50mm以上は大型量水器ボックス	企業団マーク入 耐圧に優れたものとする
	メーターユニット	25mm以下	JWWA Z 244	集合住宅用メーター配管ユニット (保温カバー含む)	パイプシャフト用
	メーターバイパスユニット	40mm以下	JWWA Z 245・282	メーターナット又は圧着接続 メーター用補足管伸縮対応タイプ又は一次側 (ヴィクトリックジョイント)・二次側(上水フランジ) タイプ	<逆止弁付> メーター交換等における 断水において支障が生じる 物件にて設置
50mm					
仕切弁捻子筐		(企業団指定)	配水管用又は給水管用 (道路内設置又は口径50mm以上の給水管 止水栓用)	企業団マーク入。座台付。 仕切弁の蓋の色 → 青 排泥弁の蓋の色 → 茶	

他	補修バンド	50mm以下		管圧着部保護用	塩ビ管用・ポリ管用
---	-------	--------	--	---------	-----------

※この表に記載のないものは担当課職員に確認すること。

止水栓・メーター廻りの口径別サイズ及び材料早見表

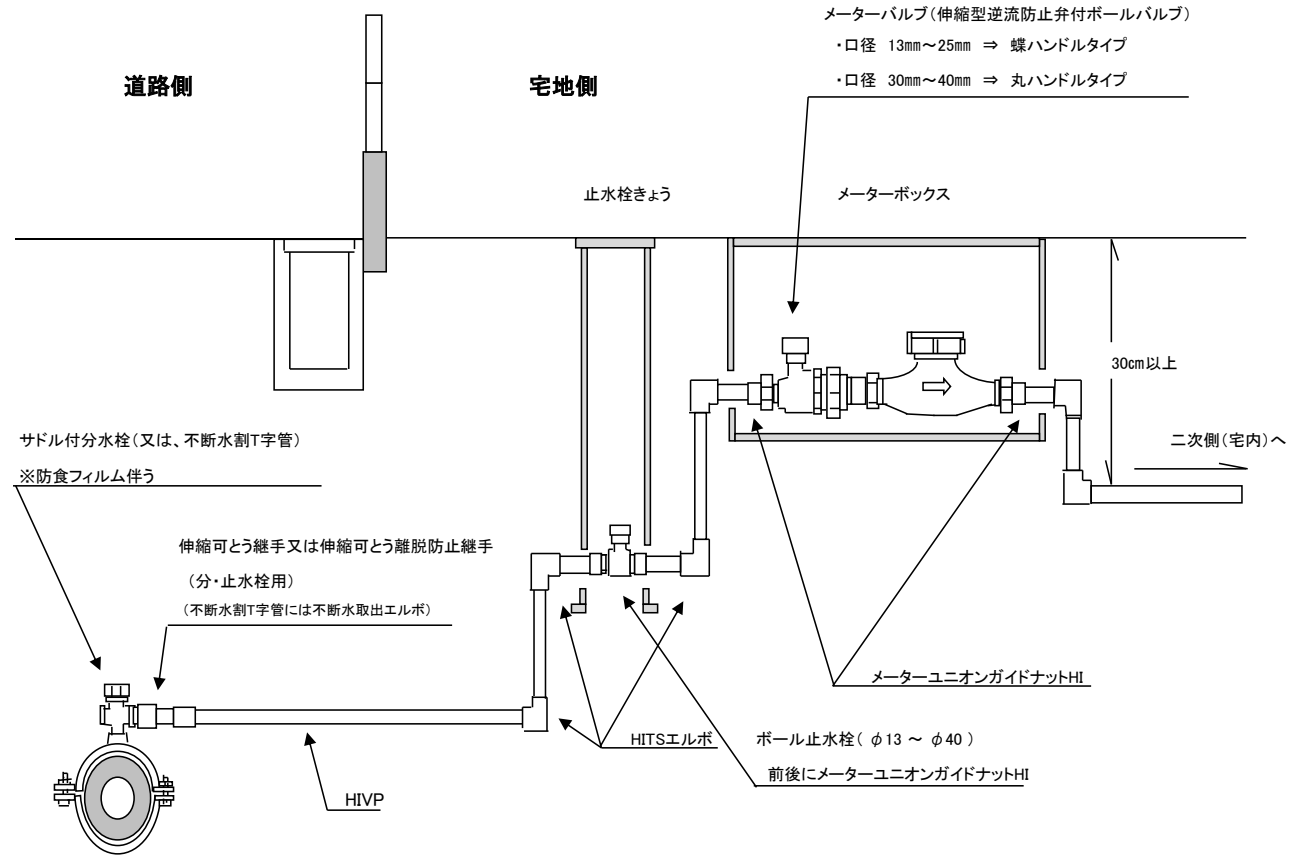
単位: mm

口径	メーター型式	L1 (ポール止水栓) 50mmはスリースV 75mm以上はソフト シーリング仕切弁	L (パッキン含まず)	L2 (メーター バルブ)			L3 (メーター)	L4 (伸縮補足管)	メーターボックス	止水栓 又は 仕切弁 筐
				L2 (メーター バルブ)	L3 (メーター)	L4 (伸縮補足管)				
13	接続流羽根車式 単乾式 直読式	65	220	110	100	—	—	13又は20用	75*450(固定式)又は 75*45~60(伸縮式)	
20	接続流羽根車式 複乾式 直読式	80	320	130	190	—	—	20用	〃	
25	接続流羽根車式 複乾式 直読式	90	370	145	225	—	—	25用	100*450(固定式)又は 100*45~60(伸縮式)	
30	接続流羽根車式 複乾式 直読式	110	398	168	230	—	—	30用	〃	
40	接続流羽根車式 複乾式 直読式	120	437	192	245	—	—	40用	・ポール止水栓⇒100*450(固定 式)又は100*45~60(伸縮式) ・スリースV⇒仕切弁捻子筐 (給水用)	
50	電子式 たて型輸流羽根車式	100	730~870	265	245	220~360	—	◇大型メーターボックス 1200 * 650 又は 1200 * 660	仕切弁捻子筐(給水用)	
75	電磁式 電源内蔵型	担当課で確認	406~535	—	160	246~375	—	◇大型メーターボックス 1000 * 700 又は 860 * 610	配水管使用材に準じる	
100	電磁式 電源内蔵型	担当課で確認	450~610	—	180	270~430	—	〃	〃	
150	電磁式 電源内蔵型	担当課で確認	627~774	—	229	398~545	—	◇大型メーターボックス 1200 * 650 又は 1200 * 660	〃	

* 数値は目安です。(材料)においてはメーカーにより数ミリメートルの違いがあります

標準取出工事詳細図

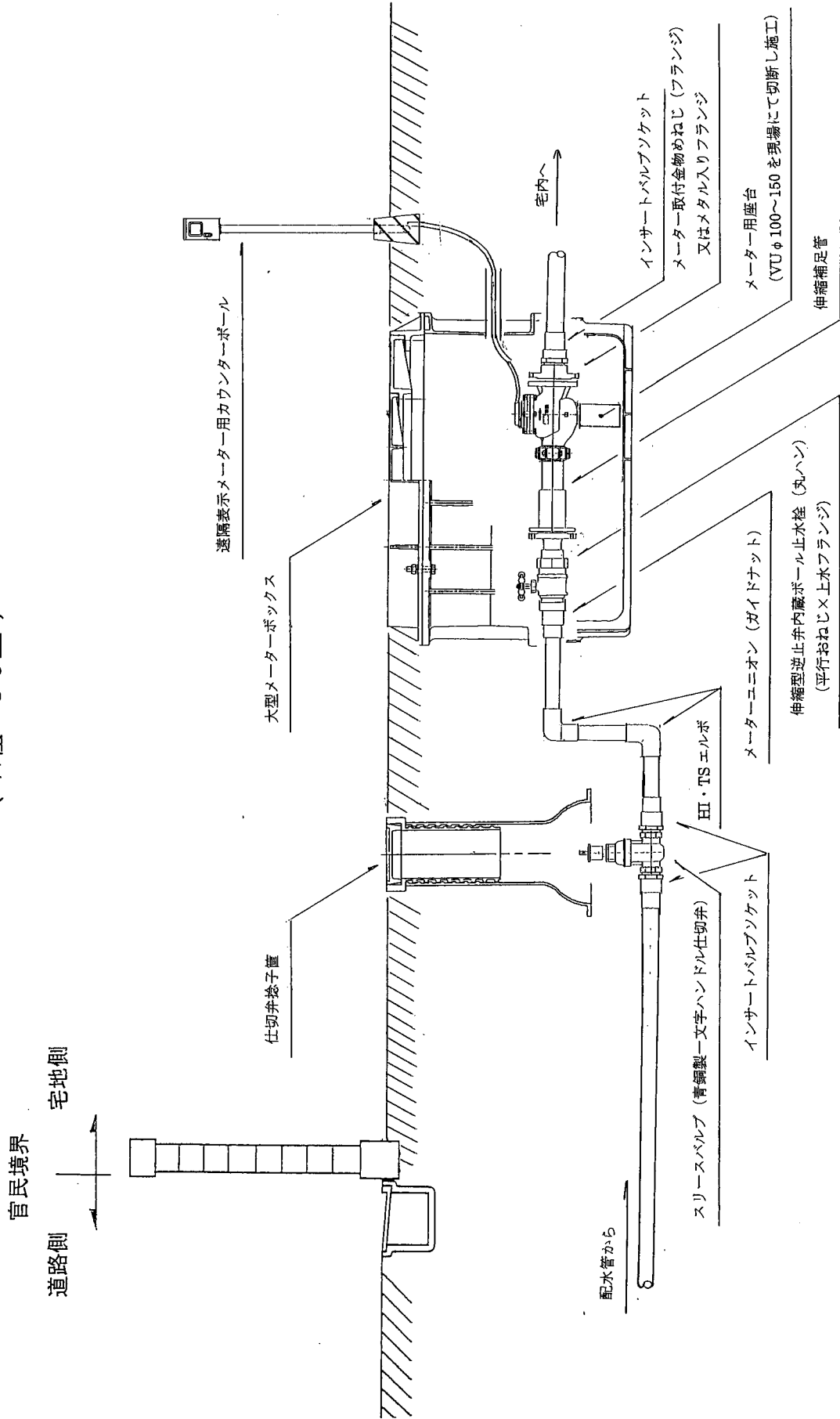
(口径 13 mm～40 mm)



- ◆ メーター廻りの配管等は、次によるものとする。
- 口径40mmまでは、耐衝撃性硬質塩化ビニール管(HIVP)を使用する。特別な場所ではフレキシブル管を取付ける。
 - 口径50mmは、耐衝撃性硬質塩化ビニール管、又は硬質塩化ビニールライニング鋼管、ポリエチレン粉体ライニング鋼管を使用する。特別な場所ではフレキシブル管を取り付ける。
 - 口径75mm以上では、ダクタイル鋳鉄管(メーター一次側)、又は硬質塩化ビニールライニング鋼管、ポリエチレン粉体ライニング鋼管を使用する。

給水装置標準配管図

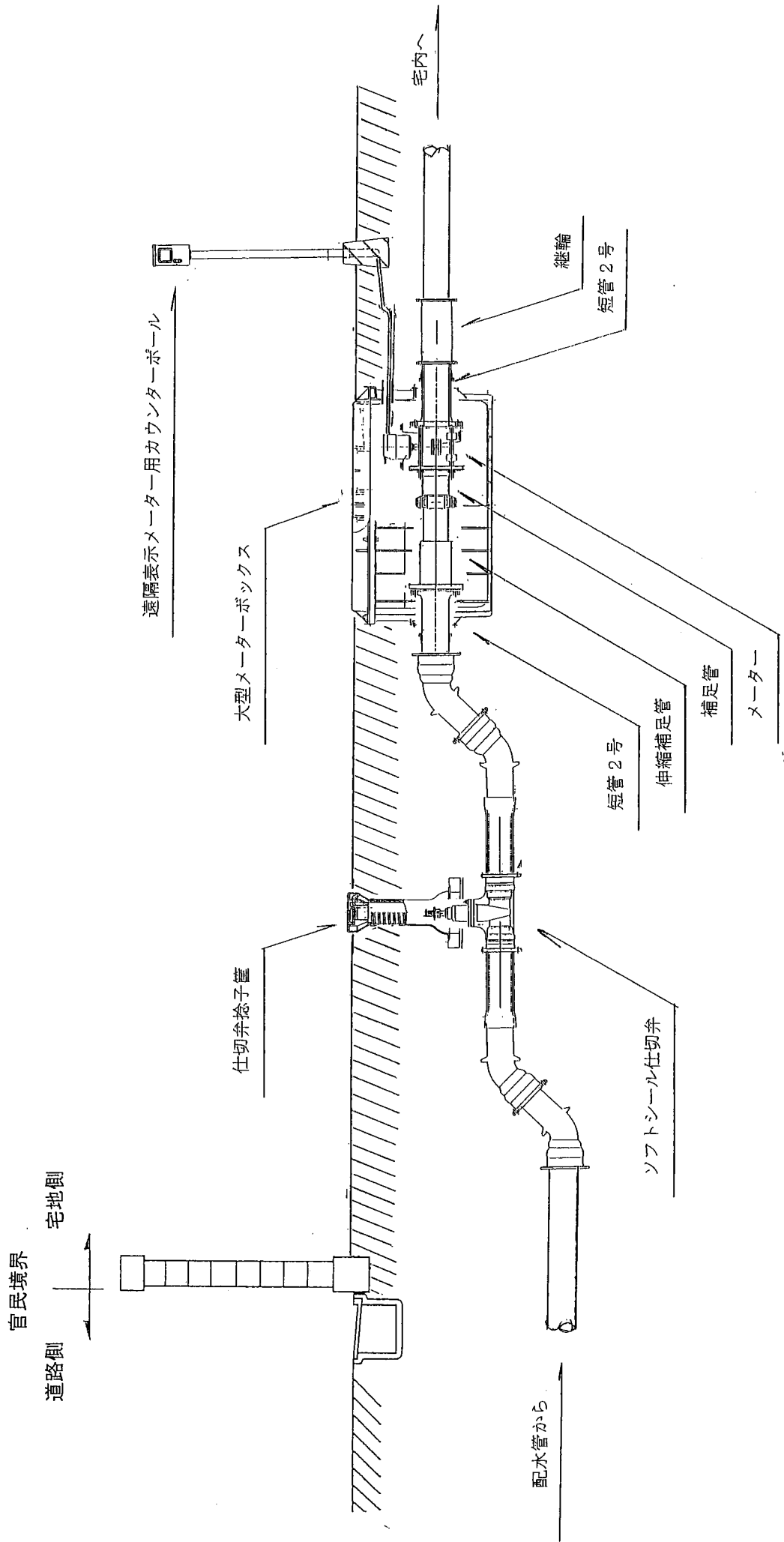
(口径 50mm)



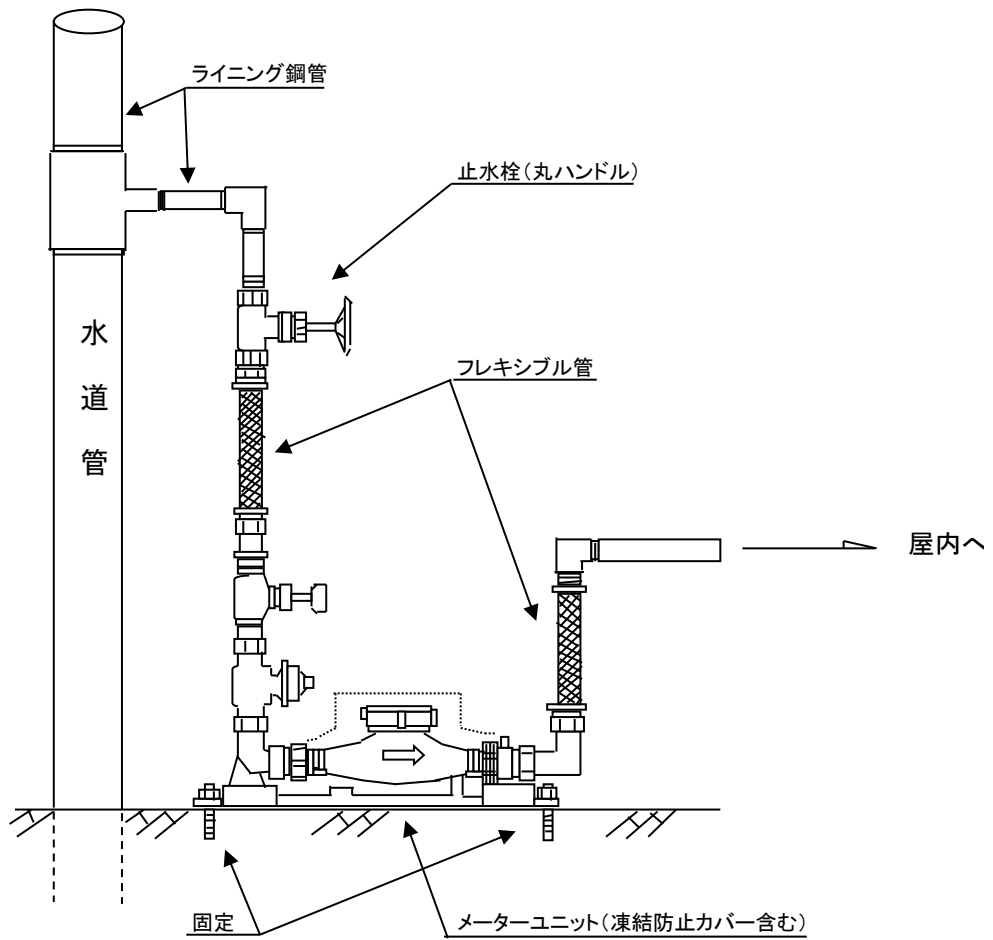
※メーター廻り工事は、材料をメーターバイパスユニット又は埋設用メーターユニットの選択可。

給水装置標準配管図

[口径 75mm以上 (DIP)]



集合住宅におけるメーター廻り工事標準図



* 配管部も保温材にて凍結防止対策を行う

水道メーター設置基準

(目的)

第1条 この基準は、給水方式の多様性に伴い、桶川北本水道企業団給水条例（平成10年条例第4号）第19条第2項に基づく水道メーター（以下「メーター」という。）の設置並びに集合住宅等のメーター設置について基準を定め、供給する水質の安全、検針業務における計量の正確性・信頼性及びメーター交換の迅速な措置を図ることを目的とする。

(メーターの名称)

第2条 この基準において、設置されたメーターの名称は次によるものとする。

- (1) 一般メーター 口径に関わらず、地中の保護箱（メーターボックス）内又はメーター室に設置するメーターをいう。
- (2) 総括メーター 貯水槽水道又は直結給水システムによる給水方式の集合住宅等における戸別徴収契約に基づく総括するメーターで、地中のメーターボックス内に設置するメーターをいう。「親メーター」と称する場合がある。
- (3) 各戸メーター 前号の総括メーターに対する各戸のメーター室に設置するメーターをいう。前号の親メーターに対する「子メーター」と称する場合がある。

(メーターの種類)

第3条 メーターの種類は、次のように分類する。

- (1) 平型メーター 計量部＝単箱型（13mm）、複箱型（20mm以上）
表示部＝直読式・デジタル表示、湿式・乾式
指示部＝機械式、電子式（永久磁石・発電）
- (2) 遠隔表示メーター 発信装置＝パルス発信（リチウム電池式・発電式）
信号伝送部＝ケーブル 受信機＝電子指示方式
検針方法＝個別検針・集中検針・自動検針

(口径等の決定)

第4条 取付けメーター口径の決定は、次の各号によるものとする。

- (1) 配水本管の口径・管網等から分岐可能な口径とする。
- (2) 使用水量及び給水用具等から口径を決定する。
- (3) 最大使用時のメーター負荷及び適正な流量性能から口径を決定する。
- (4) 使用状況に応じて、メーター型式及び口径を決定する。
- (5) 管及びメーター内の流速は2～3‰に抑える。

(設置全般)

第5条 メーターの設置方法は、次の各号に適合しなければならない。

- (1) 検針に支障のない、玄関又は出入り口付近の衛生的な場所に設置する。
- (2) 管洗浄後に流入口・流出口を確認し、逆取付けを防止する。
- (3) 正確な計量のため、前後左右を水平に設置する。
- (4) メーター以降の給水用具等の流出口より低位置に設置する。
- (5) 機種によっては、前後に所定の直管部を確保する。

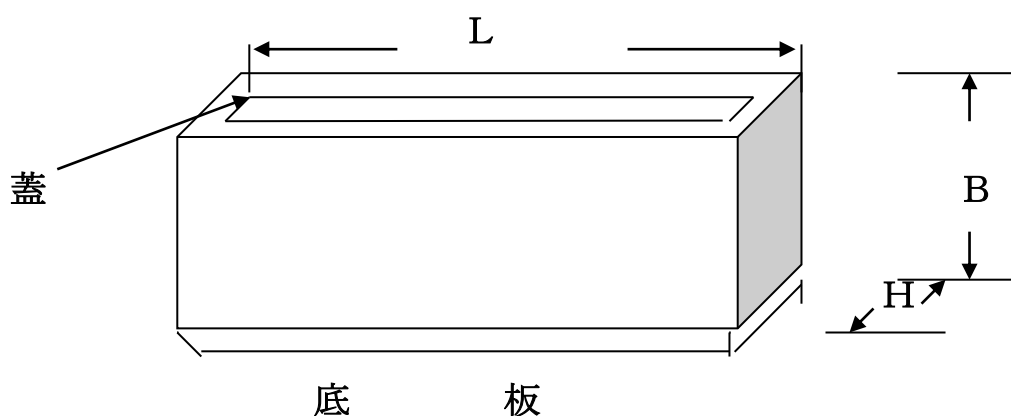
(一般・総括メーターの設置)

第6条 一般・総括メーターの設置場所、設置方法等は、次の各号に適合しなければならない。

- (1) メーターの設置場所は、原則として道路（私道・公道問わず。）境界に最も接近した私有地内とし、メーターの点検及び取替作業に支障がなく、メーターの損傷、汚水等の流れ込みのおそれのない場所とする。
- (2) メーターを地中に設置する場合は、次のとおりメーターを保護するメーターボックスを使用する。蓋に桶川北本水道企業団の紋章を鋳出す。

メーターボックスの形状・寸法

口 径	種別	(Lmm)	(Bmm)	(Hmm)	材 質	蓋 色	備 考
13~20 mm	中型	340 以上	200 以上	200 以上	樹脂製	ブルー	底板、メーター台付
25~40 mm	大型	400 以上	240 以上	240 以上	樹脂製	ブルー	底板、メーター台付
50 mm以上	特別	別 に 定 め る			鋳鉄製	ブルー	底板、フランジ型

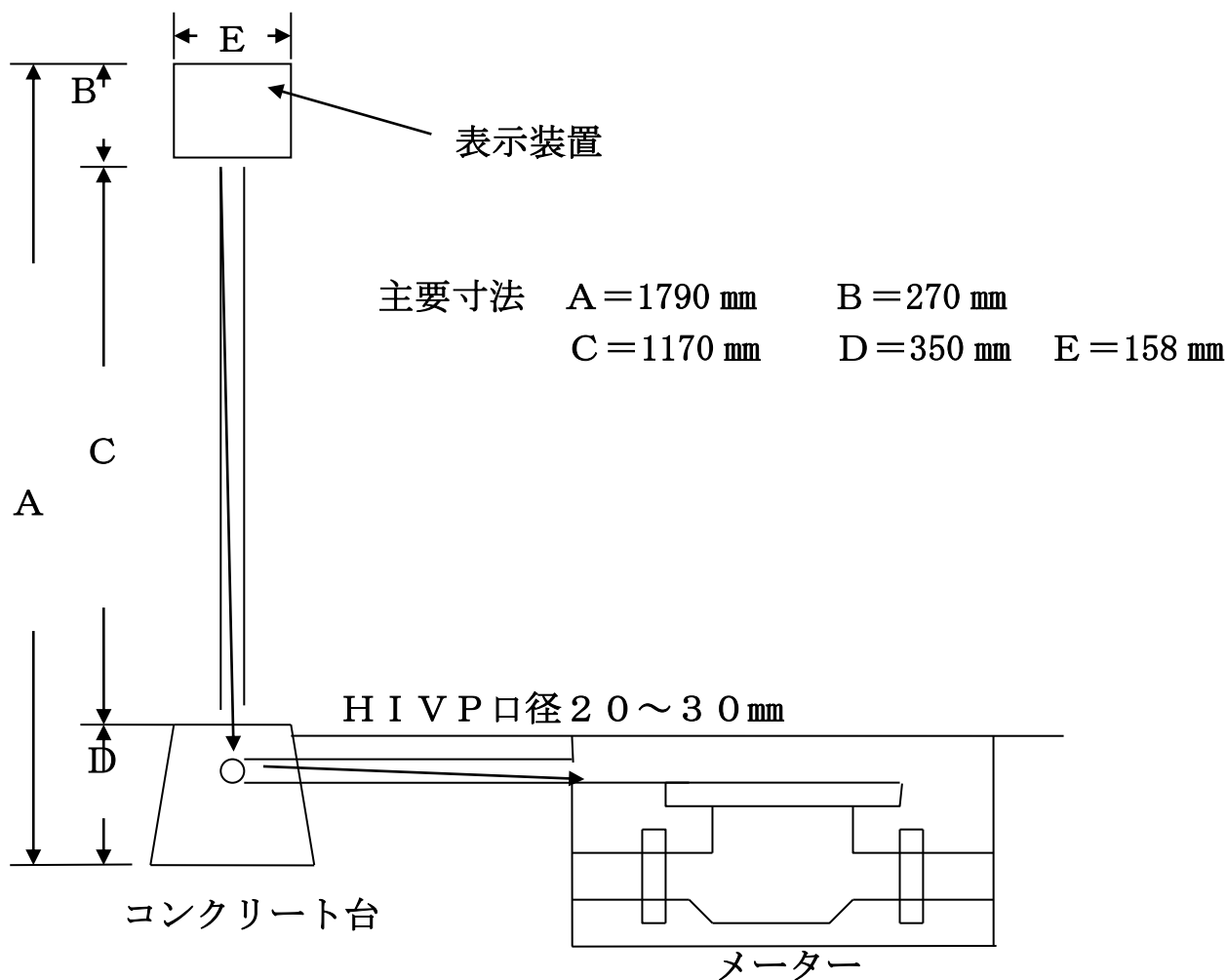


景観等のバランスから蓋の色や材質を変えて設置することができる。この場合、企業長は耐圧・耐食性を考慮して認めるものとする。

- (3) メーターボックスの蓋の開閉向きは、塀、建物、樹木等が検針業務に支障にならないよう設置時に注意しなければならない。
- (4) 遠隔表示のメーター設置は、口径50mm以上の一般及び総括メーター

に設置する。ただし、口径40mm以下であってもメーターの点検に支障があると企業長が認めたときは、これを設置する。設置にかかる「遠隔表示水道メーター用カウンターポール」の設置費は、設置者が負担する。ただし、既設の40mm又は50mm以上の平型メーターにおいて、遠隔表示のメーター取替えの必要が生じたときは、企業長が負担し、設置する。

個別検針の遠隔表示水道メーター用カウンターポール設置図



- (5) 直結（直圧・増圧）給水システムによる総括メーターは、次に該当するときはメーターバイパスユニットを取付ける。
- ア 「集合住宅等の戸別徴収事務に関する規程」を適用する場合は、設置するメーターの口径が30mm以上
 - イ 各戸に私設メーターを取付ける集合住宅及び店舗つき住宅等の場合は、メーターの口径が25mm以上
 - ウ メーター口径に関わらず、メーター交換等による断水に支障がある建築物等

- (6) メーターまわりの配管等は、次によるものとする。
- ア 口径40mmまでは、耐衝撃性硬質塩化ビニール（H I V P）を使用する。特別な場所ではフレキシブル管を取付ける。
 - イ 口径50mm以上では、立上がり管から第7条第2号の「メーター室内の配管」ア、イを準用する。

（各戸メーターの設置）

第7条 集合住宅等の戸別徴収事務に関する規程（平成16年規程第6号）を適用する場合、各戸メーターの設置場所及び設置方法等は、次の各号に適合しなければならない。

- (1) メーターの設置場所は、原則として建築物のメーター室内とし、取付け及び取外しが容易で、かつ、メーターの損傷、凍結等のおそれのない所とする。各戸メーターを建物外に設置するときは、前条「一般・総括メーターの設置」を準用する。
- (2) メーター室内の配管は、次によるものとする。
 - ア 室内に使用する配管は、硬質塩化ビニールライニング鋼管（JWWAK116）又はポリエチレン粉体ライニング鋼管（JWWAK132）を使用する。
 - イ メーター取付けの伸縮装置のない場合は、フレキシブル管（水道用波状ステンレス鋼管（JWWAG119））をメーター前後に取付ける。
 - ウ メーター上流部には水道用伸縮型ボール止水栓を設置し、下流側には逆止弁をセットにした「メーターユニット」を取付ける。
 - エ 前後左右を水平に取付ける。
 - オ メーターの検針及び維持管理上、他のメーター・配管等の取付けは、メーターの上部を50cm以上あける。
 - カ メーターは室内の手前に設置し、メーター1個の場合は扉の内側の10～15cmとし、段違いに2個の場合は20～25cmとする。
 - キ 凍結防止の措置をする。

（各戸メーター室及び扉）

第8条 各戸メーターを設置するメーター室は、メーターの検針、維持管理及び漏水等により階下に影響を及ぼさないよう防水又は排水の措置を講ずる他、次によるものとする。

- (1) メーター室（メーターに係するエリア）

メーターの取付け	単独に1個の場合	段違いに2個の場合	並列に2個の場合
幅	600mm以上	600mm以上	1200mm以上
高さ	600mm以上	600mm以上	600mm以上

奥行き	300mm以上	500mm以上	300mm以上
-----	---------	---------	---------

(2) 扉の寸法は、前項による。

(3) 扉に施錠する場合は、マスターキーとし、全戸同一とする。

(4) メーター室の床面に排水口を設置する。

(遠隔表示メーターの設置)

第9条 遠隔表示メーターを設置する場合は、正確、かつ効率的に検針ができ、維持管理が容易なものでなければならない。

(1) 個別検針 メーター口径は、原則50mm以上とし、遠隔表示式メーターとその表示装置で構成する。表示装置は屋外のポールに設置することから位置、高さ、気候等の環境を考慮する。

(2) 集中検針 集中検針の装置は、遠隔表示式メーターと遠隔表示式メーターの表示装置(集中検針盤)をもって構成し、それぞれ3芯又は5芯の伝送線により接続するものとし、次に掲げる事項のとおりとする。

ア メーターは、企業団と協議して決定する。口径は13・20・25mmの3種とし、表示はm³単位とする。管理番号は企業団の指示による。

イ 集中検針盤は、デジタル計量値・戸別番号・各種操作上の値の3種とし、計量値の表示は4桁とする。自動検針装置及び手動検針が可能であること。アース線及び電源スイッチを内蔵したもの。

ウ 検針盤の形状は、原則鋼板製とし、堅牢な厚さとする。盤の外面塗装は景観を考慮したものとし、0.04mm以上のアクリル又はメラニン樹脂焼付とする。

(委任及び協議)

第10条 この基準に定めるもののほか必要な事項は、企業長が定める。この場合企業長は、設置者との協議が必要と認めたときは協議して定めるものとする。

附 則 (平成18年2月28日基準第1号)

この基準は、平成18年3月1日から施行する。

受水槽給水の設備設置基準

(目的)

第1条 この基準は、給水装置の構造及び材質に関する規程（平成10年規程第8号。以下「構造材質規程」という。）第12条に規定する受水槽設備について必要事項を定め、受水槽給水による水質の汚染事故等の発生を未然に防ぎ合わせて桶川北本水道企業団給水条例（平成10年条例第4号）第43条第1項に規定する貯水槽水道設置者への「指導・助言等」に供し、安全な飲料水の供給を図ることを目的とする。

(関係法令)

第2条 建築物に設置する受水槽設備は、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第129条の2の5第2項及び建築物に設ける配管設備及び排水のための配管設備の構造方法（昭和50年建設省告示第1597号）第1に基づくものとする。

(用語の定義)

第3条 この基準において、用語の定義は次によるものとする。

- (1) 自家水槽 井戸のみ、又は上水道及び井戸水の混合した水を貯める水槽をいう。この場合、「貯水槽水道」とはいわない。
- (2) 受水槽 貯水槽水道の貯水槽のうち、地表等に設ける水槽をいう。
- (3) 高置水槽 ① 貯水槽水道の貯水槽のうち、屋上に設ける水槽をいう。
② 直圧・直結給水の場合、屋上に設ける水槽をいう。

(適用基準)

第4条 受水槽給水は、高置水槽を設置する建物を含めて、次に該当する場合に設置する。

- (1) 3階以上の建築物に給水する場合（ただし、構造材質規程第7条に規定する直結直圧給水及び同規程第8条に規定する直結増圧給水を施行する場合は除く。）
- (2) 配水管の圧力が、必要とする所要圧に不足するおそれがある場合
- (3) 一時に多量な水を使用する場合
- (4) 断水時においても、必要最小限の給水を確保する必要がある場合
- (5) 常時一定の水圧・水量を必要とする場合
- (6) 危険な薬品等を取扱う業務に水道水を使用する場合
- (7) その他企業長が貯水槽水道の必要があると認めた場合

(受水槽の構造基準)

第5条 受水槽の構造基準は、次の各号に定めるところによるものとする。

- (1) 受水槽は、点検、清掃及び修理が容易で、かつ、常時人の出入りしない場所に設置する。屋外に設置する場合は、フェンス等で囲み、関係者以外立ち入ることのできないようにする。
- (2) 受水槽は、床置型とし、天井、底及び周壁は外部から点検できるよう十分なスペースを確保する。
- (3) 受水槽の天井、底及び周壁は、建物の他の部分と兼用してはならない。
- (4) 建築物の最下階で床下式又は屋外にあっては地盤面下の地下式若しくは建築躯体を利用したものにあつては、汚水槽等衛生上有害なものの貯留又は処理に供する施設までの距離が5 m未満である場合には、これらの槽からの汚水等の浸入防止のために必要な措置を講ずる。
- (5) 受水槽内部は、給水管以外の管類は、貫通させてはならない。
- (6) 受水槽室が完全に排水できない構造の場合は、満水時の警報装置を設ける。
- (7) 受水槽は、鉄筋コンクリート、鋼板、強化樹脂、その他堅固で、かつ、水質に悪影響を与えない材質を用い、完全に水密性を保つ構造とする。
- (8) 地下に設置する受水槽は、建物と分離し、洪水等による水没及び浸水を防止する措置を講ずる。
- (9) 地下に設置する受水槽の給水管には、エアー抜き装置を取り付ける。
- (10) マンホールは、内径600mm以上の鍵付防水型とし、各槽ごとに設ける。又、マンホールの取付け面は、周囲の床面から100mm以上高くする。
- (11) オーバーフロー管及び通気管は、十分機能するよう口径に注意し、昆虫等が入らないような構造とする。
- (12) 受水槽への給水立ち上がり管には、バルブ等の止水栓を取付ける。
- (13) 受水槽への給水管には、吐水口空間を設ける。又、オーバーフロー管、水抜き管には、排水口空間を設ける。
- (14) 受水槽の受水口と揚水口は、対象位置に設置する。これが不可能なときは、迂回壁等を設けて滞留防止の措置を施す。
- (15) 受水槽の容量は、一日使用水量の1/2～6/10を基準とし、使用の状況により槽を2つ以上設けることが安全である。
- (16) 受水槽上部には、ボイラー、ポンプ、機械類、給油管、排水管等を直接設置しない。
- (17) 給水管、排水管、電極棒等が受水槽の上部面を貫通して配管又は設置されている場合は、その貫通部分に汚水等の侵入を防ぐための防水措置を施す。
- (18) 受水槽の周囲は、ゴミや汚物の置き場等汚染物のないよう清潔にする。

(高置水槽の構造基準)

第6条 高置水槽の構造基準は、前条の受水槽の構造基準に準じるほか次の各号の定めるところによるものとする。

- (1) 受水槽の設置と同様とし、特に屋上に設置する場合は、風圧、地震に堪えるよう設置する。
- (2) 高置水槽の容量は、一日使用水量の1/10を標準とする。

(自家水槽の構造基準)

第7条 自家水槽の構造基準は、第2条の関係法令によるものとする。ただし、上水道と井戸水を混合給水する場合は、第5条の受水槽の構造基準に準じるものとする。

(給水設備の設置基準)

第8条 給水設備の設置基準は、次によるものとする。

- (1) 給水設備は、当該設備以外の管及び設備と直接連結してはならない。
- (2) 給水管は、他の液体や物質の中を貫通させてはならない。又、その真下に配管せず、他の配管と明瞭に識別できる措置を施す。
- (3) 給水設備の構造と材質については、構造材質規程第2条に規定する「基準適合品使用義務」に基づくものとする。

(受水槽等の管理)

第9条 設置者は、受水槽の管理及び点検について、桶川北本水道企業団貯水槽水道に関する管理規程(平成15年規程第9号)に基づくものとする。

2 小規模貯水槽水道にあつては、前項のほか小規模貯水槽水道の衛生対策要綱(平成16年要綱第1号)を順守しなければならない。

附 則 (平成16年9月29日基準第1号)

1 この基準は、平成16年10月1日から施行する。

2 改正後の受水槽給水の設備設置基準は、この基準の施行の日以後に設置する貯水槽水道から適用し、施行日前に設置した貯水槽水道については、なお、従前の受水槽給水の設備設置基準による。

附 則 (平成18年7月14日基準第3号)

この基準は、公布の日から施行する。

貯水槽水道及び自家用水道の給水装置への切替えに関する要綱

(目的)

第1条 貯水槽水道及び自家用水道から給水装置への切替えについて、当該建物の既設給水管及び給水用具が給水装置の構造及び材質に関する規程（平成10年規程第8号。以下「構造材質規程」という。）第2条に適合しているか又はこれと同等の材質かの確認基準を定め、水質の安全確保を目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 給水装置 需要者に水を供給するために企業長の施設した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。
- (2) 自家用水道 井戸水を使用した自家用の水道をいう。
- (3) 無届改造 給水装置の改造に対し、届出のない配管等の工事部分をいう。
- (4) 耐圧試験 給水装置の構造及び材質の基準に関する省令（厚生省令第14号。以下「省令」という。）第1条に定める耐圧試験をいう。
- (5) 浸出試験 省令第2条に基づく浸出性能試験をいう。
- (6) 水質試験 水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）第20条第3項に規定する者による水質試験をいう。
- (7) 更生工事 給水管等の配管内をエポキシ塗装又はビニール等でライニングして更生する工事をいう。

(貯水槽水道の切替えの事前確認)

第3条 貯水槽水道から直結給水システムの給水装置に変更する工事を申込みようとする者（以下「申込者」という。）は、次の各号に掲げる区分に応じ第6条に定める図面等の作成及び使用材料を記載し、事前に企業長と確認・協議しなければならない。

(1) 更生工事の履歴がない場合

ア 既設設備の配管材質 申込者は、構造材質規程に適合した給水管及び給水用具が使用されていることを確認し、同規程に適合しないと判断したときは適合品に取替えるものとする。この場合、使用材質が確認できないとき、取替えが不可能なとき企業長は、施工年及びイの耐

圧試験等から総合的に判断して取替えを免除することができる。

イ 既設配管の耐圧試験 耐圧試験における水圧は1.75 MPaを原則とし、1分間水圧をかけた後、水漏れ等が生じないことを確認する。ただし、貯湯湯沸器及びその下流側に設置されている給水用具は0.3 MPa（約3.1 kg/cm²）とし、Oリング等を水圧で圧縮することにより水密性を確保する構造の給水用具は20 kPa（約0.2 kg/cm²）とする。

ウ 水質試験 直結給水への切替え前において、水質試験を行い、法第4条に定める水質基準を満足していることを確認する。採水方法は毎分5リットルの流量で5分間流して捨て、その後15分間滞留させた後、採水するものとする。試験項目は、味、臭気、色度及び濁度のほか、鉄、PH等の水質試験を実施する。

(2) 更生工事を施工した履歴があり、ライニングに使用した塗料、工法及び施工状況が明らかな場合

ア 既設配管の材質 ライニングに使用された塗料が構造材質基準に適合した製品である場合は、施工計画書（工法・塗料・工程表等）及び施工計画書に基づく施工報告書（写真添付）並びに塗料の浸出性能基準適合証明書の確認を行う。なお、塗料が第三者認証品である場合は、浸出性能基準適合証明書に代えて認証登録証の写しとすることができる。

イ 既設配管の耐圧試験 耐圧試験における水圧は、1.75 MPaを原則とし、1分間水圧を加えた後、水漏れ等が生じないことを確認する。

ウ 浸出性能確認の水質検査 適切な施工が行われたことを確認するため、現地において水道水を毎分5リットルの流量で5分間流して捨て、その後15分間滞留させた水を採取するとともに、管内の水をすべて入れ替えた後の水を対照水（ブランク）として採取し、公的検査機関で水質検査を行い、構造材質規程を満足していることを確認する。試験項目は、味、臭気、色度及び濁度のほか省令第2条浸出等に関する基準別表第1のすべての項目を行う。

(3) 更生工事を施工した履歴があり、ライニングに使用した塗料、工法及び施工状況が確認できない場合

ア 既設配管の耐圧試験 耐圧試験における水圧は、1.75 MPaを原則とし、1分間水圧を加えた後、水漏れ等が生じないことを確認する。

イ 浸出性能試験 ライニングに使用された塗料については、既設給水管の一部をサンプリングし、それを供試体として公的検査機関で浸出性能試験を行い、浸出等に関する基準に適合していることを確認する。既設給水管のサンプリングが困難であり、浸出性能試験が実施できな

い場合は、現地にて水道水を16時間滞留させた水（給水設備のライニングされた管路内の水であって、受水槽等の水が混入していない水）を採取するとともに、管内の水をすべて入れ替えた後の水を対照水（ブランク）として採取し、公的検査機関で水質検査を行い、浸出等に関する基準を満足していることを確認する。この場合において、一度の採水で5リットルの水量を確保できない場合は、同じ操作を繰り返し行い、水量を確保する。試験項目は、味、臭気、色度及び濁度のほか、「浸出等に関する基準別表第1」のすべての項目を行う。

（自家用水道の切替えの事前確認）

第4条 自家用水道を給水装置に切替える工事を申込もうとする者（以下「上水道申込者」という。）は、桶川北本水道企業団給水条例（平成10年条例第4号。以下「給水条例」という。）第5条に基づく新設の工事申込み時において次の事項を確認調査し、第6条に定める図面等の作成及び使用材料を記載し、事前に企業長と確認・協議しなければならない。

(1) 更生工事の履歴がない場合

ア 既設設備の配管材質 上水道申込者は、構造材質規程に適合した給水管及び給水用具が使用されていることを確認し、同規程に適合しないと判断したときは適合品に取替えるものとする。この場合、使用材質が確認できないとき、取替えが不可能なとき企業長は、自家用水道の施工年及び次号の耐圧試験等から総合的に判断して取替えを免除することができる。

イ 既設配管の耐圧試験 水道法施行令（昭和32年政令第336号）第6条第2項に基づく省令第1条第1項第1号に定める耐圧試験における水圧は、1.75MPaを原則とし、1分間既設給水管に水圧をかけた後、水漏れ等が生じないことを確認する。

ウ 水質試験 メーター口径が20mm以下でかつ、給水管がビニール等の場合は、これを省略することができる。ビニールライニング鋼管（ステンレス鋼管を含む。）以外の鋼管又はメーター口径が20mmを超える場合は、前条第1号ウを準用する。

(2) 更生工事を施工した履歴があり、ライニングに使用した塗料、工法及び施工状況が明らかな場合

ア 既設設備の配管材質 前条第1号アを準用する。

イ 既設配管の耐圧試験 前条第1号イを準用する。

ウ 水質試験 前条第1号ウを準用する。

(3) 更生工事を施工した履歴があり、ライニングに使用した塗料、工法及び施工状況が確認できない場合

- ア 既設設備の配管材質 前条第2号アを準用する。
- イ 既設配管の耐圧試験 前条第2号イを準用する。
- ウ 水質試験 前条第2号ウを準用する。

(無届改造の切替えの事前確認)

第5条 届出のない配管（給水装置に自家用水道の一部を接続する改造工事を含む。）を給水装置に切替える工事を申込みようとする者は、給水条例第5条に基づく改造の工事申込み時において、第6条に定める図面等の作成及び使用材料を記載し、事前に企業長と確認・協議しなければならない。

(提出図書)

第6条 給水装置に変更を加える工事（貯水槽の廃止及び無届工事部分は改造、自家用水道の場合は新設）の申込者は、当該工事に関し、事前に次の図書類を入手又は作成して、企業長に提出する。

図 書 類	(1)	(2)	(3)
給水装置工事改造工事申込書	○	○	○
自家用水道は新設工事申込書	○	○	○
既設配管の材質確認書（図面及び現場確認）	○		
水質試験成績証明書	○		
塗料の浸出性能基準適合証明書。ただし、第三者認証品の場合は当該機関の認証登録書の写し		○	
ライニングによる更正工事施工時の施工計画書		○	
同上施工報告書（写真添付）		○	
浸出性能確認の水質試験成績証明書		○	
浸出性能試験成績証明書			○
誓約書	*○	*○	*○
その他企業長が指示した図書	○	○	○

※表中の(1)、(2)、(3)は、第3条・第4条の事前確認に基づく第1号、第2号、第3号をいう。

※誓約書は、企業長が特別な工事と認めたとき作成する。

(工事検査)

第7条 貯水槽水道及び自家用水道から給水装置への切替え工事検査は、次によるものとする。

- (1) 机上検査 企業長は、前条の事前確認の図書類を工事申込者、指定給水装置工事事業者から説明を求めるものとする。
- (2) 現地検査 給水条例第8条第2項に基づき、前号の事前確認の図書類を基に当該工事の工事検査をする。

- 2 前項の検査を行ったときは、申込者から給水条例第35条第1項の表中5の項の給水装置構造材質基準確認手数料を徴収するものとする。

附 則（平成18年2月28日要綱第1号）

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成18年3月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱の施行日前に給水条例第5条による給水装置の申込み、企業長の承認を受けたものについては、なお従前の例による。

附 則（令和元年9月30日要綱第1号）

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

桶川北本水道企業団貯水槽水道に関する管理規程

(目的)

第1条 この規程は、桶川北本水道企業団給水条例(平成10年条例第4号。以下「給水条例」という。)第6章貯水槽水道に基づく貯水槽水道に関する企業団の責務並びに設置者の責務について必要な事項を定め、もって貯水槽水道の適正な管理及び貯水槽水道によって給水する飲料水の安全な水質を確保することを目的とする。

(届出)

第2条 貯水槽水道を設置しようとする者は、給水条例第5条に定める給水装置の新設等の申込みの際、「貯水槽水道設置届」様式第1号を企業長に届出るものとする。

2 貯水槽水道の設置者(以下「設置者」という。)は、当該貯水槽水道の水槽容量等の変更又は廃止するときは「貯水槽水道変更(廃止)届」様式第2号を企業長に届出るものとする。

(検査要求)

第3条 貯水槽水道の給水を受けている水道使用者(以下「使用者」という。)から当該貯水槽水道に係る水質等の検査要求があったときは、企業長は、設置者の許可を得て立入り、調査及び検査するものとする。

2 前項に規定する検査要求する使用者は、「貯水槽水道の水質等検査要求書」様式第3号を企業長に提出するものとする。

(情報の提供等)

第4条 企業長は、前条第1項に基づく調査及び検査をしたときは、当該調査等の状況を検査要求者に対し、「水質等検査要求に伴う調査結果報告書」様式第4号をもって情報提供するものとする。

2 前項の情報提供の際、当該貯水槽水道において掃除、補修等を要すると企業長が認めたときは、設置者に対し、「貯水槽水道改善願い書」様式第5号により検査等の状況を提示し、改善を願うものとする。

3 企業長は、前項の改善願いにより再三助言し、勧告したにも関わらず改善が不履行と認めたときは、衛生行政の指導情報として「貯水槽水道改善不履行報告書」様式第6号により衛生行政に報告するものとする。

(設置者への指導、助言、勧告)

第5条 給水条例第43条に規定する指導、助言及び勧告は、次に定めるところによるものとする。

(1) 指導は、貯水槽水道の設置者に対して、定期的な清掃等、管理の充実

について、実行の理解を得るようにすること。この場合、専門業者の名簿照会及び設置者の自主管理の方法等について説明する。

- (2) 助言は、前号の措置に拘わらず、貯水槽水道の設置者が十分な管理を行っていない場合、水質汚染事故等を説明し、再度、管理を得るようにすること。
- (3) 勧告は、再三の指導、助言にも拘わらず、改善が見られない場合、最終手段として衛生行政から行政権限に基づく指示、命令等が発せられる旨説明すること。

(設置者の管理義務)

第6条 貯水槽水道の設置者は、当該貯水槽水道の管理を設置者自らの責任において、適正に管理する義務を有する。

2 簡易専用水道における貯水槽水道の管理は、水道法（昭和32年法律第177号）第34条の2第1項に基づく国土交通省令で定める基準は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 水槽の掃除を毎年1回以上定期に行うこと。
- (2) 水槽の点検等有害物、汚水等によって水が汚染されるのを防止するために必要な措置を講ずること。
- (3) 給水栓における水の色、臭い、味、色度、濁度に関する検査及び残留塩素の有無その他の状態により供給する水に異常を認めるときは、水質基準に関する省令（平成15年厚生労働省令第101号）の表の上欄に掲げる事項のうち次に掲げる項目について、検査を行うこと。

①一般細菌 ②大腸菌 ③硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 ④塩化イオン ⑤有機物（全有機炭素（TOC））の量 ⑥PH値 ⑦味 ⑧臭気 ⑨色度 ⑩濁度 ⑪トリクロロエチレン及びテトラクロロエチレン等に代表される有機溶剤その他水質基準項目のうち周辺の水質検査結果等から判断して必要となる事項に関する水質検査
--

- (4) 供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させる措置を講ずること。
 - (5) 貯水槽水道の検査は、水道法第34条の2第2項の規定に基づき、水道法施行規則第56条により毎年1回以上定期に行うものとし、定期的に地方公共団体の機関又は国土交通大臣及び環境大臣の登録を受けた者の検査を受けなければならない。検査の方法その他必要な事項については、国土交通大臣（簡易専用水道により供給される水の水質の検査に関する事項については環境大臣）が定めるものとする。
- 3 給水条例第44条第2項に規定する簡易専用水道以外の貯水槽水道（以

下「小規模貯水槽水道」という。)の管理及び検査は、前項の簡易専用水道の管理基準に準じて行うものとする。ただし、検査において埼玉県知事の「建築物における衛生的環境の確保に関する事業の登録事業者」を加え、又、状況に応じて設置者が管理及び検査することができるものとする。

(管理記録の保管)

第7条 貯水槽水道の設置者は、当該貯水槽水道を掃除及び水質の検査をしたときは当該委託業者等からの報告書又は同等の書式等若しくは小規模貯水槽で設置者が実施した場合は「小規模貯水槽水道管理記録書」様式第7号を5年間保存するものとする。

(管理台帳)

第8条 企業長は、「企業団貯水槽水道管理台帳」様式第8号を作成し、当該貯水槽水道の設置者への指導等の記録を整備する。

(委任)

第9条 小規模貯水槽水道に関する必要な事項は、企業長が別に定める。

附 則 (平成15年3月25日規程第9号)

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則 (平成16年9月29日規程第8号)

この規程は、平成16年10月1日から施行する。

附 則 (平成18年7月14日規程第3号)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則 (平成25年10月1日規程第5号)

この規程は、公布の日から施行し、改正後の第4条及び第5条の規定は、平成25年4月1日から適用する。

附 則 (平成31年4月25日規程第1号)

この規程は、平成31年5月1日から施行する。

附 則 (令和元年10月23日規程第2号)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則 (令和6年3月29日規程第3号)

この規程は、公布の日から施行する。

貯水槽水道設置届

年 月 日

桶川北本水道企業団

企業長 様

設置者住所

設置者氏名

電話番号 ()

(法人にあつては、その名称、所在地及び代表者の氏名)

貯水槽水道の設置について、下記のとおり届け出ます。

記

名 称	(通称)								
所 在 地									
管理形態	自主管理	担当者	電話番号				常駐・非常駐		
	委託管理	委託先住所 氏 名	電話番号				常駐・非常駐		
建物概要	主たる用途	共同住宅 (戸) ・ 個人住宅 ・ 事務所 ・ 店舗 ・ 学校 ・ 工場 ・ 病院 旅館 ・ ホテル ・ その他 ()							
	工事完成年月	年 月	階 数	地上 階 ・ 地下 階					
設備概要	受水槽	設置場所	屋内 ・ 屋外	床置き式・地下式・架台式	点検	6面点検可 6面点検不可	槽 数	槽	
		有効水量	m ³	材 質	FRP・コンクリート・鋼製・その他 ()				
	高置水槽	設置場所	屋内 ・ 屋外	槽 数	槽 ・ 無				
		有効水量	m ³	材 質	FRP・コンクリート・鋼製・その他 ()				
	原水種別	上水道 口径 mm ・ その他 ()			水道直結栓	有 (散水栓 ・ 消火栓) ・ 無			
	配管材質	鋼管 ・ 塩ビライニング鋼管 ・ ビニル管 ・ その他 ()							
備考									
施 工 業 者				受付番号			水道番号		

様式第2号

貯水槽水道変更（廃止）届

年 月 日

桶川北本水道企業団
企業長

様

設置者住所

設置者氏名

電話番号 ()

(法人にあつては、その名称、所在地及び代表者の氏名)

下記のとおり変更(廃止)したので、届け出ます。

記

1 施設の名称

2 施設の所在地

電話番号 ()

3 変更事項

変更前

変更後

4 変更（廃止）年月日

貯水槽水道の水質等検査要求書

年 月 日

桶川北本水道企業団

企業長 様

住 所

建物名称

部屋番号

氏 名

電話番号

使用している貯水槽水道について、下記の状況ですので水質等検査を要求します。

1 水質の状況

色	味	臭い	にごり	塩素臭	その他
(状況説明)					

2 貯水槽水道の設置者又は建物の所有者(管理人)

住 所	氏 名	電 話 番 号
		()

3 建物概要

1	主たる用途: 共同住宅(世帯)、事務所、店舗、学校、その他()	2	建物の階数: 地上 階、地下 階	
3	受水槽容量 m ³	4	受水槽材質: FRP・RC・鋼製	
	5	受水槽設置場所: 屋内・屋外	6	受水槽構造: 床置き式・地下式
7	給水の方式: 高置水槽・圧力タンク・タンクレス・その他()	8	原水: 水道水・井戸・その他()	

水質等検査要求に伴う調査結果報告書

年 月 日

検査要求者

様

桶川北本水道企業団

企業長

担当者

年 月 日付貯水槽水道の水質等検査要求のあり
ました 建物の水質等について調査した結果、下記のとおり報告します。

記

1 調査結果

--

2 設置者等

設置者住所		電話	()
設置者		建物の名称	
設置年月日	年 月 日	受水槽容量	m ³ 給水方式

3 清掃補修等の実績

実施状況	1 水槽等の定期点検	2 給水設備の月例点検	3 水質検査の実施	4 飲料水の外観検査	5 残留塩素の測定	6 施設図面管理
記録の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
特記事項						

4 末端給水栓における水質の検査

採水場所	水の色	臭い	味	色度	濁度	残留塩素
	無色・有()	異常有・無	異常有・無	異常有・無	異常有・無	mg/l

5 水槽等の外観検査

	チェック内容		受水槽	高置水槽		チェック内容		受水槽	高置水槽
	1	2				1	2		
内部状態	1 水槽内部の状態			構造	2 水槽本体の状態				
	①	内部壁面の汚れ、清掃不良、さび等沈殿物			①	破損、亀裂、漏水			
	②	異物、浮遊物、濁り、塗装の剥離			②	汚染のおそれのある開口部			
	③	給水管以外の配管の貫通			③	容量過大			
	④	揚水管の位置、吐出口空間		④	内部の点検、清掃、修理等が支障のない形状				

貯水槽水道改善願い書

貯水槽水道設置者

年 月 日

様

桶川北本水道企業団
企業長

担当者 給水課

年 月 日 の貯水槽水道を
調査した結果、下記のとおりですので早急に改善されますようお願いいたします。

記

1 調査結果

--

2 給水栓における水質検査

採水場所	1 色	2 味	3 濁り	4 臭気	5 残留塩素
	無色・あり()	異常なし・あり()	透明・あり()	異常なし・あり()	mg/ℓ

3 貯水槽の状況チェック

	チエック内容	受水槽	高置水槽		チエック内容	受水槽	高置水槽
設置場所	1 設置状況及び水槽周囲の状況			構造	4 マンホールの状態		
	① 清掃不良、物置化				① 旋錠		
	② 排水不良、床面滞留水				② かさ上げなし、不足		
	③ 汚水槽との隣接				③ 密閉構造(さびつき、パッキン)		
	④ 点検、清掃、修理等が安全で容易な場所				5 水槽に付帯する管口部の状態		
構造	2 水槽本体の状態			その他	① オーバーフロー管、通気管の防虫網		
	① 破損、亀裂、漏水				② オーバーフロー管、水抜管の排水口空間		
	② 汚染のおそれのある開口部				③ 満水警報装置の作動		
	③ 容量過大				6 水槽内部の状態		
	④ 内部の点検、清掃、修理等が支障のない形状				① 内部壁面の汚れ、清掃不良、さび等沈殿物		
その他	3 水槽上部の状態			備考	② 異物、浮遊物、濁り、塗装の剥離		
	① 水槽のふたの直接上部の状態				③ 給水管以外の配管の貫通		
	② 排水不良、床面滞留水				④ 揚水管の位置、吐出口空間		
	③ 容量過大				7 設備及び給水管等の状態		
	④ 他の設備等(機械室、店舗、駐車場、通路)				① クロスコネクション等()		
凡例				※貯水槽水道の管理の方法について貯水槽水道管理要綱をご覧ください。			
<input type="radio"/> 良	<input checked="" type="checkbox"/> 不良	<input type="checkbox"/> 点検不能	<input checked="" type="checkbox"/> 該当せず				

貯水槽水道改善不履行報告書

年 月 日

衛生行政 御中

埼玉県北本市中丸6-83
桶川北本水道企業団
企業長

下記建物の貯水槽水道の使用者から水質等検査要求があり、これに基づき現地調査した結果、別紙写のとおり当該設置者に清掃等について指導、助言したにも関わらず、改善がされませんので、貴職による行政指導が適切と存じますのでご報告します。

記

貯水槽水道施設名	名 称			
	所 在 地			
該 当 水 道	簡易専用水道	小規模貯水槽水道	設置年月日	年 月 日
貯水槽水道設置者	氏 名			
	住 所			
	電 話			
検査機関の受験 又は自主検査歴	毎年実施(月頃)	年前に実施	受験したことがない	
受 水 槽 等 の 清 掃	毎年実施(月頃)	年前に実施	受験したことがない	

指導等の経過

年 月 日	指 導 内 容

小規模貯水槽水道管理記録書

検査日 年 月 日

担当者

設置者

住 所

氏 名

建物名称

記

1 建物概要

① 主たる用途: 共同住宅(世帯)、事務所、店舗、学校、その他()	② 建物の階数: 地上 階、地下 階		
③ 受水槽容量 m ³	④ 受水槽材質: FRP・RC・鋼製	⑤ 受水槽設置場所: 屋内・屋外	⑥ 受水槽構造: 床置き・地下式
⑦ 給水の方式: 高置水槽・圧力タンク・タンクレス・その他()	⑧ 原水: 水道水・井戸・その他()		

2 管理状況

実施状況	① 水槽等の定期点検	② 給水設備の月例点検	③ 水質検査の実施	④ 飲料水の外観検査	⑤ 残留塩素の測定	⑥ 施設図面管理
記録の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
特記事項						

3 末端給水栓における水質の検査

採水場所	水の色	臭い	味	色度	濁度	残留塩素
	無色・有()	異常有・無	異常有・無	異常有・無	異常有・無	mg/L

4 水槽等の外観検査

	チェック内容	受水槽	高置水槽		チェック内容	受水槽	高置水槽
設置場所	1 設置状況及び水槽周囲の状況			構造	4 マンホールの状態		
	① 清掃不良、物置化				① 旋錠		
	② 排水不良、床面滞留水				② かさ上げなし、不足		
	③ 汚水槽との隣接				③ 密閉構造(さびつき、パッキン)		
	④ 点検等が安全で容易な場所				5 水槽に付帯する管口部の状態		
構造	⑤ 管理者以外が立入りできない構造			① オーバーフロー管、通気管の防虫網			
	2 水槽本体の状態			② オーバーフロー管、水抜管の排水口空間			
	① 破損、亀裂、漏水			③ 満水警報装置の作動			
	② 汚染のおそれのある開口部			6 水槽内部の状態			
	③ 容量過大			① 壁面の汚れ、清掃不良、さび等沈殿物			
その他	④ 点検等が支障のない形状			② 異物、浮遊物、濁り、塗装の剥離			
	3 水槽上部の状態			③ 給水管以外の配管の貫通			
	① 水槽のふたの直接上部の状態			④ 揚水管の位置、吐出口空間			
	② 排水不良、床面滞留水			7 設備及び給水管等の状態			
	③ 容量過大			① クロスコネクション等()			
凡例	④ 他の設備等(機械室、店舗、駐車場、通路)			備考	※貯水槽水道の管理の方法について貯水槽水道管理要綱をご覧ください。		
	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">○ 良</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">✓ 要改善</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">— 点検不能</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">/ 該当せず</div> </div>						

企業団貯水槽水道管理台帳

年 月 日

1 建物概要

企業団管理番号(水道番号)		設置年月日	年 月 日
法 適 区 分	小規模貯水槽水道 簡易専用水道	変更年月日	年 月 日
設 置 場 所		建 物 名 称	
設 置 者		管 理 者	
設 置 者 住 所		管 理 者 住 所	
設置者連絡先	()	管理者連絡先	()

設置者が法人の場合は、その名称、所在地及び代表者の氏名を。個人で設置者と管理者が異なる場合は別々に

2 建物概要

① 主たる用途: 共同住宅(世帯)、事務所、店舗、学校、その他()	② 建物の階数: 地上 階、地下 階		
③ 受水槽容量 m ³	④ 受水槽材質: FRP・RC・鋼製	⑤ 受水槽設置場所: 屋内・屋外	⑥ 受水槽構造: 床置き式・地下式
⑦ 給水の方式: 高置水槽・圧力タンク・タンクレス・その他()	⑧ 原水: 水道水・井戸・その他()		

3 貯水槽水道

清掃業者	名 称			自主清掃
	所在地	電 話	()	

4 水質検査

検査機関	名 称			自主清掃
	所在地	電 話	()	

5 検査経過

検査等年月日	主 たる 内 容	改善を要する場合 改善年月日	担当印
年 月 日		年 月 日	
年 月 日		年 月 日	
年 月 日		年 月 日	
年 月 日		年 月 日	
年 月 日		年 月 日	

小規模貯水槽水道の衛生対策要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、桶川北本水道企業団貯水槽水道に関する管理規程（平成15年規程第9号。以下「管理規程」という。）第6条第3項に規定する小規模貯水槽水道については水道法令の規制対象外のため、「飲用井戸等衛生対策要領の実施について」（昭和62年1月29日付け衛水第12号厚生省生活衛生局長通知）に基づく衛生対策を準用し、小規模貯水槽水道の設置者への指導指針に供するものとする。

(目的)

第2条 小規模貯水槽水道の維持管理は、当該小規模貯水槽の設置者が自主的に実施するものであって、この要綱は、小規模貯水槽水道の適正管理、水質に関する定期的な検査及び汚染等の事故発生時の対応に関し、必要な対策を定めることにより小規模貯水槽水道の衛生確保並びに安全な飲料水の供給を目的とする。

(用語の定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 小規模貯水槽水道 企業団から受ける水のみを水源に、有効容量10 m³以下の貯水槽を有する施設をいう。ただし、飲用に使用しないものは除く。
- (2) 貯水槽 受水槽及び高置水槽をいう。
- (3) 衛生行政 小規模貯水槽水道の設置所在地を管轄する衛生行政担当部局をいう。

(指導等対象施設)

第4条 この要綱において、企業団の指導、助言及び勧告の対象施設は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 貯水槽
- (2) 貯水槽以降の給水管及び当該接続給水用具とする。ただし、貯水槽に付属する圧力ポンプ、圧力槽及び電気設備等の施設は指導等の対象外とする。

(責務)

第5条 桶川北本水道企業団給水条例（平成10年条例第4号。以下「給水条例」という。）第43条第1項に規定する企業団の責務及び同条例第44条第2項に規定する設置者の責務は、次に定めるところによる。

- (1) 企業団の責務は、この要綱の適正な運用に努めるとともに、当該業務が円滑に遂行できるよう小規模貯水槽の設置者及び衛生行政との連携によって供給する飲料水が安全に水道利用者に給水できるよう努めるとともに、当該水道使用者への情報提供に努めるものとする。
- (2) 設置者の責務は、小規模貯水槽水道の管理及び検査を積極的に行い当該水道使用者の信頼確保のため、この要綱に基づいて行われる企業団及び衛生行政の指導等に協力するものとする。

(平常時の業務)

第6条 平常時における企業団及び設置者の業務は、次によるものとする。

2 企業団の業務

- (1) 新たに設置する小規模貯水槽設置者への管理及び検査手順の指導
- (2) 設置届、変更(廃止)届等の提出の指導
- (3) 設置者に対し、この要綱で定める事故等対応の順守指導
- (4) 管理規程第3条による現地検査の実施及び同規程第4条による現地検査の状況提供
- (5) 小規模貯水槽水道の理解と充実を図り、事故予防のため必要に応じて現地調査の実施
- (6) 小規模貯水槽水道の維持・管理について設置者の相談に応じるとともに、パンフレットの配布及び広報等を活用した正しい知識の普及及び情報の提供
- (7) 管理規程第8条に基づく管理台帳の整備及び保管

3 設置者の管理業務

- (1) 小規模貯水槽水道を設置し、変更し、又は廃止したときは、速やかにその旨企業長に届出ること。
- (2) 貯水槽の周囲を清潔に保つこと。
- (3) 貯水槽の損傷の有無及び状況等について、定期的に点検を行うこと。
- (4) 管理規程第6条第3項後段の設置者が管理及び検査するときは、別表1「設備のチェックポイント」及び別表2「貯水槽の標準的な清掃方法」によるものとし、水質の点検は水の色、臭い、味、色度、濁度を毎日1回行い、残留塩素の測定は7日に1回行うよう努める。
- (5) 設置者が管理及び水質検査を委託するときは、次の機関等とする。
 - ア 水道法(昭和32年法律第177号。以下「法」という。)第34条の2第2項による地方公共団体の機関又は国土交通大臣及び環境大臣の登録を受けた者
 - イ 法第20条第3項による国土交通大臣及び環境大臣の登録を受けた者

ウ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第2号）に基づく「登録建築物飲料水水質検査業」、「登録建築物環境衛生一般管理業」及び「登録建築物環境衛生総合管理業」であること。

(6) 検査の結果、水質に異常が判明したときは、直ちに衛生行政及び企業団に通報し、その指示を受けること。

(7) 貯水槽の改善等は、清浄な飲料水の供給に支障とならないよう受水槽給水の設備設置基準（平成10年基準第2号）に基づいて行うこと。

（汚染事故発生時の措置）

第7条 小規模貯水槽水道に汚染等事故（以下「事故」という。）が発生する恐れがあるとき、又は発生したときの措置対応は、次によるものとする。

(1) 企業団のとるべき措置

ア 管理規程第3条の検査要求に基づく調査時に事故が発覚したときは、調査職員は、企業長及び衛生行政にその旨通報し、指示を受け、設置者及び当該水道使用者に状況を説明して水道を使用しないよう働きかける。

イ 設置者等から異常の通報を受けたときは、速やかに現地に赴き、事故の内容を的確に把握するとともに、衛生行政に通報し、協力して対応する。

ウ 事故の調査、設置者に対する指導及び代替水の確保に協力する。

(2) 設置者のとるべき措置

ア 設置者は、飲料水事故が発生したとき、又はその恐れがあるときは、直ちに衛生行政及び企業団に通報する。

イ 当該水道利用者に事故の発生を周知するとともに、給水停止、飲料水の使用制限の措置をとる。

ウ 速やかに事故の原因を取除き、当該水道の復旧を図る。

エ 給水停止等の措置を取った場合は、代替水を確保する。

オ 当該水道が復旧した後は、水質検査を行って飲料水の安全を確保してから給水を開始する。

（記録の保存及び開示）

第8条 設置者は、小規模貯水槽水道の管理・点検について、委託検査又は自主検査の検査記録書等は作成の日から5年間これを保存し、水道使用者等から開示要求があったときは、これを開示するものとする。

（管理台帳）

第9条 企業長が作成する管理台帳は、貯水槽水道の設置状況の把握、当該水道使用者からの検査要求の対応及び衛生行政への情報提供に用いるもの

とし、当該小規模貯水槽水道の管理・点検の記録を記載する。

附 則（平成 16 年 9 月 29 日要綱第 1 号）

- 1 この要綱は、平成 16 年 10 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の小規模貯水槽水道の衛生対策要綱は、この要綱の施行の日以後の指導等及び管理から適用し、同日前に作成した管理台帳については、なお、従前の例による。

附 則（平成 18 年 7 月 14 日要綱第 5 号）

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（平成 25 年 10 月 1 日要綱第 2 号）

この要綱は、公布の日から施行し、改正後の小規模貯水槽水道の衛生対策要綱の規定は、平成 25 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（令和 6 年 3 月 29 日要綱第 2 号）

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

設備のチェックポイント

設備	項目	チェックポイント	備考(措置等)
貯水槽	設置場所	① 管理者以外の者が立ち入りできない構造となっているか。 ② 水槽の周囲が整理整頓されているか。 ③ 床面の排水は良好か。 ④ 水槽に汚水槽、雑排水槽、湧水槽等が隣接設置されていないか。(地下式の場合) ⑤ 点検、清掃、修理等が安全な場所か。	① 水槽室、ポンプ室への出入口は旋錠し、関係者以外は立ち入りできないようにしておく。 ④ 汚染事故を起こす可能性があるものの改善、撤去又は点検頻度を増やす。 ⑤ 点検、清掃等のスペース及び通路を確保する。
貯水槽	水槽本体の構造	① 破損、亀裂及び漏水がないか。 ② 汚染のおそれのある開口部がないか。 ③ 使用水量に対し容量が過大となっていないか。 ④ 内部の点検、清掃、修理等に支障のない形状となっているか。	① 槽内部の細かい点検は清掃時に行う。 ② 揚水管、電極棒等の貫通部分が密閉されていないことがある。 ③ ア 受水槽 容量が一日の使用水量の4/10から6/10までが望ましい。 イ 高置水槽 容量が一日の使用水量の1/10程度が望ましい。 ④ 不必要な仕切りや機器等の撤去
貯水槽	水槽上部の状態	① 水槽のふたの直接上部は清潔か。 ② 汚染のおそれのある機器等を設置していないか。 ③ 水たまり、ほこりその他衛生上有害なものが堆積していないか。 ④ 水槽の上部スラブを厨房、駐車場、通路等に使用していないか。	④ 汚染事故を起こす可能性があるものを改善し、撤去し、又は点検頻度を増やすことにより事故防止を指導する。
貯水槽	マンホール状態	① 施錠してあるか。 ② 十分なかさ上げをしてあるか。 ③ マンホールのふたは、密閉されているか。	② 10cm以上
貯水槽	水槽開口部付近の状況	① オーバーフロー管、通気管に防虫網が設置されているか。 ② オーバーフロー管がない場合、満水警報装置が正しく作動しているか。 ③ オーバーフロー管、水抜管の排出口空間が十分確保されているか。	
貯水槽	水槽内部の状態	① 水槽内部にさびが発生していないか。 ② 水槽内部に異物が混入していないか。 ③ 水槽内部に沈渣(沈殿のかす)物が堆積していないか。 ④ 吐出口空間が十分確保されているか。	
その他		① 水槽内部やマンホールの上部に飲用水以外の管が貫通し、又は設置されていないか。	① クロスコネクションの禁止

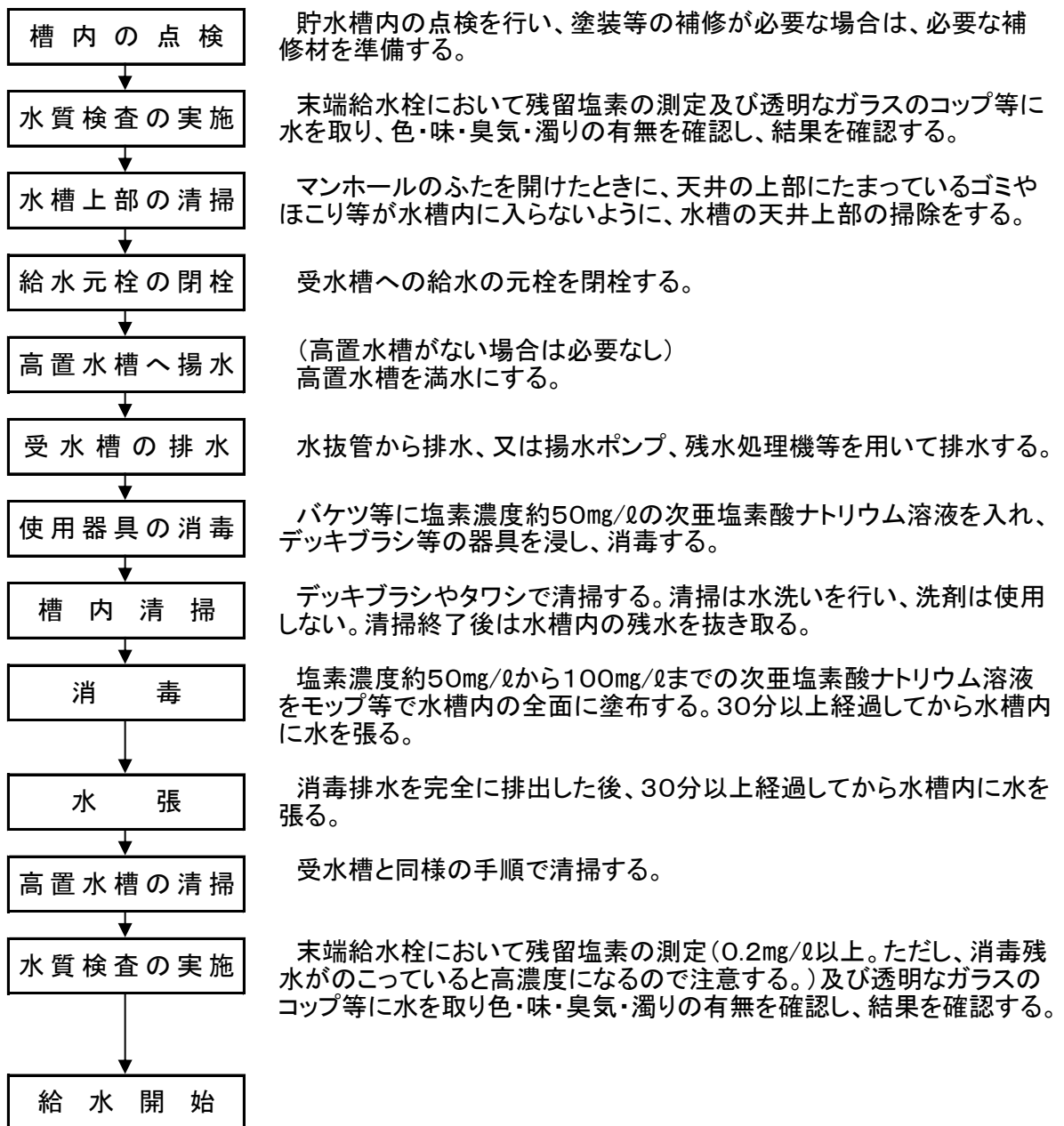
貯水槽の標準的な清掃方法

- 1 貯水槽清掃に当たっての注意点
- (1) 居住者、ビル利用者に清掃実施を周知し、必要があれば代替水を確保する。
 - (2) 貯水槽が屋外にある場合は、気候の影響を考慮する。
 - (3) 清掃の作業工程を記録し、保管する。
 - (4) 高置水槽を設置している場合は、受水槽から清掃を行う。
 - (5) 使用する器具は清掃専用のものとし、不衛生な器具の使用は避ける。

2 貯水槽水道に必要な器具

- (1) デッキブラシ
- (2) ホース
- (3) バケツ
- (4) モップ
- (5) 残留塩素測定器
- (6) 透明なガラスのコップ
- (7) その他必要器具

3 貯水槽清掃のフローシート



3 階建て建物への直結直圧式給水施行基準

第1 総則

1 目的

この基準は、3階建て建物への直結直圧式給水を導入する制度を定めることにより、小規模貯水槽の衛生問題の解消、設置スペースの有効利用及び省エネルギー化の推進等給水サービスの向上を図ることを目的とする。

2 定義

直結直圧式給水とは、貯水槽や増圧設備を設置せずに配水管のもつ水圧・水量の供給能力の範囲で直接給水する方式をいう。

3 直結直圧式給水の対象建築物

- (1) 戸建専用住宅（2世帯住宅を含む）
- (2) 店舗併用住宅（店舗又は事務所を併用する住宅。ただし、店舗等は使用水量が著しく過大でないこととする）
- (3) 事務所専用建物（各戸が事務所、またはこれに類する用途で使用する建築物）
- (4) 集合住宅（各戸に水道メーターが設置された2戸以上で使用する住宅で、最大で1日の使用水量が 12 m^3 以下、または12戸以下の建築物）

4 適用要件

- (1) 分岐可能な配水管の口径は 50 mm 以上とし、当該配水管の末端が他の配水管 75 mm 以上の配水管網に接続されていることとする。
- (2) 分岐できる配水管等は、最小動水圧が戸建専用住宅、店舗併用住宅、事務所併用住宅及び事務所専用建物においては 0.2 Mpa 、集合住宅では 0.23 Mpa 以上であること。
- (3) 分岐引込管の口径は、次のア、イに定めるとおりとし、アにおいては分岐する配水管より1口径落ち以下の口径とする。ただし、配水管口径が 50 mm からの分岐は 25 mm とする。イでは配水管口径より2口径落ち以下の口径とし、最大口径は 50 mm とする。
ア 戸建専用住宅、店舗併用住宅、事務所併用住宅及び事務所専用建物 25 mm または 50 mm
イ 集合住宅 50 mm
- (4) 給水栓の高さは、分岐する配水管の布設路面から 8.5 m 以下とする。なお、設置する給水栓の場所が屋上等で給水栓高が 8.5 m を超

えるものについては、散水等の目的など適切な水量・水圧が確保されなくてもよいもの限り、残存水頭の範囲で給水が可能な場合のみ設置を認める。

- (5) 1日の使用水量が12 m³以下。集合住宅の場合、給水戸数が12戸以下とする。ただし、建物外部に設置する共用栓で、1日当たりの使用水量が比較的少量のものは算定に含まないものとする。
- (6) 給水管の口径は、水理計算により決定するものとし、最低作動圧力を必要とする給水用具がある場合は、最低必要圧力に考慮して決定すること。また、原則として瞬時最大給水量時において管内流速が毎秒2.0 m以下となるようにすること。
- (7) 瞬間使用水量の多い給水器具（大便フラッシュや大型ボイラー、その他瞬間使用水量の多い給水器具）は、水圧変動等の影響を他の給水装置に与えるため、設置しないものとする。

5 直結給水方式の適用除外

直結給水方式は、災害や事故等により水道の断水又は減圧給水が発生しても給水の確保が必要な建築物等には適さないため、建築物の用途を十分踏まえて検討する必要がある。よって、次の各号に掲げる建築物等については直結給水方式の適用除外とする。

- (1) 病院、ホテル等常時一定の水需要が必要な施設
- (2) 食品加工所や水冷凍機を使用する等、生産製造過程に大きな影響を及ぼす施設
- (3) 薬品等危険な化学物質を取り扱う、又は油脂類等を水と同時使用するような施設
- (4) その他、一時的又は1日をとおして大量の水を必要とする施設

6 事前協議

- (1) 3階建て建物への直結直圧式給水を申し込もうとする者は、事前に3階建て建物への直結直圧式給水事前協議申請書（様式第1号）を企業長に提出し、事前協議を行うものとする。
- (2) 事前協議申請書に添付する図書等は、次によるものとする。
 - ア 案内図（設置場所）
 - イ 建築平・立面図
 - ウ 給水管配管系統図（平・立面図）
 - エ メーター廻り工事図（パイプシャフト内設置の場合、パイプシャフト平・立面図）
 - オ 水理計算書及び使用水量の算出書
 - カ その他企業長が必要と認めた図書

- (3) 企業長は、事前協議の申込みがあったときは、速やかに添付書類について協議し、整い次第3階建て建物への直結直圧式給水事前協議承認通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。
- (4) 直結直圧式給水の承認を受けた者は、事前協議の内容に基づき設計を行い、企業団指定給水装置工事事業者を通じて給水装置の工事申込みを行うと共に、3階建て直結直圧式給水条件承諾書（新設・既設）（様式第3号）を企業長に提出しなければならない。
- (5) 事前協議の内容に変更があったときは、再協議を行い、改めて直結直圧式給水の可否について承認を得なければならない。

第2 給水装置の構造

1 給水装置の配管形態

給水装置は、企業団の布設した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具である。原則として同一敷地内の建物につき1給水引込管とする。

2 逆流防止装置

逆流防止装置は、給水装置の負圧や逆圧によって発生する逆流を防止し、給水の安全性を確保する手段として設置する器具の総称であり、対象となる給水器具の危険性を考慮し、適切な逆流防止装置の設置を行うもので次に定めるとおりとする。

- (1) 1階地中に単独または各戸の水道メーターを設置する場合は、メーターの上流側に伸縮式逆止弁付ボール止水弁を設置する。

ただし、メーターの上流側にボール止水栓、下流側に逆止弁を備えた戸建用メーターユニットの設置でも可とする。

- (2) パイプシャフト内に水道メーターを設置する場合は、メーターユニットの設置となるため、ユニット内の逆止弁が良い。

3 水道メーターの設置

水道メーターの設置に関しては、水道メーター設置基準（平成18年2月28日基準第1号）による他、次のとおりとする。

- (1) 戸建専用住宅、店舗併用住宅及び事務所併用住宅にあつては、1階地中にメーターボックスを設置すること。
- (2) 事務所専用建物及び集合住宅にあつては、パイプシャフトが設けられていない場合は1階地中にメーターボックスを設置し、設けられている場合は各階のパイプシャフト内にメーターユニットを設置すること。
- (3) 前号の建築物において、各戸にメーターを設置せず総括メーターのみで対応する場合のメーター口径は最大40mmとし、その際メーター

バイパスユニットを設置すること。

第3 給水装置の設計

1 計画使用水量の算定方法

計画使用水量とは、給水装置工事の対象となる給水装置に給水される水量をいい、給水装置の給水管の口径の決定等の基礎になるものである。

また、同時使用水量とは、給水装置工事の対象となる給水装置内に設置されている給水用具のうちから、いくつかの給水用具を同時に使用することによって給水装置を流れる水量をいい、一般的に計画使用水量は同時使用水量から求められ、その算定に当たっては、使用実態に応じて次の各号のいずれかの方法によるものとする。

- (1) 同時に使用する給水用具を設定して計算する方法
- (2) 標準化した同時使用水量により計算する方法
- (3) 各戸使用水量と給水戸数の同時使用率による方法
- (4) 戸数から同時使用水量を予測する算定式を用いる方法
- (5) 居住人数から同時使用水量を予測する算定式を用いる方法
- (6) 給水用具給水負荷単位による方法

2 給水管口径の決定

給水管の口径は、次の事項を考慮して決定するものとする。

- (1) 給水管の口径は、配水管の最小動水圧時においても、同時使用水量を十分供給できるもので経済性も考慮した大きさとする。
- (2) 給水管の口径は、水理計算により決定するものとし、最低作動圧力を必要とする給水用具がある場合は、最低必要圧力に考慮して決定すること。

第4 工事の施工

1 配管上の留意事項

給水管引込工事の留意事項としては、次に掲げる事項を考慮し行うものとする。

- (1) 配水管から分岐した給水管は、道路境界付近の敷地内に第1止水栓を設置すること。
- (2) 立ち上がり管ごとに止水栓を設置すること。ただし、近接して止水栓がある場合は省略することができる。
- (3) 集合住宅等においてパイプシャフトが設けられている場合、立ち上がり管最上部には、給排気弁を設置すること。
- (4) 集合住宅等で、各戸メーターが建物内に設置になる場合にはパイプシャフト内設置用メーターユニットに含まれる止水栓の他、立ち上がり管からの分岐管にも止水栓を設置すること。

2 既設建物の直結直圧式給水への変更

給水方式を直結直圧式給水に改造を行う場合は、次の条件を満たすものとする。

- (1) 変更にあたって既設給水管は、経年変化を考慮し第1総則4適用要件を満たすと共に、貯水槽水道および自家用水道の給水装置への切替えに関する要綱の事前確認を行うものとする。
- (2) 既設給水管は、老朽化に伴う赤水等の発生による水質異常がないこととする。
- (3) 出水不良、赤水、漏水、その他の異常が発生した場合、給水装置の使用者または所有者の費用負担により給水装置の布設替えを行うこと。

第5 検査

企業長が行う検査は、一般の給水装置工事に準じて配水管の分岐部から末端給水栓までを対象とする。

第6 維持管理

給水装置の維持管理の責任者は、設置者又は所有者（以下「設置者等」という。）

とし、次に掲げる事項について十分留意するものとする。

- (1) 設置者等は、配水管の工事や修理及びメーターの取替えに伴い、断水が発生しても当該作業が円滑に実施できるように協力すること。
- (2) 給水装置の漏水等の修理及び事故の処理は、設置者等の責任において行うこと。
- (3) 給水装置工事の工事費用及び保守点検に係る費用は、設置者等の負担とする。

第7 管理区分

給水装置の管理区分は、戸別住宅等で1階地中に水道メーターを設置する場合については配水管分岐部からメーターまでとする。

集合住宅等でパイプシャフト内にメーターを設置する場合は、配水管分岐部から敷地内第1止水栓までとし、それ以降は設置者等の管理とする。

第8 その他

この基準に定めるもののほか、必要な事項は企業長が定める。この場合、企業長は設置者等との協議が必要と認めた時は、協議して定めるものとする。

附 則（平成29年3月1日基準第1号）

この基準は、平成29年4月1日から施行する。

3階建て建物への直結直圧式給水事前協議書

(あて先)
桶川北本水道企業団 企業長

年 月 日

給水装置工事申込者(所有者)

住所又は所在地

氏名又は名称



電 話 番 号

次のとおり給水方式について事前協議を申請します。

工事場所	<input type="checkbox"/> 桶川市 <input type="checkbox"/> 北本市		
協議者 (指定給水装置 工事事業者)	会社名及び 代表者名	①	
	住 所		
	電 話 番 号		
	担 当 者 名		
予定工期	着 手	年 月 日	完 成 年 月 日
建築物の概要	<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 既存 地上 階 地下 階		
	<input type="checkbox"/> 戸建 <input type="checkbox"/> 店舗併用住宅 <input type="checkbox"/> 事務所併用住宅 <input type="checkbox"/> 事務所専用建物		
	<input type="checkbox"/> 集合住宅 住宅戸数 戸 (<input type="checkbox"/> ファミリータイプ <input type="checkbox"/> ワンルームタイプ <input type="checkbox"/> 混在)		
	オートロック施錠装置 (有 ・ 無)		
給水装置の概要	給水栓高さ	配水管が埋設されている道路面から最も高い給水栓までの高さ m (8.5m以下)	
	使用水量	計画1日最大給水量	m ³ /日 (12m ³ /日 以下)
		瞬時最大使用水量	L/min
	取出口径	配水管口径 mm × 取出口径 mm × 敷地内給水管口径 mm	
水道メーター 設置計画	<input type="checkbox"/> 各階各戸メーター設置	住宅部分	口径 mm ~ 個
	<input type="checkbox"/> 地中各戸メーター設置	非住宅部分	口径 mm ~ 個
	<input type="checkbox"/> 総括メーター設置		口径 mm (最大口径40mm)
(<input type="checkbox"/> 総括メーターのみの設置)			
1. 案内図(設置場所)、建築平・立面図、給水管配管系統図(平・立面図)、メーター廻り工事図 (パイプシャフト内設置の場合パイプシャフト平・立面図)、水理計算書及び使用水量算出書、 その他必要と認める図書を提出してください。			受 付 印
2. 既存受水槽方式から切替えの場合、既設配管の材質確認書(耐圧試験含む)及び水質試験 の証明書等を添付してください。			
3. 事前協議の内容に変更が生じた場合は、再協議してください。			
4. 戸建専用住宅に限り、配水管口径75mm以上で最小動水圧が0.2Mpa以上の確保ができる 場合は、案内図を除き図書の添付を省略することができる。			

3階建て建物への直結直圧式給水事前協議承認通知書

給 第 号
年 月 日

様

桶川北本水道企業団
企業長

(印)

年 月 日付けで事前協議の申請がありました次の直結直圧式給水については、審査、検討した結果、下記の内容で承認しましたので通知します。
なお、承認されました物件の給水装置工事の申込みを行う際は、この承認書の写しを添付願います。

工事場所	<input type="checkbox"/> 桶川市 <input type="checkbox"/> 北本市			
建築物の概要	<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 既存 地上 階 地下 階			
	<input type="checkbox"/> 戸建 <input type="checkbox"/> 店舗併用住宅 <input type="checkbox"/> 事務所併用住宅 <input type="checkbox"/> 事務所専用建物			
	<input type="checkbox"/> 集合住宅 住宅戸数 戸 (<input type="checkbox"/> ファミリータイプ <input type="checkbox"/> ワンルームタイプ <input type="checkbox"/> 混在)			
	オートロック施錠装置 (有 ・ 無)			
給水装置の概要	給水栓高さ	配水管が埋設されている道路面から最も高い給水栓までの高さ m (8.5m以下)		
	使用水量	計画1日最大給水量	m ³ /日 (12m ³ /日 以下)	
		瞬時最大使用水量	L/min	
	取出口径	配水管口径 mm × 取出口径 mm × 敷地内給水管口径 mm		
	水道メーター設置計画	<input type="checkbox"/> 各階各戸メーター設置	住宅部分	口径 mm ~ 個 (12戸以下)
<input type="checkbox"/> 地中各戸メーター設置		非住宅部分	口径 mm ~ 個	
<input type="checkbox"/> 総括メーター設置		口径 mm (最大口径40mm)		
(<input type="checkbox"/> 総括メーターのみの設置)				
《備考》				

3階建て建物への直結直圧式給水条件承諾書（新設・既設）

年 月 日

（あて先）

桶川北本水道企業団 企業長

給水装置工事申込者（所有者）

住所又は所在地

氏名又は名称

Ⓜ

電 話 番 号

給水装置の設置場所	<input type="checkbox"/> 桶川市
	<input type="checkbox"/> 北本市
	建物の名称
指定給水装置工事事業者	指定番号 第 号
	会社名及び代表者名
	電話番号
給水装置の管理責任者 〔給水装置の維持・管理・修繕を行う者が申込者（所有者）と異なる場合の連絡者〕	氏名又は名称
	電話番号

Ⓜ

Ⓜ

上記の建物において直結直圧式給水を受けるにあたり、次の事項を承諾いたします。

- 1 直結給水方式の特徴
直結給水は、水道管の工事や修繕による断水や水圧低下のとき、受水槽給水方式のような貯留機能がないため、水の使用ができなくなることを承諾します。
- 2 損害補償
直結直圧式給水に起因して漏水等の事故が発生し、水道企業団及びその他の水道使用者等に損害を与えた場合は、責任をもって補償します。
- 3 所有者等の継承
所有者又は管理責任者が変更となるときは、速やかに変更の届出を行うと共に、変更後の所有者又は管理責任者に当該承諾事項について責任をもって継承します。
- 4 既設給水管の使用責任
貯水槽方式等から直結給水方式に変更した場合、既設給水管を使用したことにより、これに起因する出水不良、漏水、赤水その他の異常が発生したときは、給水装置の所有者又は管理責任者の責任において配管等給水装置の更新を行います。
- 5 水道メーターの管理及び検針業務等への協力
水道メーターは適切な維持管理を行うと共に検針業務等に支障のないように協力します。
なお、支障が生じた場合、水道企業団の指示に従い所有者又は管理責任者の費用で速やかに改善します。
- 6 条例等の遵守
上記の他、取扱上必要な事項については、桶川北本水道企業団給水条例、給水条例施行規則及び関係各規程・基準・要綱に加え3階建て建物への直結直圧式給水施行基準を遵守します。
- 7 紛争の解決
上記の条件を使用者等に周知徹底させ、直結直圧式給水に起因する紛争等については、当事者間で解決し、水道企業団には一切迷惑をかけません。

直結増圧式給水施行基準

第1 総則

1 目的

この基準は、桶川北本水道企業団（以下「企業団」という。）給水区域における、3階以上の建物への直結増圧式給水を導入する制度を定めることにより、当該建築物に供給する水道水の衛生問題の解消、省エネルギー化の推進を図ることを目的とする。

2 定義

直結増圧式給水とは、貯水槽を経由せず給水管の途中に増圧給水設備を設置し、この設備により増圧し給水する方式をいう。

3 適用要件

直結増圧式給水を行う場合は次に掲げる要件を満たさなければならない。

- (1) 概ね10階建て以下の集合住宅、店舗等併用集宅及び事務所専用建物等で、飲料水の使用状況が一定しており、かつ店舗等においては使用水量が著しく過大でないこと。
- (2) 1日最大使用水量が50m³以下、瞬時最大使用水量261L/min以下の建物への給水に適用するものとする。ただし、各戸メーターを設けず総括メーターによる一括検針を希望とする建築物においては、瞬時最大使用水量は250L/min以下とする。
- (3) 配水管の最小動水圧が0.2Mpa以上確保できることとする。
- (4) 分岐可能な配水管の口径は、75mm以上とする。ただし、口径100mm以下の配水管については原則として管網を構成していることとする。
- (5) 配水管から分岐する給水管口径は、配水管口径より2口径落ち以下の口径とし、新設で分岐する給水管口径は、最大で50mmとする。
ただし、配水管口径75mmから分岐する給水管口径は、最大で25mmとする。
- (6) 直結直圧式給水と直結増圧式給水の併用は、次によるものとする。
 - ア 1専用引込管による1建築物の直圧と増圧給水の混合併用は、特別な場合を除き認められない。
 - イ 1専用引込管において、宅地内で直圧給水の建築物と増圧給水の建築物に分割する場合は、直圧給水と増圧給水の各事項に適合しなければならない。この場合において、直圧給水による建築物は2階

までとする。

(7) 水圧測定及び水理計算により必要な水量及び水圧が安定的に確保できることの確認を要するものとする。

(8) 給水方式を貯水槽式から直結増圧式に改造を行う場合は、次の条件を満たすものとする。

ア 既設給水管は、経年変化を考慮し適用要件の(1)から(7)に掲げる要件を満たすと共に、貯水槽水道及び自家用水道の給水装置への切替に関する要綱の事前確認を行うものとする。

イ 既設給水管は、老朽化に伴う赤水等の発生による水質異常がないこととし、耐圧試験等により漏水のないことを確認すること。

ウ 出水不良、赤水、漏水その他の異常が発生した場合、給水装置の使用者又は所有者の費用負担により給水装置の布設替えを行うこと。

5 直結給水方式の適用除外

直結給水方式は、災害や事故等により水道の断水又は減圧給水が発生しても給水の確保が必要な建築物等には適さないため、建築物の用途を十分踏まえて検討する必要がある。よって、次の各号に掲げる建築物等については直結給水方式の適用除外とする。

(1) 病院、ホテル等常時一定の水需要が必要な施設

(2) 食品加工所や水冷凍機を使用する等、生産製造過程に大きな影響を及ぼす施設

(3) 薬品等危険な化学物質を取り扱う、又は油脂類等を水と同時使用するような施設

(4) その他、一時的又は1日をとおして大量の水を必要とする施設

6 事前協議

(1) 直結増圧式給水を希望する者は、事前に直結増圧式給水事前協議書（様式第1号）を企業長に提出し、事前協議を行うものとする。

(2) 事前協議申請書に添付する図書等は次によるものとする。

ア 案内図（設置場所）

イ 配置図

ウ 建築平・立面図

エ 給水管配管系統図（平・立面図）

オ PS 平・立面図及びメーター廻り施工図

カ 水理計算書及び使用水量の算出書

キ その他企業長が必要と認めた図書

(3) 企業長は、事前協議の申込みがあったときは、速やかに添付書類について協議し、整い次第直結増圧式給水事前協議承認通知書（様式第

2号)により、申請者に通知するものとする。

- (4) 直結増圧式給水の承認を受けた者は、事前協議の内容に基づき設計を行い、企業団指定給水装置工事事業者を通じて給水装置の工事申込みを行うと共に、直結増圧式給水条件承諾書(新設・既設)(様式第3号)を企業長に提出しなければならない。
- (5) 事前協議の内容に変更があったときは、再協議を行い、改めて直結増圧式給水の可否について承認を得なければならない。

第2 給水装置の構造

1 給水装置の配管形態

給水装置は、企業団の布設した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具であり、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 直結増圧式給水による給水装置は、原則として同一敷地内の建物につき1給水引込管とする。
- (2) 直結増圧式給水による給水装置は、増圧設備の故障や停電に伴う断減水時の対応として応急給水用の直結直圧式共用栓を設けること。

2 増圧給水設備

増圧給水設備は、増圧ポンプ及びこれに付帯する管類、継手類、弁類、圧力水槽、制御盤等の総称であり、設置に関しては、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 公益社団法人日本水道協会規格の「水道用直結加圧形ポンプユニット(JWWAB 130)」又はこれと同等以上の性能を有するものであり、配水管への影響が極めて小さく、安定した給水ができるものであること。
- (2) 増圧給水設備の口径は、増圧給水設備直近上流側の口径以下とし、最大口径は50mmとする。
- (3) 1建築物に対し1増圧給水設備を原則とする。ただし、同一敷地内に複数の建築物があり、当該複数棟への瞬時最大使用水量の合計が250L/min以下となる場合は、1増圧給水設備により複数棟への給水を行うことができる。
- (4) 増圧給水設備は、吸込側の水圧が異常に低下した場合(配水管の管芯レベルにおける水圧が0.07Mpa以下)に自動停止し、水圧が回復した場合(配水管の管芯レベルにおける水圧が0.10Mpa以上)に自動復帰するように制御されていること。
- (5) 増圧給水設備の吸込側圧力発信器は、原則として減圧式逆流防止器の直近上流側とすること。

- (6) 増圧給水設備の異常は、増圧給水設備本体及び管理人室等で検知し確認できるものとし、事故等の連絡先を表記した掲示板等を設け使用者に周知する体制を整えること。

3 逆流防止装置

逆流防止装置は、給水装置の負圧や逆圧によって発生する逆流を防止し、給水の安全性を確保する手段として設置する器具の総称であり、対象となる給水器具の危険性を考慮し、適切な逆流防止装置の設置を行うため、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 増圧給水設備の逆流防止装置は、公益社団法人日本水道協会規格の水道用減圧式逆流防止器（JWWA B 1 3 4）又は同等以上の性能を有するもので、増圧給水設備の上流側に設置すること。
- (2) 各戸ごとの水道メーターの下流側には、公益社団法人日本水道協会規格の単式逆流防止弁、又は同等以上の性能を有する逆流防止装置を設置すること。
- (3) 減圧式逆流防止器の上流側には、ストレーナーを設置すること。
- (4) 減圧式逆流防止器の中間室逃がし弁の排水は、適切な吐水口空間を確保した間接排水とすること。
- (5) 減圧式逆流防止器は、自動検知装置により増圧給水設備本体又は管理人室等で異常な外部排水の確認ができること。

4 水道メーターの設置

直結増圧式給水による給水装置は、増圧給水設備以降の給水管や給水栓等についても配水管に直結し、全て給水装置と位置づけられるため、桶川北本水道企業団給水条例第19条により、企業団のメーターを各戸に設置するものとし、設置位置等については次の事項によるものとする。

- (1) 水道メーターの設置に関しては、水道メーター設置基準による。
- (2) 直結増圧式給水による集合住宅等のメーター設置は、原則として総括メーターの設置は不要で、各戸ごとに設置すること。
- (3) 前号の建築物において、各戸にメーターを設置せず総括メーターのみでの検針を希望する場合、増圧給水設備の上流側に総括メーターを設置し、一括検針とすることができる。その際のメーター廻り設備はメーターバイパスユニットを設置すること。
- (4) 各階ごとに共用栓及び消火栓補給水槽の給水栓を設置する場合は、メーターを設置すること。
- (5) 貯水槽方式から直結増圧式給水に改造を行う場合において、集合住宅等の戸別徴収事務に関する規程を適用する場合、総括メーター及び各戸メーターを設置することができる。ただし、総括メーター廻り設

備はメーターバイパスユニットとする。

第3 給水装置の設計

1 計画使用水量の算定方法

給水装置の設計に用いる計画使用水量は、給水装置内に設定されている給水用具のうちから、いくつかの給水用具を同時に使用することによって、発生する水量（以下「同時使用水量」という。）とし、次の事項により算定するものとする。

- (1) 集合住宅等の同時使用水量は、財団法人ベターリビング優良住宅部品認定基準（以下「BL基準」という。）により算出すること。ただし、ワンルームタイプは、ファミリータイプの65%として算出すること。

給水戸数 = 1 ~ 9

$$\text{瞬時最大流量 (ℓ/min)} = 42 \times (\text{給水戸数})^{0.33}$$

給水戸数 = 10 ~ 599

$$\text{瞬時最大流量 (ℓ/min)} = 19 \times (\text{給水戸数})^{0.67}$$

- (2) 集合住宅以外の同時使用水量の算出にあたっては、給水装置標準計画・施工方法（平成9年7月23日衛水第203号。以下「標準施工方法」という。）により、計画使用水量の決定から給水用具給水負荷単位等で算出するものとする。

給水用具給水負荷単位とは、給水用具の種類による使用頻度、使用時間及び多数の給水用具の同時使用を考慮した負荷率を見込んで、給水流量を単位化したものである。同時使用水量は、各種給水用具の給水用具給水負荷単位に給水用具数を乗じたものを累計し、同時使用流量図を利用して求める方法である。

ただし、上記の算定式によりがたい場合は、施設の実態に応じた計算式によることができるものとする。

- (3) 直結増圧式給水による集合住宅等の建築物と直結直圧式給水の建築物が混在する場合は、集合住宅等をBL基準で算出し、直圧式給水の建築物においては標準施工方法の計画使用水量の決定から算出し、その水量を合算すること。
- (4) 直結増圧式給水による給水装置設計の水理計算は、増圧給水設備の上流側直近において負圧でないことを確認し、必要に応じて増圧給水設備から末端給水栓までの水理計算を行うこと。

2 給水管口径の決定

給水管の口径は、次の事項を考慮して決定するものとする。

- (1) 給水管の口径は、配水管の最小動水圧時においても、同時使用水量を十分供給できるもので経済性も考慮した大きさとする。

- (2) 給水管の口径は、水理計算により決定するものとし、最低作動圧力を必要とする給水用具がある場合は、最低必要圧力に考慮して決定すること。
- (3) 給水管の口径は、原則として瞬時最大給水量時において管内流速が毎秒2.0mを超えないこと。
- (4) 増圧給水設備の直近上流側及び下流側の口径は、原則として同口径とすること。

第4 工事の施工

1 増圧給水設備の設置位置

- (1) 増圧給水設備の設置位置は、原則として1階以下で点検が容易にできる場所とし、必要に応じて防音措置等を施すこと。
また、配水管より低いところに設置となる場合は、増圧給水設備の上流側で給水引込管の一番高い位置に空気弁を設けること。
- (2) 増圧給水設備の設置場所は、安定した給水が確保され、かつ増圧給水設備の機能を有効に活用できるよう、適切な設置場所を選定すること。

2 配管上の留意事項

- (1) 配水管から分岐した給水管は、道路境界付近の敷地内に第1止水栓を設置すること。
- (2) 増圧ポンプの逆流防止装置は、ポンプ上流側に減圧式逆流防止器を設置することとし、減圧式逆流防止器の上流側及び下流側には、適切な止水栓を設置すること。
- (3) 各立ち上がり管又は各階分岐ごとに止水栓を設置すること。ただし、近接し止水栓がある場合には省略することができる。
- (4) 立ち上がり管の最上部に吸排気弁を設置すること。
- (5) 集合住宅等のメーター廻り配管及びメーター格納庫は、水道メーター設置基準による。
- (6) 貯水槽水道から直結直圧、直結増圧式給水に変更するにあたり、既設建物内配管の交換が不可能で既設配管を使用する場合は、既設管の概要（配管経路、管種口径、使用期間等）を十分把握し、設置者又は所有者（以下「設置者等」という。）の責任において使用すること。

第5 検査

企業長が行う検査は、一般の給水装置工事に準じて配水管の分岐部から末端給水栓までを対象とし、増圧給水設備の検査は次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 増圧給水設備及び減圧式逆流防止器の設置が本基準に適合してい

ること。

- (2) 増圧給水設備及び減圧式逆流防止器に警報装置が設置されていること。
- (3) 増圧給水設備本体に加え、管理人室又は共用スペース等で警報を検知確認でき、事故等があった場合の連絡先を表記した掲示板等を設置するなど、維持管理体制が整っているかを確認する。

第6 維持管理

増圧給水設備及び減圧式逆流防止器の維持管理の責任は、設置者等とし、次の事項について十分留意するものとする。

- (1) 直結増圧式による給水装置工事の設置者等は、増圧給水設備及び減圧式逆流防止器の保守点検契約書の写しを企業長に提出すること。
- (2) 設置者等は、増圧給水設備及び減圧式逆流防止器を1年以内ごとに1回以上の定期点検を行い、その記録は1年以上保存すること。
- (3) 設置者等は、停電、故障等により増圧給水設備が停止し断水となった場合、1階以下に設置した応急給水用の直圧共用栓が使用できることを使用者に周知すること。
- (4) 設置者等は、増圧給水設備及び減圧式逆流防止器の故障等の場合に備え、非常時の緊急連絡先を設備本体、管理人室等に明示し、使用者に周知すること。
- (5) 設置者等は、配水管の工事又はメーターの取替えに伴い断水した場合、当該作業が円滑に実施できるように協力すること。
- (6) 漏水等の修理及び事故の処理は、設置者等又は使用者の責任において行こと。
- (7) 増圧給水設備を含む給水装置の工事費用及び保守点検に係る費用は、設置者等の負担とすること。
- (8) 設置者等は、増圧給水設備の管理責任を負うものとするが、増圧給水設備の点検及び補修等の維持管理を行うにあたり、当該設備等の管理責任者を選任する場合又は選任している管理責任者を変更したときは、遅滞なく増圧給水管理責任者選任（変更）届（様式第4号）を企業長に届け出るものとする。

第7 管理区分

給水装置の管理区分は、配水管分岐部から第1止水栓までを企業長とし、それ以降は設置者等とする。

第8 その他

1 その他

- (1) オートロック施錠装置等が設置される建築物は検針業務等に支障が

ないよう協力すること。なお、所有者又は管理者が変更となる場合には、当該事項の協力について責任をもって継承するものとする。

(2) この基準に定めのない事項については、別に協議するものとする。

附 則（平成29年3月1日基準第2号）

この基準は、平成29年4月1日から施行する。

直結増圧式給水事前協議書

(あて先)
桶川北本水道企業団 企業長

年 月 日

給水装置工事申込者(所有者)

住所又は所在地

氏名又は名称

(印)

電 話 番 号

次のとおり給水方式について事前協議を申請します。

工事場所	<input type="checkbox"/> 桶川市 <input type="checkbox"/> 北本市			
協議者 (指定給水装置 工事事業者)	会社名及び 代表者名	(印)		
	住 所			
	電 話 番 号			
	担 当 者 名			
予定工期	着 手	年 月 日	完 成 年 月 日	
建築物の概要	<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 既存 地上 階 地下 階			
	<input type="checkbox"/> 戸建 <input type="checkbox"/> 店舗併用住宅 <input type="checkbox"/> 事務所併用住宅 <input type="checkbox"/> 事務所専用建物			
	<input type="checkbox"/> 集合住宅 住宅戸数 戸 (<input type="checkbox"/> ファミリータイプ <input type="checkbox"/> ワンルームタイプ <input type="checkbox"/> 混在)			
	オートロック施錠装置 (有 ・ 無)			
給水装置の概要	給水方法	<input type="checkbox"/> 直結増圧式 <input type="checkbox"/> 直結増圧式・高置水槽式併用(高置水槽有効水量 m^3)		
	使用水量	計画1日最大給水量	$m^3/日$ (50 $m^3/日$ 以下)	
		瞬時最大使用水量	L/min [261 L/min (又は250 L/min)以下]	
	取出口径	配水管口径 $mm \times$ 取出口径 $mm \times$ 増圧設備口径 mm		
	水道メーター 設置計画	<input type="checkbox"/> 各階各戸メーター設置	住宅部分	口径 $mm \sim$ 個 (50戸以下)
<input type="checkbox"/> 地中各戸メーター設置		非住宅部分	口径 $mm \sim$ 個	
<input type="checkbox"/> 総括メーター設置		口径 mm (最大口径50 mm)		
(<input type="checkbox"/> 総括メーターのみの設置)				
1. 案内図(設置場所)、建築平・立面図、給水管配管系統図(平・立面図)、メーター廻り工事図 (パイプシャフト内設置の場合パイプシャフト平・立面図)、水理計算書及び使用水量算出書、 その他必要と認める図書を提出してください。			受 付 印	
2. 既存受水槽方式から切替えの場合、既設配管の材質確認書(耐圧試験含む)及び水質試験 の証明書等を添付してください。				
3. 事前協議の内容に変更が生じた場合は、再協議してください。				
4. 戸建専用住宅に限り、配水管口径75 mm 以上で最小動水圧が0.2 Mpa 以上の確保ができる 場合は、案内図を除き図書の添付を省略することができる。				

直結増圧式給水事前協議承認通知書

給 第 号
年 月 日

様

桶川北本水道企業団
企業長



年 月 日付けで事前協議の申請がありました次の直結直圧式給水については、審査、検討した結果、下記の内容で承認しましたので通知します。
なお、承認されました物件の給水装置工事の申込みを行う際は、この承認書の写しを添付願います。

工事場所	<input type="checkbox"/> 桶川市 <input type="checkbox"/> 北本市		
建築物の概要	<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 既存 地上 階 地下 階		
	<input type="checkbox"/> 戸建 <input type="checkbox"/> 店舗併用住宅 <input type="checkbox"/> 事務所併用住宅 <input type="checkbox"/> 事務所専用建物		
	<input type="checkbox"/> 集合住宅 住宅戸数 戸 (<input type="checkbox"/> ファミリータイプ <input type="checkbox"/> ワンルームタイプ <input type="checkbox"/> 混在)		
	オートロック施錠装置 (有 ・ 無)		
給水装置の概要	給水方法	<input type="checkbox"/> 直結増圧式 <input type="checkbox"/> 増圧式・高置水槽式併用 (高置水槽有効水量 m ³)	
	使用水量	計画1日最大給水量	m ³ /日 (50m ³ /日 以下)
		瞬時最大使用水量	L/min [261L/min(又は250L/min) 以下]
	取出口径	配水管口径 mm × 取出口径 mm × 増圧設備口径 mm	
	水道メーター設置計画	<input type="checkbox"/> 各階各戸メーター設置	住宅部分 口径 mm ~ 個 (50戸以下)
<input type="checkbox"/> 地中各戸メーター設置		非住宅部分 口径 mm ~ 個	
<input type="checkbox"/> 総括メーター設置		口径 mm (最大口径50mm)	
(<input type="checkbox"/> 総括メーターのみの設置)			
《備考》 			

直結増圧式給水条件承諾書（新設・既設）

年 月 日

（あて先）

桶川北本水道企業団 企業長

給水装置工事申込者（所有者）

住所又は所在地

氏名又は名称

㊞

電 話 番 号

給水装置の設置場所	<input type="checkbox"/> 桶川市
	<input type="checkbox"/> 北本市
	建物の名称
指定給水装置工事事業者	指定番号 第 号
	会社名及び代表者名
	電話番号
給水装置の管理責任者 （連絡先）	氏名又は名称
	電話番号

上記の建物において直結増圧式給水を受けるにあたり、次の事項を承諾いたします。

- 1 直結式給水（直圧・増圧）の特徴及び事故時の対応
直結式給水は、水道管の工事や修繕による断水や水圧低下のとき、貯水槽式給水のような貯留機能がないため、水の使用ができなくなることを承諾します。
また、直結増圧式給水では停電や故障により増圧給水設備が停止したとき又は水圧低下により一時的な出水不良が発生したときは、直圧の共用栓を使用すると共に、他の使用者に対しても事故等が発生した場合の対応を表記した掲示板又は口頭により周知します。
- 2 定期点検
増圧給水設備及び減圧式逆流防止器は、1年以内ごとに1回以上の定期点検を行うと共に、その記録を1年以上保存します。また、水道企業団が保守点検状況の確認を求めた場合は、点検結果報告書等を提出します。
- 3 損害補償
直結増圧式給水に起因して漏水等の事故が発生し、水道企業団及びその他の水道使用者等に損害を与えた場合は、責任をもって補償します。
- 4 既設給水管の使用責任
貯水槽式給水等から直結増圧式給水に変更した場合、既設給水管を使用したことにより、これに起因する出水不良、漏水、赤水その他の異常が発生したときは、給水装置の所有者又は管理責任者の責任において配管等給水装置の改善を行います。
- 5 水道メーターの管理及び検針業務等への協力
水道メーターは適切な維持管理を行うと共に検針業務、特にオートロック設備等が設置されている建物の場合は、支障が生じないよう協力します。
なお、支障が生じた場合は、水道企業団の指示に従い所有者又は管理責任者の費用で速やかに改善します。
また、計量法に基づく水道メーターの取替え及び異常等による取替えが生じた場合の断水を承諾します。
- 6 所有者等の継承
所有者又は管理責任者が変更となるときは、速やかに変更の届出を行うと共に、変更後の所有者又は管理責任者に当該承諾事項について責任をもって継承します。
- 7 条例等の遵守
上記の他、取扱上必要な事項については、桶川北本水道企業団給水条例、給水条例施行規則及び規程等を遵守します。
- 8 紛争の解決
上記の条件を使用者等に周知徹底させ、直結増圧式給水に起因する紛争等については、当事者間で解決し、水道企業団には一切迷惑をかけません。

増圧給水管理責任者選任(変更)届

(あて先)

年 月 日

桶川北本水道企業団 企業長

給水装置工事申込者(所有者)

住所又は所在地

氏名又は名称

⑩

電 話 番 号

次のとおり管理責任者を選任(変更)しましたので、届出ます。

給水装置 設置場所	<input type="checkbox"/> 桶川市 <input type="checkbox"/> 北本市			
建物の名称				
建築物の概要	<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 既存 地上 階 地下 階			
	<input type="checkbox"/> 戸建 <input type="checkbox"/> 店舗併用住宅 <input type="checkbox"/> 事務所併用住宅 <input type="checkbox"/> 事務所専用建物			
	<input type="checkbox"/> 集合住宅 住宅戸数 戸(<input type="checkbox"/> ファミリータイプ° <input type="checkbox"/> ワンルームタイプ° <input type="checkbox"/> 混在)			
	オートロック施錠装置 (有 ・ 無)			
給水装置の概要	給水方法	<input type="checkbox"/> 直結増圧方式 <input type="checkbox"/> 増圧式・高置水槽式併用 (高置水槽の有効水量 m ³)		
	使用水量	計画1日最大給水量 m ³ /日 (50m ³ /日 以下) 瞬時最大使用水量 L/min [261L/min(又は250L/min) 以下]		
	取出口径	配水管口径 mm × 取出口径 mm × 増圧設備口径 mm		
	水道メーター	<input type="checkbox"/> 各階各戸メーター設置 住宅部分 口径 mm ~ 個 (50戸以下)		
		<input type="checkbox"/> 地中各戸メーター設置 非住宅部分 口径 mm ~ 個		
		<input type="checkbox"/> 総括メーター設置 口径 mm (最大口径50mm) (<input type="checkbox"/> 総括メーターのみの設置)		
選任(変更)管理 責任者(業者、団 体等を含む)	管理責任者名			
	(業者、団体の場合担当 部署、担当者名等)			
	住 所			
	電 話 番 号			
	【変更前の管理責任者】			
	管 理 責 任 者			
	住 所			
電 話 番 号				

集合住宅等の戸別徴収事務に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、集合住宅等における各戸に設置した水道メーターの戸別検針及び水道料金の戸別徴収の取扱いについて必要な事項を定め、水道の公平性並びに給水サービスの提供を目的とする。

(定義)

第2条 この規程において「集合住宅等」とは、公営の共同住宅、集合住宅及び団地で共同の用に供する建物であって、当該集合住宅等の水道の施設が貯水槽水道方式又は直結方式で給水する建物をいう。

2 この規程において「戸別徴収事務」とは、集合住宅等の戸別検針及び戸別徴収について当該集合住宅等の所有者（以下「所有者」という。）の申し出により、企業長の認定を受け「戸別徴収事務に関する契約書」を締結した事務をいう。

3 貯水槽水道とは、水道法（昭和32年法律第177号）第14条第2項第5号に定める企業団から供給を受ける水のみを水源とする水道をいう。

4 直結方式とは、給水装置の構造及び材質に関する規程（平成10年規程第8号。以下「構造規程」という。）第7条第2項に規定する3階まで直結直圧給水設備並びに同規程第8条に規定する3階以上で概ね10階建て以下の直結増圧給水設備をいう。

(給水装置)

第3条 この規程において企業長は、集合住宅等の各戸水道メーター及び消火用の水道メーター（以下「子メーター」という。）廻りの給水設備について、桶川北本水道企業団給水条例（平成10年条例第4号。以下「条例」という。）第4条第1号に規定する専用給水装置並びに同条第3号に規定する私設消火栓とみなすことができる。

2 子メーター廻りの施工は、構造規程を順守しなければならない。

(子メーター)

第4条 子メーターは、原則として平型メーターとし、企業長が貸与及び設置し、故障・検定満期の交換も企業長が実施する。ただし、企業長が特に認めるときは、所有者の負担において発電式隔測メーター又はリモート式隔測メーター（以下「隔測メーター」という。）を設置することができる。

2 前項後段の所有者が隔測メーターを設置したときは、当該隔測メーターを企業長に譲渡するものとする。この場合において、取付け以後における検定満期による交換費用は企業長が負担する。

(事前協議)

第5条 戸別徴収事務を新たに企業長に要望しようとする所有者は、戸別徴収事務に関する事前協議書(様式第1号)により、企業長と協議するものとする。

(戸別徴収事務の申し込み)

第6条 所有者は、戸別徴収事務を申し込もうとするときは、次の各号に掲げる書類を企業長に提出しなければならない。

(1) 集合住宅等の戸別徴収事務申込書(様式第2号)

(2) 水道メーター取付計画書

(3) 企業長が隔測メーターの設置を認めたときは、当該隔測メーターに係る図書

2 前項第1号の申込書は、第5条に定める事前協議で合意した事項を添付するものとする。

3 第1項第2号に規定する子メーター取付計画書は、企業長が貸与し設置する子メーターの口径、数量及び取付け日等を記載し提出する。ただし、子メーターの口径が20mmで10個未満の場合は、これを省略することができる。

(認定及び契約書の締結)

第7条 企業長は、前条第1項により申し込みがあったときは、事前協議の合意事項により当該戸別徴収事務について認定し、所有者と戸別徴収事務に関する契約書(様式第3号)を締結するものとする。ただし、第5条に基づく事前協議における合意等が得られないと企業長が判断したときは、認定せず、当該契約の締結をしないことができる。

2 契約の期間は、締結の日から1年間とする。ただし、企業長は、各戸別徴収業務に支障がないと判断したときは更に1年間これを延長し、以後も同様とする。

3 第1項の契約締結後において、当該集合住宅等の所有者が異動し、契約条項が継承されないと判断したとき、企業団の戸別徴収事務制度改正により契約条項に変更が生じたとき及び当該集合住宅等の所有者・企業長双方が必要と認めたときは、新たに戸別徴収事務契約書を締結するものとする。この場合において、契約期間は前項を準用する。

(分担金の納付)

第8条 所有者は、前条第1項本文により契約を締結するときは、条例第6条に規定する分担金を納付しなければならない。

(各戸の工事申込書の提出)

第9条 所有者は、子メーターを設置したときは、当該集合住宅等の各戸の

情報を企業長に提出しなければならない。

2 前項の各戸情報は、桶川北本水道企業団給水条例施行規則（平成10年規則第3号）第4条に規定する様式第1号「工事の申込書」の余白に「集合住宅等認定第 号」と記入し、必要事項を記載するものとする。

（その他の事項）

第10条 この規程に定めるものの他、集合住宅等の戸別徴収事務に関し、必要な事項は、企業長が別に定める。

附 則（平成16年6月16日規程第6号）

この規程は、平成16年7月1日から施行する。

附 則（平成16年9月29日規程第9号）

この規程は、平成16年10月1日から施行する。

附 則（平成18年7月14日規程第5号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成22年3月31日規程第3号）

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

戸別徴収事務に関する事前協議書

年 月 日

桶川北本水道企業団
企業長 様

集合住宅等の所有者
住 所
連絡先
施工給水装置工事事業者 印

下記の集合住宅等の戸別徴収事務を企業長に要望したく、「集合住宅等の戸別徴収事務に関する規程」第5条に基づき、事前協議を願います。

①提出区分	新規 再提出	②建物の場所		
③建物の名称			④建物の階数	地下 階 地上 階
⑤給水の形態	貯水槽水道	m ³ 直圧 増圧	⑥給水の設備等	高置水槽 m ³ 消火用設備
⑦総括メーター	口径 mm	⑧子メーター	平型 隔測 口径 mm	戸 個 その他 個
⑨入居の形態	賃貸 分譲	賃貸・分譲混合	⑩入居予定月日	年 月 日
⑪添付書類	位置図 建物平・立面図 水道配管図 受水槽関係書 メーター設置図 隔測メーター格納図・配線図等			

1 協議事項

- (1) 給水設備の方式と管理・点検について
- (2) 子メーター廻りの施工について
- (3) 設置する子メーターについて
- (4) 戸別検針及び戸別徴収について
- (5) 所有者の責務について(施設の管理、料金の支払い、企業団への連絡調整等)
- (6) 契約事項の継承及び新規作成について
- (7) 契約破棄と一括検針について
- (8) その他の事項について(オートロックの取扱い等)

2 協議の日程等

- (1) 予定日時 年 月 日 () 午前 午後 時
- (2) 協議場所 企業団事務所
- (3) 出席者 所有者側 企業団側

集合住宅等の戸別徴収事務申込書

年 月 日

桶川北本水道企業団
企業長 様

集合住宅等の所有者
住 所
連絡先
施工給水装置工事事業者 印

下記の集合住宅等の戸別徴収事務について、下記のとおり申し込みます。
なお、年 月 日事前協議した合意事項を下記に添付します。

①提出区分	新規 再提出	②建物の場所		
③建物の名称			④建物の階数	地下 階 地上 階
⑤給水の形態	貯水槽水道	m ³ 直圧 増圧	⑥給水の設備等	高置水槽 m ³ 消火用設備
⑦総括メーター	口径 mm	⑧子メーター	平型 隔測 口径 mm	戸 個 その他 個
⑨入居の形態	賃貸 分譲	賃貸・分譲混合	⑩入居予定月日	年 月 日
⑪添付書類	位置図 建物平・立面図 水道配管図 受水槽関係書 メーター設置図 隔測メーター格納図・配線図等			

* ⑩添付書類は、事前協議と変更がなければ提出を省略できる。

事前協議における合意事項

- (1) 給水の形態は、_____方式とし、子メーターは_____メーターとする。
- (2) 子メーターが平型の場合は、企業長が設置し、貸与する。
- (3) 子メーター廻りは、集合住宅における工事標準図を順守し、検針及び検定満期における交換が容易になるようにする。
- (4) 戸別徴収事務は、子メーターを定例日に検針し、総括メーターと子メーターとの水量差は所有者が支払う。
- (5) 所有者は、子メーターの保管義務、口座振替の推進等を図るほか、桶川北本水道企業団給水条例を順守する。また、貯水槽水道の場合は定期点検及び検査、直圧給水の場合は定期点検及び管理を誠実に履行しなければならない。
- (6) 当該建物の所有者に異動があった場合は、速やかに企業長に届け出るものとする。この場合において、新たに所有者となったものは、この合意事項を継承するものとする。
- (7) 集合住宅等の戸別徴収事務に関する規程及びこの合意事項に反する行為があった場合は、企業長はこの契約を破棄し、総括メーターによる一括検針に変更することができる。

戸別徴収事務に関する契約書

下記の集合住宅等における上下水道料金の戸別徴収事務に関し、集合住宅等の戸別徴収事務に関する規程第7条第1項の規定に基づき桶川北本水道企業団企業長（以下「甲」という。）と当該集合住宅の所有者 _____（以下「乙」という。）は、協議事項を遵守するため、次のとおり契約を締結する。

①契約書	新規 再締結	②認定番号	第 号	③総括メーター	口径 mm
④建物の場所			⑤建物の名称		
⑥給水の形態	貯水槽水道	m ³ 直圧 増圧	⑦水道メーター	口径 mm、戸	個他 個
⑧入居の形態	賃貸 分譲	賃貸・分譲混合	⑨その他		

第1 給水設備の方式と管理・点検

この建物の給水方式は、_____方式とし、関係法令等に基づいて乙が管理及び点検することによって、給水に支障のないようにする。

第2 総括水道メーター（親メーター）及び各戸水道メーター（子メーター）

- (1) 甲は、平型又は遠隔表示水道メーターを設置し、乙に貸与する。故障及び検定満期の取替えについても同様とする。
- (2) 総括又は各戸水道メーターの保管及び管理は、乙が行うものとする。
- (3) 乙が前項の管理義務を怠ったため水道メーターをき損し、又は忘失したときは、その損害を甲に賠償しなければならない。
- (4) 各戸水道メーターが隔測メーターの場合は、乙が設置する。検定満期の取替え及びその後の管理は甲が行う。

第3 メーター廻り

- (1) 乙が施工する止水栓の取付けは、事前に甲の指示を受け、停水等に便利な場所に設置しなければならない。
- (2) 各メーター廻りは、水道メーター設置基準及び給水装置の構造及び材質に関する規程に定める集合住宅におけるメーター廻り工事標準図によるものとする。
- (3) 給水方式を増圧高置水槽方式とする場合においては、総括メーター廻りはメーターバイパスユニットを乙の負担で設置しなければならない。
- (4) 総括水道メーターが口径50mm以上の場合は、遠隔表示水道メーター用カウンターポールを乙の負担で設置する。

第4 戸別検針及び戸別徴収

- (1) 甲は、総括及び各戸水道メーターを甲の定例検針日に検針を行い、総括水道メーターの使用料は所有者又は設置者等から、各戸の水道料金は当該各戸の利用者から徴収するものとする。
- (2) 総括水道メーターの使用水量が各戸水道メーターの合計水量を著しく超えると

きは、甲は、その差額の水道料金を乙から徴収するものとする。

(3) 水道料金の支払は、各戸の使用者が口座振替の方法により納付するものとする。

第5 乙の責務

(1) 乙は、貯水槽水道の場合桶川北本水道企業団給水条例（以下「給水条例」という。）第44条の規定に基づき貯水槽水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を受け又は検査を行わなければならない。

(2) 乙は、3階以上で概ね10階建て以下の建築物で設置される増圧給水設備に対して、当該増圧設備等の機器が正常に機能するよう管理し、及び定期的に検査を受けなければならない。

(3) 乙は、各戸水道メーターについて水道の不正使用を防止し、保管義務及び給水条例を遵守するものとする。又、水道料金の支払については、口座振替の普及に努めるものとする。

(4) 乙は、当該集合住宅等を他に譲渡し名義を変更したときは、速やかに甲に届け出なければならない。

第6 本契約書の継承及び新規締結

(1) 乙は、第5乙の責務第4号の異動等があったときは、新たな所有者に対し、この契約事項を継承するよう努めなければならない。

(2) 甲は、前号の場合において必要あると判断したときは、新たな所有者を乙として、甲乙協議の上、新たに契約書を締結するものとする。

第7 一括検針

甲は、この契約事項に対し、乙の不正な行為又は改善等命令が不履行のときは、本契約書を破棄することができる。この場合において、甲は文書において乙に通知するものとし、乙の使用水量は、総括水道メーターで検針し、その水道料金は乙が一括して支払うものとする。

第8 契約書の押印

本契約書は、2通作成し、甲乙押印の上各1通保有する。

年 月 日

甲 桶川北本水道企業団
企業長 印

乙 印

桶川北本水道企業団配水管施設に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、桶川北本水道企業団給水区域内において、配水管が施設されていない区域に配水管を施設することに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(適用の範囲)

第2条 この要綱は、自ら居住するために住居を新設する者又は既に居住している者が給水装置の新設の申し込みをする場合において、当該区域が次の各号の一に該当するときに適用する。

- (1) 配水管が施設されていないとき。
- (2) 企業長の施設した配水管から分岐して設けられた給水管が施設されているが、給水装置の新設により水圧不足が予測される時。

2 前項の規定にかかわらず、企業長の施設した配水管が至近距離にあり、当該配水管から分岐して給水装置を新設する場合は除くものとする。

(用語の定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 配水管 企業長が施設する口径50mm以上の管をいう。
- (2) 給水装置 桶川北本水道企業団給水条例（平成10年条例第4号。以下「条例」という。）第3条に規定する給水装置をいう。
- (3) 水道使用者等 条例第20条に規定する水道使用者等をいう。

(配水管施設の申込)

第4条 給水装置の新設の申し込みをしようとする者の区域が第2条第1項に該当するときは、当該申込者は配水管施設申請書（様式第1号）を提出しなければならない。

2 企業長は、前項の申請があったときは配水管を施設し、当該配水管から給水装置を分岐できるようにするものとする。

(給水装置の切替え)

第5条 企業長は、配水管を施設する場合において水道使用者等に帰属する給水装置が施設されているときは、当該水道使用者等の承諾を得て当該配水管に既設の給水装置を切替えるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、水道使用者等の承諾が得られないときは、企業長が施設した配水管に既設の給水装置は切替えないものとする。この場合において、水道使用者等に帰属する給水装置に修繕等の処置を講ずる必

要が生じたときは条例第23条の規定により対処し、これに要した費用は水道使用者等の負担とする。

(委任)

第6条 この要綱の施行に関し必要な事項は、企業長が別に定める。

附 則 (平成10年3月26日要綱第1号)

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則 (平成14年3月22日要綱第2号)

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年7月14日要綱第6号)

この要綱は、公布の日から施行する。

様式第 1 号

配水管施設申請書

年 月 日

桶川北本水道企業団
企業長 様

住所

氏名

①

桶川北本水道企業団配水管施設に関する要綱第 4 条の規定により、
下記のとおり申請します。

記

1 給水装置申請場所

2 現在の状況

3 給水予定日

年 月 日

4 添付書類 案内図・建築確認済証又は工事契約書の写し
建築平面図（給水引き込み予定箇所が分かるもの）

開発等行為に係る給水取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、桶川北本水道企業団（以下「企業団」という。）給水区域内における宅地造成、住宅団地開発、共同住宅、中高層建物及び建築物の建築（以下「開発等行為」という。）に係る給水（以下「開発給水」という。）に伴う当該地域の配水管等の布設整備によって安定給水を図るため必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第1条の2 この要綱において「管網整備」とは、当該開発給水地域に関わる地域の配水管網の整備であって、既設配水管等の布設替え及び新設配水管の布設をいう。

(事前協議)

第2条 開発等行為を施行しようとする者は、次の各号の一に該当する場合、企業長と開発給水に伴う施設整備について、協議しなければならない。

(1) 開発給水に伴う計画1日最大給水量が6立方メートル以上（宅地造成による土地分譲、建売りの開発及び住宅団地等集合住宅の居住に使用する場合は、1個所1立方メートルとみなす。）で、かつ、管網整備を要する場合

(2) 前号に掲げる場合のほか、企業長が協議する必要があると認めた場合

2 前項の規定により協議しようとする者（以下「事前協議者」という。）は、開発給水に伴う管網整備計画書（様式第1号）を速やかに企業長に提出し、事前に協議しなければならない。ただし、企業長は、当該管網整備が付近の水圧に影響が少ないと認めたときは、管網整備計画書の提出を省略することができる。

3 前項の事前協議書は、給水系統を同じくする周辺地域で、それぞれ開発等行為を行おうとする者があるときは、共同して開発給水に伴う管網整備計画書を提出することができる。

(管網整備の原則)

第3条 開発給水に伴う管網整備は、開発等行為をしようとする周辺地域における水圧及び水量に影響を及ぼさないものでなければならない。

2 開発給水に伴う管網整備による配水管等の新設又は改造の工事（消火栓設置を含む。以下「配水管等布設工事」という。）の施行は、企業団の配水管網整備計画を基本に、当該地域の給水状況を考慮したものでなければならない。

(申請者施行の原則)

第4条 配水管等布設工事は、開発給水しようとする者（以下「申請者」という。）が施行するものとする。

2 前項に規定する工事は、企業団「水道工事標準仕様書」により施行し、既設給水装置の切替え等の工事は、給水装置の構造及び材質に関する規程（平成10年規程第8号）により施行しなければならない。

(工事付帯費用)

第5条 申請者は、開発給水に伴う管網整備に係る工事付帯費用（別表）を納入しなければならない。

(申請)

第6条 申請者は、開発給水に伴う管網整備承認申請書（様式第2号）を企業長に申請し、その承認を得なければならない。

2 企業長は、前項の規定により申請された施行業者について、異議があるときは変更を求めることができる。

(承認通知)

第7条 企業長は、前条の規定による申請を承認したときは、開発給水に伴う管網整備承認通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

2 前項の承認通知書は、第5条による工事付帯費用の納入を条件とし、当該費用の納入をもって当該配水管等布設工事の施行を同意したものとする。

(施設の譲渡)

第8条 申請者は、配水管等布設工事が完成したときは、速やかに施設の工事完成・無償譲渡届（様式第4号）を企業長に届け出るものとする。

2 企業長は、前項の工事完成・無償譲渡届に添付された図書に基づいて、工事完成検査を行い、検査の合格が認められたときは、開発給水に伴う管網整備に係る水道施設の譲受書（様式第5号）により、速やかに申請者に通知する。

3 前項に規定する譲受書の通知日をもって、配水管等の施設は、企業団に帰属する。

(譲受施設の補修責任)

第9条 前条第3項により企業団に帰属した配水管等の施設管は、企業団に帰属後1年間は申請者のかし担保とする。ただし、1年を経過した後においても工事の施行が原因とみられる補修については、申請者の責任において行うものとする。

(開発等行為の中止)

第10条 申請者は、開発等行為を中止しようとするときは、開発等行為中

止届（様式第6号）を企業長に提出しなければならない。

（配水管布設等工事の変更）

第11条 申請者は、配水管布設等工事を変更しようとするときは、企業長と協議しなければならない。

（申請者の氏名等の変更）

第12条 申請者は、住所又は氏名（法人にあつては、主たる事業所の所在地、その名称又は代表者の氏名）を変更したときは、申請者氏名等の変更届（様式第7号）により変更の事実を証する文書を添えて、速やかに企業長に提出しなければならない。

（その他必要な事項）

第13条 この要綱に定めるもののほか、開発等行為に関し必要な事項は、企業長が別に定める。

附 則（平成10年3月26日要綱第2号）

1 この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

2 この要綱は、施行の日以後に申請する開発等行為に係る水道施設取扱から適用し、同日前に申請を受理したものについては、なお従前の例による。

附 則（平成15年3月25日要綱第2号）

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月13日要綱第2号）

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年9月30日要綱第3号）

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

別 表

工事付帯費用

区 分	配水管の口径	金 額
直 接 経 費	50mm以下	18,000円 × (消費税)
	75mm	36,000円 × (消費税)
	100mm以上	144,000円 × (消費税)
管 理 費	50mm以下	30,000円 × (消費税)
	75mm	60,000円 × (消費税)
	100mm以上	240,000円 × (消費税)
排 水 費	1立方メートル当たり実費を乗じて得た額 + (消費税)	

- 1 直接経費は、道路占用に関する経費、工事中の断水費用、工事検査及び施行立会費をいう。
- 2 管理費は、施行以後の企業団の管理費用をいう。
- 3 排水費は、洗管等の排水に要する費用をいう。また、1立方メートル当たり実費は、前年度の給水原価とする。

様式第1号

開 発 給 水 に 伴 う 管 網 整 備 計 画 書

年 月 日

桶川北本水道企業団
企業長 様

事前協議者
住 所
ふりがな
氏 名
連絡先

開発給水の事前協議を受けたいので、必要図書を添えて次のとおり提出します。

項 目	(1) 新規 (2) 再提出	協議施設の名称				
工 事 場 所						
開発の目的	(1) 宅地造成による土地開発 (3) 宅地造成による建売り (5) 宅地造成による土地分譲 (7) 宅地造成による賃貸分譲	(2) 共同住宅の建築 (4) 中高層建物の建築 (6) 公共施設の建築 (8) その他の建築物()				
施設の概要	敷地総面積	区画数	戸 数	床面積	棟 数	階 数
	m ²	区画	戸	m ²	棟	階
造 成 地 の 地 盤	(1) 埋め立て又は盛り土による造成地盤の開発給水 (2) 前号以外の造成地盤の開発給水					
計画1日最大給水量	m ³	給水開始	年 月 日 予定			
添 付 書 類	(1) 案内図 (3) 付近道路の公図 (5) 道路位置指定通知書 (7) 受水槽に関する説明書 (9) 水道メーター設置詳細図	(2) 造成地又は住宅団地等平面図 (4) 工期予定表 (6) 開発許可書(写し) (8) 計画1日最大給水量の積算書 (10) 他官公署との協議書(写し)				
斡旋業者等						

開発給水に伴う管網整備承認申請書

年 月 日

桶川北本水道企業団
企業長 様

申請者
住 所
ふりがな
氏 名
連絡先

年 月 日協議した下記の開発等行為について、開発給水に伴う管網整備承認について申請します。

記

1	管網整備の名称				
2	施 行 地				
3	敷地総面積	m ²	区画数	区画	戸数 戸
	床総面積	m ²	棟 数	棟	階数 階
4	道路の状況	公道 私有	舗装道	砂利道	一部砂利道
	配水管等布設延長	m	管種	口径 mm	
	仕切弁 体	スリース弁 体	消火栓 基	その他()	
5	舗 装 復 旧 道路占用条件による自主復旧				
6	造成地盤の状況				
7	計画1日最大給水量	m ³	8 給水開始	年 月 日予定	
9	設 計 図 書 等 管布設平面図 部分詳細図 設計書 その他の図書				

開発等行為に係る給水取扱要綱第4条第1項の規定による申請者施行につき、下記の施行業者を選定しましたので承認願います。

施行業者	住 所 ふりがな 代表者 工事経歴書(必要なとき)
------	------------------------------------

開発給水に伴う管網整備承認通知書

施 第 号
年 月 日

様

桶川北本水道企業団
企業長

開発給水に伴う管網整備承認の通知について

年 月 日付で申請のありました標記のことについて、開発等行為に係る給水取扱要綱の各条項にご協力を願うことを条件に承認しますので通知します。

なお、下記の付帯工事費を別紙納入通知書により納付願います。納付期限までの納入をもって、本工事の同意がなされたものとみなします。

記

1 納入通知書の内訳

区 分	金 額
直 接 経 費	円
管 理 費	円
排 水 費	円
小 計	円
消 費 税 相 当 額	円
合 計	円

2 納付期限

年 月 日

3 舗装復旧費は、自主復旧となります。

4 本工事の配水管等の施設は、企業団に無償譲渡願います。

施設の工事完成・無償譲渡届

年 月 日

桶川北本水道企業団

企業長

様

申請者

住所

氏名

連絡先

年 月 日付で開発給水に伴う管網整備承認のありました配水管等布設工事について、下記のとおり水道施設の設置工事が完成しましたので、無償にて譲渡いたしたく届け出します。

なお、添付した工事完成図等により、水道施設の完成検査をお願いします。

記

1 管網整備の名称

2 設置場所

3 工事完成日 年 月 日

4 設置した施設

(1) 布設管種

(2) 布設管口径

(3) 布設延長

(4) 付属器具類

5 添付書類

(1) 位置図及び工事写真

(2) 工事完成図（布設平面図、部分詳細図、主要部オフセット図）

(3) 管布設直接工事費の内訳

6 その他

開発等行為に係る給水取扱要綱第9条に規定する譲受施設の補修責任について確約します。

開発給水に伴う管網整備に係る水道施設の譲受書

年 月 日

様

桶川北本水道企業団
企業長

年 月 日付で開発給水に伴う管網整備承認のありました配水管等布設工事について、年 月 日付で工事完成した下記の水道施設の無償譲渡届を受理し、当該工事の完成検査に合格しましたので、これを無償にて譲り受けいたします。

記

- 1 管網整備の名称
- 2 設置場所
- 3 工事完成検査日 年 月 日
- 4 譲り受けした施設
 - (1) 布設管種
 - (2) 布設管口径
 - (3) 布設延長
 - (4) 付属器具類
- 5 その他

開 発 等 行 為 中 止 届

年 月 日

桶川北本水道企業団
企業長 様

住 所
氏 名

年 月 日付施第 号で開発給水に伴う管網整備承認
通知について当該工事が不要となりましたので、下記のとおり理由を付して届けます。

記

- 1 管網整備の名称
- 2 施 行 地
- 3 中 止 理 由

申請者氏名等の変更届

年 月 日

桶川北本水道企業団

企業長 様

住所

氏名

年 月 日付施第 号で開発給水に伴う管網整備承認

通知書を受けましたが、次のとおり申請者について変更したので届け出します。

住所	新	
	旧	
名称	新	
	旧	
氏名	新	
	旧	
連絡先	新	
	旧	
管網整備の名称		
施行地		

※変更の事実を証する書類を添付していただきます。

桶川北本水道企業団指定給水装置工事事業者審査委員会規程

(目的)

第1条 この規程は、桶川北本水道企業団指定給水装置工事事業者（以下「指定工事業者」という。）の公正の確保と透明性の向上を図ることを目的に、桶川北本水道企業団指定給水装置工事事業者規則（平成10年規則第5号。以下「規則」という。）第19条第2項の規定に基づき指定工事業者審査委員会（以下「委員会」という。）について定める。

(組織)

第2条 委員会は、事務局長、事務局次長及び課長を委員として組織する。

(委員長)

第3条 委員長は、事務局長をもって充てる。ただし、委員長に事故あるときは、事務局次長がその職務を行うものとする。

(委員長の職務)

第4条 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

2 委員長は、委員会の議長となる。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員会は、半数以上の委員が出席しなければ会議を開くことはできない。

3 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決する。

4 指定工事業者に関する事務分掌課（以下「主務課」という。）の長は、議長の許可を得て、説明員として関係職員を出席させることができる。

(審議事項)

第6条 委員会は、規則第19条第1項各号について審議する。

2 主務課の長は、審議に係る資料を委員会に提出し、状況報告するものとする。

(審議の報告及び決定)

第7条 委員長は、審議の経過及び結果を企業長に報告し、決裁を得るものとする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、主務課の分掌係において処理する。

(委任)

第9条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、企業長が定める。

附 則（平成13年3月1日規程第7号）

この規程は、平成13年3月1日から施行する。

附 則（平成 22 年 2 月 16 日規程第 1 号）
この規程は、公布の日から施行する。

桶川北本水道企業団指定給水装置工事事業者の研修に関する取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、桶川北本水道企業団指定給水装置工事事業者（以下「指定工事業者」という。）に定期的な研修を受講させることにより、水道使用者への安全かつ安心な給水の確保の実現に向けて企業長からの速やかな情報提供を図るとともに、併せて、給水装置工事主任技術者（以下「主任技術者」という。）の選任、解任等の変更届の提出状況等の確認を同時に行うことを目的とする。

(研修対象者)

第2条 研修の対象は、企業長が指定をした全ての指定工事業者のうち、この研修を踏まえ必要な社内の周知や教育を実施できる者を対象とする。

(研修時期)

第3条 おおむね3年に1回の開催とする。

(研修通知)

第4条 企業長は、指定をした指定工事業者全てに対して通知するものとする。

(申請手続)

第5条 研修を受講しようとする指定工事業者は、次に掲げる事項を記載した桶川北本水道企業団指定給水装置工事事業者研修受講申請書（様式第1号）を企業長に提出するものとする。

- (1) 指定工事業者名及び住所
- (2) 研修を受けようとする者の氏名及び住所
- (3) 主任技術者名及び免状交付番号

(研修費用)

第6条 企業長は、研修に際し、研修を受講する指定工事業者から研修受講料として、その費用を徴収することができる。

(修了証書の交付)

第7条 企業長は、研修受講者に対して、修了証書（様式第2号）を交付する。

(研修未受講者の取扱い)

第8条 企業長は、研修を受講しなかった指定工事業者に、次の各号のいずれかの書面を提出させるものとする。

- (1) 桶川北本水道企業団指定給水装置工事事業者研修不参加理由書（様式第3号）

(2) 社団法人日本水道協会埼玉県支部指定給水装置工事事業者研修会受講
証明書の写し

(研修の実施主体)

第9条 研修は、企業長が実施する。ただし、社団法人日本水道協会埼玉県
支部等を主体として広域的に研修を開催することを妨げるものではない。

その際、個々の水道事業者が指定工事業者に対して周知を必要としてい
る連絡事項（施工基準、指定材料等）に配慮することとする。

(日本水道協会埼玉県支部等による研修)

第10条 社団法人日本水道協会埼玉県支部等が指定工事業者に対し実施し
た研修を受講したときは、この要綱による研修を受講したものとみなす。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、指定工事業者の研修等に関し必要
な事項は、別に定める。

附 則（平成22年2月16日要綱第3号）

この要綱は、公布の日から施行する。

様式第1号(第5条関係)

桶川北本水道企業団指定給水装置工事事業者研修受講申請書

年 月 日

(あて先) 桶川北本水道企業団企業長

桶川北本水道企業団指定給水装置工事事業者の研修を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

指 定 番 号	第 号		
氏名又は名称			
住 所			
代表者の氏名			
電 話 番 号			
F A X 番 号			
Eメールアドレス			
研 修 受 講 者			
氏 名	住 所	主任技術者の場合	
		免状交付番号	水道企業団への選任届出の有無(チェックしてください)
		第 号	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>
		第 号	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>
		第 号	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>
		第 号	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>
		第 号	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>
		第 号	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>
		第 号	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>
		第 号	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>
		第 号	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>
		第 号	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>
		第 号	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>

第 号

修了証書

指定番号 第 号

氏名又は名称

受講者名

給水装置工事主任技術者免状の交付番号 第 号

あなたは 年度指定給水装置工事事業者の研修を
修了したことを証します

年 月 日

桶川北本水道企業団企業長

様式第3号（第8条関係）

桶川北本水道企業団指定給水装置工事事業者研修不参加理由書

（あて先）桶川北本水道企業団企業長

年 月 日

桶川北本水道企業団指定給水装置工事事業者の研修等に関する取扱要綱第8条の規定に基づき、次のとおり研修に不参加の理由書を提出します。

指 定 番 号	第 号
氏名又は名称	
住 所	
代表者の氏名	
電 話 番 号	

不参加理由

--

桶川北本水道企業団指定給水装置工事事業者の違反行為に係る 事務処理要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、桶川北本水道企業団指定給水装置工事事業者（以下「指定工事業者」という。）の違反行為に係る事務処理について、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）及び桶川北本水道企業団給水条例（平成10年条例第4号）の例による。

(違反行為の調査、報告等)

第3条 指定工事業者に関する事務分掌課の長（以下「主務課長」という。）は、指定工事業者が違反行為を行った疑いがあるときは、その事実関係の調査を行う。

2 主務課長は、前項の調査において違反行為の事実が認められたときは、当該指定工事業者に対し、直ちに違反行為を是正するよう指導する。

3 主務課長は、当該指定工事業者からてん末書の提出を求めるとともに、違反行為調査兼報告書（様式第1号）を作成し、これに当該てん末書を添えて企業長に報告しなければならない。

(文書等による注意)

第4条 企業長は、違反行為の内容を検討し、桶川北本水道企業団指定給水装置工事事業者規則（平成10年規則第5号。以下「規則」という。）第8条の規定による指定の取消し又は第9条の規定による指定の停止の処分（以下「処分」という。）は要しないが、違反行為の再発を防止するため注意等を促すことが必要と認めるときは、文書等による注意又は警告を行うことができる。

(意見陳述のための手続)

第5条 企業長は、違反行為の内容が処分に相当すると認めるときは、審査委員会の開催前に、当該指定工事業者について、弁明の機会を付与し又は意見陳述のための聴聞の手続を行うものとする。

2 弁明の機会の付与に当たっては、弁明書の提出を求めるものとする。

3 聴聞の実施に当たっては、聴聞通知書（様式第2号）により通知する。

4 聴聞は、主務課長が主宰する。

5 聴聞を終結したときは、主務課長は、速やかに聴聞報告書（様式第3号）

及び処分案を作成し、企業長に報告する。

(審査委員会への諮問)

第6条 企業長は、第3条第3項の違反行為調査報告書、前条第2項の弁明書及び第5項の聴聞報告書の提出を受け、処分の必要があると判断した場合は指定給水装置工事事業者審査委員会（以下「審査委員会」という。）に諮問することができる。

(水道技術管理者等の意見)

第7条 審査委員会の委員長は、処分の必要があると判断したときは審査委員会に水道技術管理者その他委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を求めることができる。

(処分の通知)

第8条 企業長は、処分を決定した場合は、指定工事業者に対し処分通知書（様式第4号）により、当該処分の通知を行う。

2 企業長は、処分を行う場合は、規則第10条の規定に基づき公示を行う。

(給水装置工事主任技術者に対する措置)

第9条 企業長は、法第25条の4に定める給水装置工事主任技術者に、法に違反する行為があったと認めるときは、その旨を国土交通大臣及び環境大臣に報告するものとする。

(処分等の基準)

第10条 この要綱に定める違反行為に対する処分等の基準は、別表のとおりとする。

附 則（平成22年2月16日要綱第2号）

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（平成30年3月13日要綱第3号）

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年9月30日要綱第2号）

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

附 則（令和6年3月29日要綱第1号）

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

桶川北本水道企業団企業長 様

主務課長

印

指定給水装置工事事業者違反行為調査兼報告書〔第 号〕

指定給水装置工事事業者が、下記のとおり桶川北本水道企業団指定給水装置工事事業者規則第8条又は第9条の規定に該当する行為が認められたため、報告します。

記

1 工 事 事 業 者 関 係	(1) 指定番号	第 号	(2) 指定年月日	年 月 日	
	(3) 氏名又は名称				
	(4) 代表者氏名				
	(5) ア 現在の事業の状況	継続中 ・ 休止 休止の年月日 (年 月 日)			
	イ 処分の前歴	・ な し ・ 指定停止 (1月以下 ・ 3月以下 ・ 6月以下) ・ 指定取消 (再指定年月日 年 月 日)			
2 違反項目					
3 水道法根拠条文					
水道法関係法令条文					
4 違反内容					
該当する処分					
5 行為の概要					

給 第 号
年 月 日

様

桶川北本水道企業団
企業長

聴 聞 通 知 書

桶川北本水道企業団指定給水装置工事事業者の違反行為に係る事務処理要綱第5条第3項の規定により、下記のとおり聴聞を行うので通知する。

記

1. 指定給水装置工事事業者名

指 定 番 号	第	号
名 称		
代 表 者 名		

2. 聴聞の対象となる違反行為

指定給水装置工事事業者違反行為調査兼報告書〔第 号〕の行為。

3. 聴聞の日時

年 月 日 時 分より

4. 聴聞の場所

桶川北本水道企業団中丸事務所〔北本市中丸6丁目83番地〕

桶川北本水道企業団企業長 様

主務課長

聴 聞 報 告 書

桶川北本水道企業団指定給水装置工事事業者の違反行為に係る事務処理要綱第5条第5項の規定により、下記のとおり聴聞を行ったので報告します。

記

1. 聴聞の対象となる指定給水装置工事事業者

指 定 番 号	第	号
名	称	
代 表 者 名		

2. 聴聞の対象となった違反行為

指定給水装置工事事業者違反行為調査兼報告書〔第 号〕の行為。

3. 聴聞の日時

年	月	日
時	分	～
時	分	

4. 聴聞の場所

桶川北本水道企業団中丸事務所

出席者

5. 処分案

水道法根拠条文

水道法関係法令条文

施行規則

6. 聴聞の概要

別 紙

給 第 号
年 月 日

様

桶川北本水道企業団
企業長

処 分 通 知 書

桶川北本水道企業団指定給水装置工事事業者の違反行為に係る事務処理要綱第8条により、下記のとおり処分するので通知する。

記

1. 処分内容

年 月 日 から

とする。

2. 処分となる指定給水装置工事事業者

指 定 番 号 第 号
名 称
代 表 者 名

3. 処分の対象となる違反行為

指定給水装置工事事業者違反行為調査兼報告書〔第 号〕の行為。

教示(行政不服審査法第57条第1項及び行政事件訴訟法第46条第1項の規定に基づく教示)

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、桶川北本水道企業団企業長に対して行政不服審査法(昭和37年法律第160号)による異議申立てをすることができる。

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、桶川北本水道企業団を被告として(桶川北本水道企業団企業長が被告の代表者となります。)、提起することができる。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に異議申立てをした場合には、処分の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起しなければならないこととされている。

聴聞調書

1	聴聞の件名	
2	聴聞の期日及び場所	
3	聴聞に出頭した当事者(代理人、補佐人)の氏名(名称)及び住所	
4	聴聞に出頭した参加人(代理人、補佐人)の氏名(名称)及び住所	
5	陳述書又は証拠書類等を提出した当事者、参加人、又はこれらの代理人の氏名(名称)及び住所	
6	聴聞に出席した企業団の職員の職名及び氏名	
7	出頭せず、かつ、陳述書又は証拠書類等を提出しなかった当事者又は参加人の氏名(名称)及び住所並びに出頭しなかったことについての正当な理由の有無	
8	聴聞関係者の陳述要旨(陳述書による意見の陳述を含む)及び企業団職員の説明等の要旨	
9	証拠書類等の標題	
10	その他参考となるべき事項	

作成日	年 月 日	主催者	職名	氏名	(印)
-----	-------	-----	----	----	-----

別表(第10条関係)

指定給水装置工事事業者の違反行為に係る処分基準

[1/3]

違反項目	水道法 根拠条文	水道法関係法令条文		違反内容	処分内容
指定要件違反	第25条の11 第1項第1号	第25条の3 第1項第1号	施行規則第21条	1.事業所ごとに給水装置工事主任技術者を置かないとき。	指定取消し (指導に従わない時)
		第1項第2号	施行規則第20条	2.国土交通省令で定める機械器具を有しなくなったとき。	指定取消し (指導に従わない時)
		第1項第3号イ		3.心身の故障により給水装置工事の事業を適正に行うことができない者として国土交通省令で定めるものであることが判明したとき。	指定取消し
		第1項第3号ロ		4.破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者であることが判明したとき。	指定取消し
		第1項第3号ハ		5.水道法に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者であることが判明したとき。	指定取消し
		第1項第3号ニ		6.指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者であることが判明したとき。	指定取消し
		第1項第3号ホ		7.業務に関し不正又は不誠実な行為をしたとき。	
				①無断通水、メーターの不正使用等をしたとき。	指定取消し又は 指定停止6月以下
				②道路掘削許可、道路使用許可を受けずに工事を施行したとき。	指定停止6月以下
				③施工上の安全管理を怠り、従業員を死傷させたとき。	指定停止3月以下
				④施工上の安全管理を怠り、公衆に死傷者を出し、又は被害を与えたとき。	指定停止6月以下
				⑤研修機会の確保をしなかったとき。	文書注意
				⑥文書注意に従わないとき。	文書警告
		⑦文書警告に従わないとき。	指定停止3月以下		
		⑧その他の違反行為 (主として企業長の承認を受けずに工事を施行したとき又は 工事完成後企業長の検査を受けなかったとき。)	指定停止6月以下		

違反項目	水道法 根拠条文	水道法関係法令条文		違反内容	処分内容
給水装置工事主任技術者選任等義務違反	第25条の11 第1項第2号	第25条の4 第1項 第1項 第2項 第1項	施行規則第21条 第1項 第2項	1.給水装置工事主任技術者の選任又は解任の届出をしないとき。 2.給水装置工事主任技術者が2以上の事業所に選任され、その職務に支障があるとき。	指定取消し (指導に従わない時) 指定停止3月以下
届出義務違反	第25条の11 第1項第3号	第25条の7	施行規則 第34条・第35条	1.事業所の名称及び所在地等の変更届を提出しないとき。 2.休止届、廃止届、再開届を届出しないとき。 3.上記1.2.について虚偽の届出をしたとき。	指定取消し (指導に従わない時) 指定取消し (指導に従わない時) 指定取消し

違反項目	水道法 根拠条文	水道法関係法令条文	違反内容	処分内容	
事業の運営基準 違反	第25条の11 第1項第4号	第25条の8	施行規則第36条 第1号	1.給水装置工事ごとに給水装置工事主任技術者を指名しなかつたとき。	指定停止1月以下
			第2号	2.配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口から水道メーターまでの工事を施行する場合において、当該配水管及び他の地下埋設物に変形、その他の異常を生じさせることがないように適切に作業を行うことができる技能を有する者を従事させ、又はその者に該当工事に従事する他の者を実施に監督させないとき。	
			第3号	3.企業長の承認を受けた工法、工期その他の工事上の条件に適合しない工事を施行したとき。	
			第5号イ	4.水道法施行令第6条に規定する基準に適合しない給水装置を設置したとき。 (令第6条:給水装置の構造及び材質の基準)	
			第5号ロ	5.給水管及び給水用具の切断、加工、接合等に適さない機械器具を使用したとき。	
		第6号	6.指名した給水装置工事主任技術者に、施行した給水装置ごとに工事記録を作成させなかつたとき。又は、当該記録をその作成の日から3年間保存しなかつたとき。	指定停止3月以下	
工事施行に関する義務違反	第25条の11 第1項第5号	第25条の9		1.給水装置の検査の際、企業長の求めに対し、正当な理由なく給水装置工事主任技術者を検査に立ち合わせないとき。	指定停止3月以下
			第1項第6号	2.給水装置工事に関する報告又は資料の提出の求めに対し、正当な理由なくこれに応じず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。	指定停止3月以下
			第1項第7号	3.施行した給水装置工事が水道施設の機能に障害を与え、又は与えるおそれ大きいとき。	指定停止6月以下
不正申請	第25条の11 第1項第8号			1.不正の手段により指定工事業者として指定を受けたとき。	指定取消し

桶川北本水道企業団指定給水装置工事事業者違反行為事務処理フロー

